

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学

## 生涯学習研究センター紀要

## 第18号

## 目次

## ■研究論文■

- 生涯学習としての日本語教育 ..... 荻原桂子 ..... 1
- 大学生のインターンシップ参加・不参加比較研究 ..... 藤淵明宏 ..... 13  
—北九州市内大学の調査を通して—
- 谷崎文学における関係美学 ..... 張冬梅 ..... 25  
——〈古典回帰〉時期の作品「春琴抄」を中心に——
- 中国人学習者による「依頼表現」の習得について ..... 丁玲玲 ..... 31
- 障害が疑われる就学前の幼児の発達に応じた関係づくり ..... 小沢日美子 ..... 37  
—A発達支援センターの事例—
- スポーツに関わる法律の課題点についての概観 ..... ダタール ニティン ..... 49
- 音楽を活用した保健室経営の研究 ..... 江崎和子 ..... 65  
岩本彩也華  
井澤春美
- 豊子愷訳『落窪物語』について ..... 徐迎春 ..... 81
- 大学の生涯学習センターが地域社会に求められる新たな役割に関する一考察 ..... 古市勝也 ..... 95  
—自治体と大学との新しい連携のあり方を求めて—  
ブストス・ナサリオ
- 栄養士養成課程における卒業学習方法を意識した在学時eラーニングの教育効果 ..... 樋口行人 ..... 107  
横家将納
- 脈絡なき途絶という方法 ..... 白瀬浩司 ..... 115  
——《絵本分析》小林豊著『せかいいち うつくしい ぼくの村』——
- 研究報告■
- インドネシアの国際競技力とスポーツ組織に関する報告 ..... 山口恭平 ..... 127

2013年

## 生涯学習としての日本語教育

荻原 桂子

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻教授

### JAPANESE LANGUAGE EDUCATION AS A LIFELONG LEARNING ACTIVITY

Keiko OGIHARA

Professor, Course of Principal Human Sciences, Department of Human  
Development, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University

#### ABSTRACT

Japanese language education is necessary not only for foreigners but for Japanese people as well. I am reminded of how much there is to know about Japanese when I read Japanese from a foreigner's viewpoint. Japanese people may think that they do not need to continue learning Japanese since it is their own native language. That is not correct. In the modern era of computers and globalization, knowledge of Japanese language is increasingly needed. I have considered about Japanese for lifelong learning not only as one whose native language is Japanese but based on my practical experience of mutual learning between Japanese students and Chinese students of Japanese as a foreign language. The students belong to the Department of Humanities at Kyushu Women's University. When a Japanese student reads Japanese along with a Chinese student learning Japanese, she discovers a lot about her own native language. The Japanese student's understanding of Japanese grows while supporting the Chinese student's Japanese language education.

**Keywords:** Lifelong Learning, Japanese Language Education

## はじめに

日本語教育とは、外国人のためだけではなく日本人のためにも必要ではないか。日本語を外からみてみると、日本語について知らなかったことがたくさんあることに気づかされる。日本人だから日本語は勉強する必要はないと思っていると案外失敗することがある。情報化・国際化が声高にさげられる現代社会において、日本語の知識や運用能力が必要とされる場面が多くなってきた。日本語を母語として内側に抱え込むのではなく、日本語を外国語として学習する人々とともに学ぶという生涯学習としての日本語教育について、現在九州女子大学人間科学部で実施している中国人留学生と日本人学生の相互学習の実践から論究する。日本語を外国語として学習する中国人留学生とともに、日本人学生も外国語として日本語をみてみるとさまざまな発見がある。中国人留学生の日本語学習をサポートすることで、日本人学生の日本語に対する意識が変化するのである。

### 1. 生涯学習としての日本語教育

言語を学習するのは、しぐさや外見などでは表せない思想や意見を具体的に相手に伝えるためである。母語である第一言語にくわえて、母語以外の第二言語で自分の思想や意見を相手に伝えるということについて考える。母語でさえ、自分の思想や意見を明晰に相手に伝えるには工夫が必要である。まして、話者の母語でない第二言語で自国の言語しか知らない相手に自分の思想や意見を伝えるということは困難なことである。第一言語では不自由しなかった日常会話も第二言語となると思うようにいかないということは多々ある。

谷口すみ子氏は言語学習について、「言語は自己実現の手段だと考えます。そして第二言語を学習する目的とは、異なる文化・社会においても、自分が自分であるために、生活を確立し、自分の人となりをも的確に伝えることのできることを使って、周りの人たちと協働的な関係を作っていくことではないか」<sup>1</sup>と指摘している。つまり、第二言語を学習するということは、自分の生活を支えてきた母語以外の言語で未知の人々と新しい関係を切り開いていくための「手段」だといえる。外国語学習の目的は単に言語を学習することにあるのではなく、言語をとおした自分と未知なる世界の関係をつなぐためといえる。すなわち「外国語を学習するということは、言語に関する知識を覚えて使えるようになるということだけでなく、それ以外の領域でもなんらかの変化を引き起こす」<sup>2</sup>というのである。その言語をとりまくさまざまな生活や文化や人間について、さらに自国の生活や文化や人間との比較における差異について考えをめぐらすことになる。ここに、異文化理解・人間理解すなわち他者への関心がふくらむことになる。他者への関心とはコミュニケーションの原点である。最近取りあげられることの多いコミュニケーション力とは、他者への関心と深い関係がある。情報化時代において、情報にばかり関心がいつて活きた他者への理解・関心が害われている傾向がある。内側にこもる関心・興味だけでなく、外側に開かれた関心・興味をもつことで、今までとは違った風景や人間関係がみえてくることだろう。

ここでは、中国語を母語とする中国人留学生が日本語を第二言語として学習するうえでの言語学習について考察する。尾崎明人氏は、「日本人が外国人とのコミュニケーションを成功させたいと考えて、努力しない限り、外国人の日本語能力が伸びても円滑なコミュニケーションは保証されない」<sup>3</sup>と指摘する。日本人同士のコミュニケーション能力の危惧がささやかれる現代、日本語教育は、さまざまな異なった背景をもった人びととのコミュニケーション能力の向上という視点からも生涯学習の課題として重要であると考えられる。尾崎明人氏は「日本語教育の考え方を日本人に対する教育に取り入れるという視点も重要になる」<sup>4</sup>と述べている。生涯学習としての日本語教育とは、外国人のための日本

語教育というよりも、自分のコミュニケーション能力を見直すための外からみた日本語の学習と位置づけることができる。

## 2. 中国人留学生と日本人学生の相互学習

語用論的転移と社会言語学的転移を深く理解することが、外国語学習には大切である。日常言語能力は自国で学習することができるが、認知学習言語能力は外国文化のなかで外国人と交わりながらないと身につかない。この認知学習言語能力は、相手の文化への興味や実利があるほうが伸びやすい。自国で学んだ言語能力（音声・単語・文法）を基礎として、現地の外国人と交わることで談話能力を伸ばし、実際の文化に慣れることで社会言語能力を育むことができる。外国語学習には、言語能力・談話能力・社会言語能力を総合的に育成することを重視した語学学習の方法を確立することが重要である。

世界の言語は、推定5000～7000ある。このなかで、日本語を第一の言語として話す人の数は世界で9番目になるといい、第1位中国語、第2位スペイン語、第3位英語、第4位アラビア語、第5位ヒンディー語、第6位ベンガル語、第7位ポルトガル語、第8位ロシア語につづくというのである<sup>5</sup>。また、日本語を勉強しようという外国人の数は、2006年の統計で298万人以上であるという<sup>6</sup>。これだけ、たくさんの外国人が学習しようとする日本語を外国人の立場から見直し、日本語学習者に有効な学習法を研究するのは意義のあることである。

現在、日本で外国語として英語・韓国語・中国語を学ぶ人は多く、また、国内外で日本語教育に携わる人も増えている。第二言語習得における外国語学習の科学は、二十一世紀になって急速に発展している。グローバルな観点に立った世界観が一般化するにつれて、外国語学習は以前にも増して、現代を生きぬく知性の要件となっている。言語学・心理学・認知科学・人類学といったさまざまな学問を巻き込んで、外国語学習の科学は進歩している。文法訳読方式から外国語による外国人とのコミュニケーション重視の学習効果が問われている。

政府は、日本語教育の体制整備として、1983年に日本語能力試験、1988年に日本語教育能力試験が開始され、当時の文部省が主導する試験制度が実施された。1989年には入国管理の必要から財団法人日本語教育振興協会が作られ日本語学習者の民間教育施設の認定等の対応にあたっている。

近年、日本に留学する中国人学生数は急激に増加している。中国の政治・文化・経済において日本は重要な国であり、日本語を習得することが彼等にとって有益であるからである。そこで、増加し続ける中国人留学生における日本語教育の方法を研究目的としたプログラムが必要となってきた。日本人とは異なった言語、思考パターン、文化をもった中国語を母語とする中国人留学生に、日本語を第二言語として習得させるカリキュラムを作成し、同時に、日本人学生の中国語学習の方法を構築する日本語教育について考察する。

白井恭弘著『外国語学習の科学』<sup>7</sup>によると、言語間の距離が外国語習得の難易度に影響があり、中国語（北京語）と日本語の距離は、英語ほど離れてはいない。というのは、漢字文化圏に属することから、日本語に多用される漢語は比較的共通性をもっている。ただ、孤立語である中国語とは違って、膠着語という日本語の特性から、助詞・助動詞の使い方が中国人には難しいと思われる。こうした中国語と日本語の距離を正しく理解し、その言語の特性を学び、思考パターンや文化にいたるまでを含めた言語観を身につけることを目的とする。その際、日本人学生が加わることで、日本人学生との相互学習によって、日本語と中国語の差異に相互がかかわることが特色である。

本学に所属する中国人留学生に対して、日本人学生との相互学習により両言語の差異に基づく日本



図1

語学習カリキュラムを作成し、日本人学生との相互学習という日本語教育プログラムを作成し、そのプログラムの実施によって中国人留学生における日本語学習の方法を確立する。最初に、中国人留学生にとって日本語は、外国人が学習するときどのような言語として認識されているのかを各自発表することで考察する(図1)。

まず、日本語の特徴について研究する。日本語は、基本単語数が多いということがよく言われる。日本語能力検定試験N1に合格するのに必要な単語数は10000語である。この単語数の多さに加えて、日本語は相手に対する待遇表現が複雑であるという特徴が

ある。さらに、日本語を音にする表記法が、非常に複雑であるということである。しかも、ひとつの漢字に対して複数の読み方ができるということがある。しかし、こうした複雑な単語の特徴に対して、音の数が少ないという特徴もあり、発音に関しては学習しやすい。また、動詞の活用が単純であり、名詞の性別や数詞の厳密さが無い。こうした日本語の特徴をとらえて、外国人の日本語学習の技法について研究する。

日本語は、世界の言語のなかでも特異な存在として注目をあびている。しかし、近年の日本の少子化の問題を含め、日本語を母語として使用する人口が減少していることも確かなことである。日本語が滅亡することがあるなら、それは日本語の乱れとか日本語の変化という問題ではなく、日本語を使用する人間の数の減少が深刻な問題なのである。外国にいて感じるのは、日本語がどこへいっても通じないということである。これは、普遍性のある英語と比べると歴然とした差がある。日本語の歴史が、日本語の普及を阻んできたということが出来るかもしれない。しかし、日本語を世界にアピールすることに消極的であったという事実にも目をむけなければならない。英語に媚びすぎて、母語である日本語をおろそかにしていないかという反省をこめて日本語の素晴らしさを世界にアピールする研究に取り組んだ(図2)。



図2

本学に在籍する中国人留学生と日本人学生に実施する相互語学学習の研究データは他の外国語学習の方法にも応用が利くものであり、言語を基盤とした異文化理解を促進するものである。近年、英語学習の小学校への導入がはじまり、英語が重要視される昨今の教育現場に対して、日本語の重要性を外国語としての日本語という視点から強調していくことが、大切である。本研究によって日本語を母語とする人はもちろん、日本語を外国語として学習する人にも、日本語について興味と関心を持って日本語学習に取り組めるような日本語教育システムの開発が重要である。

日本語は、外国人が学習するときどのような言語として認識されているのかを研究し、学習者の立場に立って、その学習内容・学習方法・学習成果について考えていく。まず、母語である中国語の知識を最大限に活かし、インプット理解と意識的学習の連動を促すプログラムを考察する。

伝達中心の授業方法を徹底し、インプット=インターアクションの授業を展開する。異文化との意志伝達の重要性を説き、お互いの語学学習を3ヶ月実施し、その成果をチェックしながら、さらに高



図3

度な動機付けのもとにオーラル・アプローチを3ヶ月実施する。日本語によるインプット（読み・聞く）が十分でないとインプット＝インターアクションの実施が難しくなる（図3）。

学習のなかで、中国人留学生在が日本人学生に意見を伝達するというインタビュー形式も交え、日本人学生と積極的に会話をする。外国語学習の動機付けとして、日本人学生と意見交換ができるということは重要である。相互学習のなかで、中国人留学生1人に対して日本人学生チューター1人以上を募り、個別指導するチュートリアルを実施する。日本人学生のなかで中国語学習会を立ち上げ、日本人学生チューターの中国語運用能力の向上および日本語教員への導入を計る。

日本人学生のなかには、日本語教員を志望するものがあるので、外国人に日本語を教えるという体験をとおして、将来の仕事への導入にもなる。中国人留学生とともに日本語や日本文化を学習することは、自国の言語や文化に対する認識の深化と視野の拡大をもたらすことになる。学生の海外臨地研究に対する関心をもたせ、日本語教育能力の向上をはかる。

研究データをもとに作成したテキストを使って、アウトプット（話す・書く）能力の育成に取り組む。ディベートや発表による表現力の養成とレポート・論文作成による情報処理力の養成に重点をおく。コミュニケーションアプローチを積極的に取り入れ、伝達中心の教授法を取る。この時、日本人学生にも参加してもらって、日本人学生の反応をみる。日本人との意見交換は中国ではできないことで、日本に留学した意味がここで確認できる。

中国人留学生における日本語教育の方法で最後に残るのは、日本語による論文作成術の指導である。高度な専門知識を外国語によって表現するという難易度の高い学習になる。これには個人差があるので、集団指導ではなく、個別指導が必要になってくる。専門書の読解力・異文化の理解力・日本語による表現力が必要になってくる。中国人留学生個々の能力を測りながら、中国人留学生と日本人学生の相互学習ができるプログラムを立案し、実施する。日本人学生が留学生にチューターとしてつき学習をサポートし、日本人学生は中国語を、中国人留学生は日本語を相互に学びあって相互理解に励むことを目標とする。

こうしたインプット（読み・聞く）アウトプット（話す・書く）の学習を積み重ねることで中国人留学生の日本語能力の向上が期待され、日本語能力検定試験N1（公益財団法人 日本国際教育支援協会）合格を目指す。また、本学の中国人留学生の出身校である上海海洋大学（上海市）・中華女子学院（北京市）・大連外国語学院（大連市）・湖南女子学院（長沙市）での日本語教育の情報を交換する。

さらに、日本人学生の中国語能力の向上を図り、中国語検定準4級・4級合格（日本中国語検定協会）を目標とする。

左の写真は、本学での中国語学習会の様子であるが、日本人学生と中国人学生が積極的に交流することで、日本語を学びたいという中国人留学生の要望に応えることは日本人学生にとっても有効な学習である。日本語教育の需要はこの数十年の間、増え続けている。外国人の日本語学習者はこれからも増え続けることが予



図4

想され、生涯学習としての日本語教育は優秀な日本語教師を育成するうえでも意義あるものである(図4)。

国際交流基金日本語国際センターが1998年度に海外の日本語教育機関を対象に行った調査によると、115カ国で日本語教育が行われていることがわかった。日本語を学習する外国人の数は年々増加している。日本語を使ってコミュニケーションしたいという外国人がいることに日本人として十分に答えなければならない。本学に所属する中国人留学生の日本語能力の向上が期待される第二言語習得の研究に取り組み、日本人学生が英語・中国語・韓国語などの外国語学習の方法についても取り組んでいく。

現在、姉妹校である上海海洋大学(上海市)・中華女子学院(北京市)・大連外国語学院(大連市)・湖南女子学院(長沙市)からきた50名(短期留学生含む)の中国人留学生が、日本語・日本文化の研究のため九州女子大学に在籍する。中国人留学生のほとんどは中国で日本語を勉強してから来日するが、日本の大学で単位をとり卒業するには大変な努力が必要である。日本の大学でできる中国人留学生のための日本語教育の方法を研究するために、現在、九州女子大学人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻に所属する中国人留学生対象の日本語教育プログラムを作成し、実施している。母語習得(第一言語習得)と違って、学生の外国語習得(第二言語習得)には、習得の方法にさまざまな要素が関わる。学習者の母語との言語間の距離に加えて文化的背景によっても習得の難しさがある。相互学習を進めるうえでも、相互の文化的な相違に注意しながら、日本の伝統文化のひとつ「百人一首」などを取り入れた細やかな指導が必要になってくる(図5)。



図5

日本人学生にとって、中国語学習は言語間の距離という観点からは英語学習よりも習得しやすい言語ではあるが、中国語学習の最大の難問は発音にある。日本語をある程度理解できる中国人留学生に向かって、中国語で会話するというのは大変困難である。日本人学生にとって、中国語学習は、声調の習得が難しいポイントとなってくることがわかった。標準語である北京語を操る中国人留学生の声調には4つのパターンがあり、さらに前後の関係で声調が変化するというパターンの習得には6ヵ月という短期間では無理があった。言語間の距離では学習しやすいと思われていた中国語が、相互コミュニケーションの現場ではうまくいかないのである。第二言語習得には、学習の動機づけが重要な要素になるので、中国人留学生と仲良くしたい、お互いの社会や文化について深く理解し合いたいという思いを相互に抱くことが大切である。

### 3. 日本人学生と中国人留学生の北京語学研修

第二言語習得には、動機づけを高めるということが重要である。外国語を学ぶことによって異文化交流し、学習している言語を話す人々の文化に関心を持つことが大切である。中国語が実際に使用されている現地に行き、その文化に直接触れるために、2012年8月20日(月)から8月23日(木)まで、日本人学生と中国人留学生との北京語学研修を実施した。日本人学生は中国語学習の成果を発揮するものであり、中国人留学生は日本人学生に中国語を教え、自国の文化や歴史を説明するというまさに相互学習の体験学習となった。



図6

8月21日(火)は中国の文化を学習するために、北京市内から車で一時間以上離れた郊外の「八達嶺・万里の長城」と「明の十三陵(定陵)」を視察した。日本人学生は中国語の資料を読み、中国人留学生は日本語で各地の説明をした。世界遺産「万里の長城」のなかでも峰をつたう城壁の姿で一番有名な場所である「八達嶺」を見学した(図6)。「万里の長城」には非常に長い歴史があり、紀元前7世紀までさかのぼる。中国では紀元前7世紀戦国時代から7大諸侯がお互いの防御のために管轄する領地に防御壁を造るようになり、それが現在のひな形になっている。紀元前221年、秦は他の諸侯を滅ぼし中国を統一し、秦の始皇帝はいくつもの城壁をつなぎ合わせ「万里の長城」を完成させた。建造物の歴史の古いことにも驚くが、その長さは、全長6000キロメートルにも

およぶという。春秋戦国時代から明代まで絶えず修繕や増築が施され、「長城」は延々シルクロードまでのびているというのだ。

午後からは、世界遺産「明の十三陵(定陵)」に向かい、明代の皇帝の陵墓を見学した。明の第三代永楽帝が南京から北京に遷都する以前の1409年に三方を山に囲まれ南側が北京に向けて開けている天寿山の南麓に自らの陵墓を建設したのが始まりだった。1413年の完成以来、歴代13人の皇帝と23人の皇后などの墓が集まっている。右の写真の「定陵」は1584年から6年の歳月をかけて完成したもので、地下宮殿が公開されている。左配殿、右配殿、中殿、後殿、前殿の5つの部屋からなり、後殿の中央に万曆帝と2人の皇后の棺が安置されている(図7)。



図7



図8

8月22日(水)は、北京市西城区阜成門内宮門口二条19号にある「魯迅故居」および「魯迅博物館」を見学した(図8)。地下鉄阜成門駅から歩いて10分くらいのところに、魯迅が北京在住時に住んでいた家がある。メインストリートから少し入った路地奥にあり、敷地内には故居と「魯迅博物館」と書籍売店があり、入場料は学生・研究者は無料となっている。春名徹氏が「北京は魯迅が作家としての自己形成をとげた都市である」<sup>8</sup>と述べるとおり、館内はパネルや写真で魯迅の生涯がたどれるように設計されている。魯迅(1881年9月25日~1936年10月19日)

には、小説家、翻訳家、思想家としての業績がたくさんあり、浙江省紹興市出身で弟に日本文学研究者の周作人、生物学者の周建人がいる。代表作は『阿Q正伝』『狂人日記』などがある。なかでも北京在住時に書かれた『狂人日記』(1918年)は、いままでの文語体から口語体にかえ、被害妄想狂の心理を描写するのにすぐれていた。

魯迅は1902年3月から日本に公費留学し、日本語学校弘文学院にて日本語を学び、1904年9月から仙台医学専門学校(現在の東北大学医学部)に在籍し、そこで日露戦争時の中国人スパイが処刑されるニュース映画をみて喝采する仲間をみて、中国人を救うのは医学ではなく文学による精神の改革が必要であると考え(『呐喊』自序)。1906年3月仙台医専を退学し、東京での生活を始

めるが、帰国後は、杭州・紹興などを経て、1912年南京において中華民国臨時政府教育部員となる。

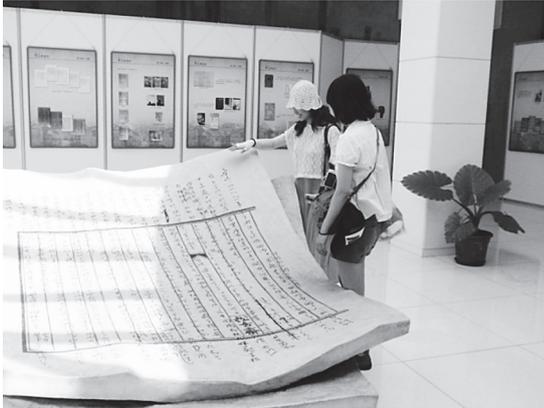


図9

さらに政府の移転に伴い北京へ転居する。1918年雑誌『新青年』に『狂人日記』を発表する。以来、「魯迅」およびその他多くのペンネームを用いて文筆活動を本格化した(図9)。また、北京大学などで非常勤講師として中国小説史の講義を担当した。中国の伝統的文学観においては、小説は歴史や詩文に比べて一段低いものと見なされ研究に値しないとされてきたのだが、魯迅は早くから散逸していた小説の断片を集めるなど実証的な基礎作業を進めていた。その蓄積にもとづいて神話伝説からの中国小説史を論じたものが『中国小説史略』(1924年)である。中国最初の小説史であり、今日でもこの分野を語る際の必読書となっ

ている。

博物館内には、代表作の原稿や書籍、魯迅が使った遺品の筆や机、愛蔵品等がガラス張りの陳列台に展示されている。中華人民共和国上海市虹口区四川北路2288号の魯迅公園内に位置する中国の文学者魯迅をテーマにした博物館である上海魯迅紀念館は、北京の魯迅博物館と区別されて称される。当初、魯迅紀念館は魯迅が死の間際に住んでいた上海大陸新村の住居(上海魯迅故居)で、1933年4月11日から1936年10月19日まで開かれていたが、現在地で開館したのは1951年1月7日である。特定の人物を顕彰する性格の紀念館(日本語では記念館)としては新中国になってはじめてであった。魯迅に関する文献資料が20万件余り収蔵されており、その中には魯迅の原稿や書画などのほか、魯迅が愛用していた生活用品も含まれている。また紀念館はこれらの収蔵品の展示と管理のほか、魯迅に関する研究や魯迅公園にある魯迅墓や魯迅故居(魯迅が生活していた家)の管理も担っている。現在の建物は1998年8月1日にオープンしたものである。北京の魯迅博物館には、上海の魯迅紀念館に展示されていたもののレプリカも展示されデスマスクもある。

敷地内には、魯迅が仙台医専で指導を受けた藤野先生の胸像がある。藤野先生というのは、仙台医専における魯迅の担任の教授であり、日本語が不自由だった彼を心配して、講義を書き取ったノートを持ってくるように言い、毎日丁寧に、朱筆でもって添削加筆してあげたという。魯迅はその親切を、自国に帰ってから忘れなかった。帰国する時、藤野先生は自分の写真の裏に「惜別」と書いて渡してくれたが、魯迅はそれを母国に帰ってもその後ずっと机の上に飾っていたという。1926年、魯迅は「藤野先生」を発表、藤野の名が世に知られるようになった。魯迅は恩師が世に知られることで消息不明の彼と連絡が取れるようになることを期待していたようだが、結局藤野が自ら名乗り出ることはなかったという。



図10

当時の医学専門学校は卒業にまで漕ぎ着けるのは至難の技であった。魯迅には多額の奨学金が支給されており、館内には夏目漱石など日本の小説の読書にも熱中していた資料が紹介されている(図10)。魯迅の翻訳は口語体を用い、創作におとらぬ文学的活動の中心であった。また、日本では魯迅の作品は中学校3年の国語の教科書で登場する。「故郷」は、中学校3年用国語教科書で竹内好『魯迅文集』(筑摩書房)収録の訳文が底本として用いられている。中国でも国民的作家として教科書に登場する魯迅であるが、日本と中国で教科書作家として読者の心に深く刻ま

れる「故郷」は両国の文化を理解するうえで重要な役割を果たしている。

魯迅のほかに北京に住む文学者として、現在日本でも注目されている作家に、2012年ノーベル文学賞を受賞した莫言（1955年～）がいる。莫言氏は山東省出身の農民の子として生まれ、1988年『赤い高粱』で倫理を超える農民の生命力を描いて、中国のガブリエル・ガルシア＝マルケスと呼ばれ、現代中国文学の最先端で活躍している作家であるが、春名徹氏は「変貌しつつある現代の大都市・北京にふさわしいといえる存在」<sup>9</sup>と述べている。

#### 4. 中国人留学生と日本人学生の津和野語学研修

生涯学習としての日本語教育において最も重要なことは、異文化を背景とした人間同士の理解にある。語学学習にはあくまでお互いの異質な立場を理解し、お互いの文化に対する関心を持ち、お互いの思想や意見を尊重し合うことが大切である。コミュニケーションには、相手との関係や場面によって、どのような言語行動が適切か判断する能力が必要である。言語能力（語彙・発音・文字表記を含めた文法能力）に加えて、談話能力、社会言語能力が重要になってくる。さまざまな場面において、効果的で正確な言語を使用する能力は母語でも重要であるが、異文化を背景とした第二言語習得においては難易度の高い学習内容となる。吉田研作氏は「コミュニケーション能力のうち、言語の構造以外の知識は、それぞれの言語の裏にある文化的・社会的背景に基づいている場合が多く、したがって、その文化や社会の中での「意味」や「意図」が理解できなければ、本当の意味でのコミュニケーションはできない」<sup>10</sup>と指摘している。コミュニケーションとは、自分とは異質な世界をもつ他者に対して想像力を豊かにすることで成立するものなのである。

北京語学研修では、日本人学生は中国社会や中国文化に対して理解を深めることができた。今度は、中国人留学生が日本社会や日本文化に対して理解を深めるために、2013年1月30日（水）、中国人留学生と日本人学生の津和野語学研修を実施した。



図11

中国人留学生は、留学前の言語能力（音声・単語・文法）を基礎にして、留学先の日本人学生との談話能力を中心とした相互学習を積み重ねてきた。今回の語学研修は、教室をでて社会言語能力を養成するために、期末試験終了後の春期休暇を利用した相互学習のグループ研修である。津和野史跡視察と森鷗外記念館・森鷗外旧居見学の2コースを、中国人留学生と日本人学生が事前に計画し、研修内容の準備にあたった。

移動の車中では漢字を使って中国語と日本語の違いに注目した語彙クイズを実施したり、ビンゴゲームをしたり、カラオケを使った日本の歌謡を中国人留学生が歌唱したりと充実した時間となった（図11）。

津和野語学研修では、相互学習のまとめとして島根県南西部にある、もと亀井氏4万石の城下町で「山陰の小京都」と呼ばれている津和野を訪れ、家屋や街並みといった日本の風景を楽しみ、そばと天ぷらといった日本食を味わい、抹茶を作法をふくめて体験し、ちょうど飾りつけられた御雛様を觀賞するという日本文化を満喫できる研修となった。写真は津和野の観光ポスターでも有名なスポットで、藩校養老館址、多胡家老門などの史跡があつまり、美しい道に時代劇にでてくるような門構えと白い壁が続く。側溝をみると、見事な錦鯉がたくさん泳いでいるのも日本の風景として美しさを引き立たせている（図12）。



図12

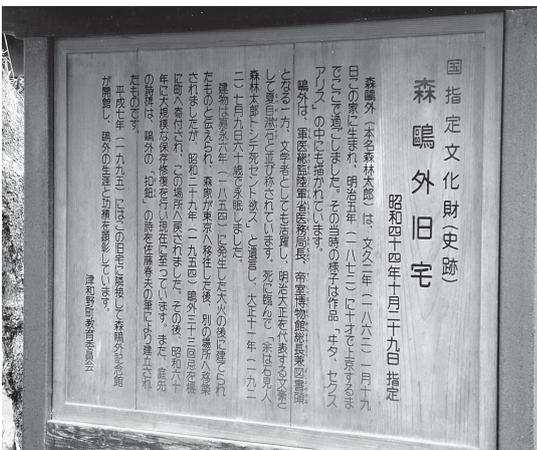


図13

また、森鷗外記念館・森鷗外旧居見学では、中国の魯迅と同じように日本の教科書に掲載されることの多い日本近代文学の巨人森鷗外について学習することができた。

森鷗外旧居は、木造平屋建て、瓦葺きの簡素な造りの鷗外が幼少時代を過ごした家で、4畳半の彼の勉強部屋や、のちに医学博士、文学博士、鷗外となる森林太郎の暮らしぶりがうかがえる(図13)。森鷗外(1862年1月19日～1922年7月9日)は、現在の津和野町町田に生まれた。本名は森林太郎といい、代々津和野藩の御典医をつとめる家柄で、幼い頃から論語、孟子、オランダ語、四書五経を学んだ。10歳で父と上京し勉学に励み、東京大学医学部を卒業し、軍医となり4年間ドイツに留学した。帰国後、「舞姫」「うたかたの記」「文づかい」を発表し、小説家としての才能を開花させた。陸軍軍医としても、軍医総監・陸軍省医務局長に就任し、軍医として最高の地位についた。

小説家としても小倉雌伏の時をへて、「半日」「雁」「青年」等を発表し豊熟の時代を迎える。作家と軍医という二つの人生を生きた鷗外は、死に臨んで「死ハ一切ヲ打チ切ル重大事件ナリ奈何ナル官憲威力ト雖此ニ反抗スル事ヲ得スト信ス余ハ石見人森林太郎トシテ死セント欲ス」と遺言を残してこの世を去った。墓表は中村不折によって遺言どおり「森林太郎墓」とのみ彫られている。

帰りの車中で配布したアンケート用紙には、全員が「有意義であった」と回答し、「相互学習でお互いの文化に興味・関心をもった」と回答している(中国人留学生15名、日本人学生15人)。その中でも、中国人留学生からは、「楽しかった」、「日本人学生と一緒に日本文化を体験したり、日本文化の勉強になった」、「日本の茶道の飲み方がわかるようになった」、「日本の伝統的な建物を見た」、「知らない日本の魅力を体験できた」、「いい環境、いい風景、地元のみなさんに親切にいただいた」、「感動した」という感想が述べられ、日本人学生からは、「なかなか話すことがない留学生と話すことができて本当によかった」、「今日中国についてまた新しく知ることができた」、「留学生との交流、語学や歴史や文化の相互学習のきっかけとなる研修で、よい思い出ができた」、「日本の伝統文化を再確認することができた研修であった」、「中国人留学生と話ができ楽しかった」、「台湾に留学するが、くじけそうになったらこの研修を思い出して今度中国人留学生と話すときは恥ずかしくないように頑張ろうと思った」、「中国人留学生と話したり、一緒に行動することができて、文化の違いを感じることができた」、「短い時間だったが、留学生と一緒に御飯を食べたり、色々な場所を見学することができて楽しかった」、「留学生と話ができ、今までなかなか中国人留学生と触れ合う機会がなかったが、この研修で仲良くなれた」という感想が述べられた。教室からでて、研修先でさまざまな出会いや体験ができた語学研修は、中国人留学生にとっても日本人学生にとっても大変有益な体験となった。

## おわりに

日本では、国語教育と日本語教育の違いがあいまいである。国語科教員の免許をもっている、日本語教育ができるかというところもそうでもない。「日本人に日本語を教える」ということと「外国人に日本語を教える」ということには大きな隔りがある。母語としての語感のない外国人に「外国語としての日本語」を教えるには、日本語と学習者の母語との違いが理解できていないと根本的な指導はできない。日本では、地形の特色から他国と隣接せずに独自の生活文化を育んできたことや歴史の特色から植民地化などの外国語の侵入に脅かされることがなく、母語が国語であり、日本語であるという前提がある。母語が国語でない場合や国語が一言語とは限らない場合などを想像しにくいので、外からみた日本語に対する意識が低い。同時に、日本語以外の言語に対する対応も苦手意識が強いといえる。日本語と他の言語との違いに意識的であれば、日本語と他言語への理解もさらに深まる。

広辞苑では、国語教育とは「国民に母国語に関する理解・表現・態度などを学習させる教育」、日本語教育とは「日本語を母語としない外国人などに対して行う、日本語の教育」と記されている。さらに、母語とは「幼時に母親などから自然な状態で習得する言語。第一言語。母国語」と国家意識が加わる」と記されている。

日本語教育の専門家になるには「日本語教育能力試験」の合格が目標となる。日本語学校などの募集要項にはこの試験の合格が必要とされているところもある。しかし、この試験に合格するだけでなく、外国語として日本語を学習する者に日本語を教える訓練が必要である。中国人留学生の日本語学習をサポートすることは、日本人学生の日本語教育の能力向上には最適な機会となる。中国人留学生1人に対して日本人学生1人がチューターとしてつく、マンツーマンで日本語を指導するという理想的な学習が相互学習で実現できる。

日本人が中国語を学習するにあたって阿辻哲次氏は、「中国語で書かれた新聞や雑誌には、ふりがなにあたるピンインなどもろんついていない。だからそれをある程度自由に読むためには、文章に使われている漢字の発音をすべて覚えていなければならないのだが、それはそう簡単ではない。いまの中国語でよく使われる漢字として中国政府が定めている「常用字」は2500字あって、その漢字の発音をすべて覚えるには相当な努力が必要になるが、しかし実際にはそれだけでは足りないのである」<sup>11</sup>と指摘する。4パターンの声調を習得するだけでも大変なうえに、2500字を超える漢字の発音を覚えるとなると気が遠くなる。中国人と仲良くなり、中国を知りたいという個人の強い動機を超えて、国際関係において近隣のアジア諸国への関心がなければ実現は難しい。現在の困難な両国の問題を解決するには相互理解に基づいたコミュニケーションが必須である。漢字を媒介とした文化共同体における新しい東アジアの関係を結んでいくうえで、阿辻哲次氏は「東アジア諸国では漢字のコード体系を国際的に統一することが焦眉の急になっている」<sup>12</sup>と指摘する。これほど高度に国際化した社会では協調なくしてお互いの発展は望めない。第二言語習得における中国語学習のデータは英語に比べてまだ少ないが、今後は増加すると思われる。

外国人に日本語を教えることで母語として身につけた日本語の知識を再確認し、今まで認識していなかった新しい日本語への知識を発見できる。さらに、日本語だけを使って教えるよりも、学習者の母語についての知識と運用能力があれば両言語の違いに着目して学習を進めることができる。そのためにも、日本人学生が中国人留学生に日本語を教える場合には、中国語に対する理解があったほうが有利である。外国語を学ぶ困難さをともに味わうことでさらなる相互学習に効果が生まれる。

第二言語習得の学習者は、外国語を相互に学習することで、お互いの社会や文化に深く関心を持つと同時に、自国の社会や文化について再度見直すという相互理解の現場に立たされることになる。異文化社会と自らの文化社会の中間点に立って、客観的にお互いを理解しようと努力することは世界の

さまざまな問題を解決する第一歩であり、生涯学習としての日本語教育は今後取り組まなければならない重要な課題である。

## 注

- <sup>1</sup> 谷口すみ子「何が学習されなければならないか」青木直子・尾崎明人・土岐哲編『日本語教育を学ぶ人のために』世界思想社、2001年9月、pp.16-17。
- <sup>2</sup> 谷口すみ子 同掲書、p.17。
- <sup>3</sup> 尾崎明人「日本語教育はだれのものか」青木直子・尾崎明人・土岐哲編『日本語教育を学ぶ人のために』世界思想社、2001年9月、p.5。
- <sup>4</sup> 尾崎明人 同掲書、p.7。
- <sup>5</sup> 荒川洋平氏は、2009年に刊行された*Ethnologue : Languages of the World, 16th edition*, SIL Publication によるデータとして、日本語の話し手の数は、大言語ということばからイメージされるドイツ語やフランス語の話し手より多いことを指摘している。『日本語という外国語』講談社現代新書、2009年8月、pp.10-11。
- <sup>6</sup> 荒川洋平 同掲書、p.12。
- <sup>7</sup> 白井恭弘氏は、「学習者の母語と学習対象となる言語が似ていれば似ているほど、つまり距離が近ければ近いほど、全体としては学習しやすい」と述べ、「言語間の距離」について指摘している。『外国語学習の科学—第二言語習得論とは何か』岩波新書、2008年9月、p.2。
- <sup>8</sup> 春名徹『北京』岩波新書、2008年4月、p.226。
- <sup>9</sup> 春名徹 同掲書、p.232。
- <sup>10</sup> 吉田研作『外国人とわかりあう英語—異文化の壁をこえて』ちくま新書、1995年7月、p15。
- <sup>11</sup> 阿辻哲次『遠くて近い中国語』中公新書、2007年1月、p.34。
- <sup>12</sup> 阿辻哲次 同掲書、p.128。

大学生のインターンシップ参加・不参加比較研究  
—北九州市内大学の調査を通して—

藤渕 明宏

九州女子短期大学子ども健康学科 教授

キーワード：大学生、キャリア教育、インターンシップ、アンケート調査、比較分析

**Internship participation, nonparticipation comparative study  
of the university student  
—Through the investigation in the university in Kitakyushu City—**

Akihiro FUJIBUCHI

Professor, Department Childhood Care and Education,  
Kyushu Women's Junior College

ABSTRACT

This research carried out the questionnaire about internship from September, 2011 in November. In the internship in career education, it investigated what kind of educational effect for the student of each university in Kitakyushu City.

The analysis let participation in internship group, a nonappearance group and the investigations item cross. In it, 30 unsuitable specimens were eliminated and carried forward from the last investigation.

The result of this research was four. One made that the internship in the career education of the university was effective clear. As for the second, the university student raised an operation power so that there were many experiences of the internship. The third, the student who participated in internship grew up than a student of the nonparticipation. The four, the ability of the foreign language of students and the ability for computer use did not rise.

Furthermore, it is important that each university makes the curriculum of the university out of internship appropriately so that the university student grow up.

**Keyword:** University student, Career education, Internship, Questionary survey, Comparative analysis

## はじめに

本研究は、川野司\*と共同研究の平成23年度北九州市学術・研究振興事業調査研究助成対象事業研究報告書「北九州地区大学のインターンシップとキャリア教育に関する基礎研究」で発表した内容を、さらにインターンシップの参加群・不参加群と調査項目とをクロスさせ、インターンシップ体験の有効性を明確にしようとした。

なお、今回の分析にあたっては、分析の精度を高めるため、収集した全標本のうちで回答選択肢が全項目同一である30標本を排除して進めた。

## 1. 本研究の背景

### 1. インターンシップの位置

「学校教育と職業生活との接続」<sup>1)</sup>をはかるための教育プログラムとして、キャリア教育に仕組まれた形で導入が進められているのがインターンシップである。

日本の大学におけるインターンシップの本格的な導入は、いわゆる「就職氷河期」(1994～2004)の1997年に始まる。この年、当時の文部省・通商産業省・労働省の三省合同による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(1月24日)が公表され、そのなかで「高等教育における創造的な人材育成の一環」として、インターンシップのより一層の推進をはかることが重点課題とされた。

これを受け、文部省により「教育改革プログラム」が策定され、日本の大学に急速にインターンシップが導入されていった。その結果、今日では全国で500校を越える大学に普及しているといわれている<sup>1)</sup>。

### 2. インターンシップの定義

インターンシップとは「学生が在学中に、企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」<sup>7)</sup>のように、日本では、インターンシップは主に“就業体験”という意味で用いられる。

現在、インターンシップの実施形態は極めて多様なものとなっている。初等・中等教育機関でも実施している。大学等で最も多い形態は、夏季休暇などを利用して1～2週間ほど実施するものである。ほかに、6か月以上の長期にわたるインターンシップが導入される一方で、1日で実施する「ワンデーインターンシップ」があるなど、ますます多様化が進んでいる。そのため、これらの多様な実施形態をすべて含むような一般的な定義は難しいものとなっている。ある大学では、1週間程度の期間で行うのでプチ・インターンシップと称したりしている<sup>6)</sup>。

インターンシップ実践の例としてプチ・インターンシップをあげてみよう。図 I-1<sup>9)</sup>は、九

\*九州女子大学教授

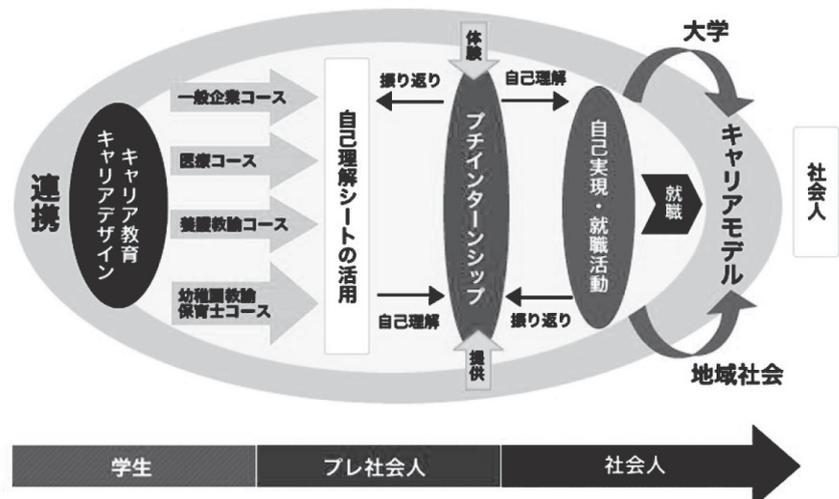


図 I-1 キャリアデザイン構想図 (九州女子短期大学)

州女子短期大学において、平成22年度から平成23年度にかけてのキャリア教育の講座名を「キャリアデザイン」と名付けて実施されていた構想図である。本大学の取組は図I-1のように、キャリア教育を土台に4つの専門的なコースを目指す中で、就職後、中途退職などのようなつまづきを少なくするための就業力育成支援を目指している。

図I-1の中の本大学で進めている「プチ・インターンシップ」では、地元を中心として“大学だけではなく地域が育てる”という観点から、商店街等で就業体験を実施している(図I-2)。これは、その取組によって就業力の強化を図るとともに、昨今の急激な経済状況の変化により過疎化や商店街のシャッター化が進む疲弊した地域の活性化をも目指すプログラムともなっている<sup>6)</sup>。



図I-2 就業体験(九州女子短期大学)

### 3. インターンシップに求められる能力

インターンシップでは、基礎的・汎用的能力が問題となる。こうした能力について、文部科学省は「学士力」、経済産業省は「社会人基礎力」、厚生労働省は「若年者就職基礎能力」を提唱している。

表I-1 インターンシップに求められる能力

- |                    |
|--------------------|
| ① 職業意識の形成          |
| ② 就職の準備など、進路支援     |
| ③ 社会で共有する知識や技能の獲得  |
| ④ 見聞の機会拡大と学習意欲の喚起  |
| ⑤ 社会人としての人格形成と規範順守 |

働きながら学ぶ、学びながら働くことを結合させるインターンシップは、目的を持って取り組むことが成果につながる。この実践にも2で述べたように多くの社会人の関わりを受けつつ目的を高められながら学生は学んでいく。それを踏まえて本研究でのインターンシップは、「学校教育と職業生活との接続」を視野に入れ、多くの社会人とのふれあいを通しての「インターンシップに求められる能力」<sup>1)</sup>

(表I-1)の観点から活用したい。

大学人のなかには、キャリア教育に対し、限定的な職能教育としてあまり評価しない意見や態度の持ち主がいることも考えられる。職能教育はアカデミックではないとし、学問の外におく考え方が根強くあるという見解もあるが、果たしてそうであろうか。今や、職業能力向上に資する教育環境の整備は、大学等の義務といっても過言ではない。キャリア教育は、学生が自ら学ぶ意欲を持ち社会の変化に主体的に対応できる能力を涵養すること、そして、国内外で活躍する人材を育成する役割を担うものである<sup>1)</sup>。このことを本研究の礎ともしている。

その中に位置するインターンシップは、将来仕事に役立つ必要な技術や知識、行動力を身に付けるため、社会に出る前に計画的に就業体験することである。学生の身分のまま、企業等で「見習い」や「研修生」という立場で働くことに意味がある。大学で学んだからといって、一人前とはいえない。しかし、社会に出てから一人前になろうとするのでは遅いのであり、そのための準備は学生時代に養う必要がある。それらは、職場で求められる態度や能力であり、礼儀やマナーであり、無目的に過ごすといった学生生活からは得ることはできないものである。就職後、間もなく仕事を辞める理由の上位には常に人間関係がある。ストレス耐性は習得させたい能力の一つである。

### 4. 調査項目設定へ

以上、キャリア教育の中にインターンシップの仕組みの必要性を概観してきたが、その基盤の上に立って、本研究でのアンケート調査項目は、表I-2のように、平成22年の河野志穂<sup>3)</sup>をベースにし、平成23年の藤渕明宏<sup>4)</sup>の項目に、フェイスシートに8項目を追加して作成した。

その項目の設定の構造は、先の表I-2の項目をカード化しKJ法的手法で図I-3<sup>5)</sup>のようになった。

その図の流れは、次のようなことを意味している。

インターンシップの最終到達目標は、多くの学生に「インターンシップは大きな意義がある」という意識を持たせることにある。その意識を持つまでの過程において、プレ社会人として育つためにも「状況判断力」「協調性」「コンピュータ運用能力」「外国語運用能力」「プレゼンテーションの力」等を基盤としながら、「進路希望の見直し」、それに伴って「大学授業の見直し」「幅広い教養の高め」、それらの行き着くところに「働くイメージの高揚」、終末に資格習得等の「チャレンジ精神の高まり」となり、「インターンシップの意義の確認」へ行き着く流れになると考える。

たしかに図 I-3の構造図の下部に、仕事人として問題解決力、発想力といった「基本的な能力」(A)が、かたや右に社会人としてコミュニケーションなどといった「協調性」(B)という

行動規範がある。それらを培うとともに専門知識を高めるために右中の「大学の学習」(C)に取り組み、文章表現力などを高めつつ、中左の「就きたい仕事」(D)を求めて「インターンシップに参加」(E)し、右上の「大学以外の幅広い教養・知識」(F)を培い、それらが相まって上中の「チャレンジ精神」を高めることになれば、最上の「インターンシップは大きな意義」(H)に行き着くといえる<sup>10)</sup>。

この構造図は、のちの調査データの分析の基盤にしていきたい。

表 I-2 アンケート調査項目一覧

質 問 項 目	
1 「働く」イメージ	29 「読解力」
2 「状況判断力」	30 「数理能力」
3 「自分が向く仕事」	31 「問題解決」粘り姿勢
4 「目上コミュニケーション能力」	32 仕事へ「集中力」
5 「就きたい仕事」	33 「先輩・先生に相談」
6 「継続力」	34 「受け答え・言葉づかい」
7 「協調性」	35 「安全」配慮行動
8 相手「察する力」	36 「チャレンジ」姿勢
9 「課題発見力」	37 「責任感」
10 「自己管理能力」	38 「自分の使命」意識
11 「時間管理能力」	39 「自分の感情制御」
12 「資格や検定を取得」	40 「課題をみつける力」
13 「専攻以外専門知識」	41 「外国の人コミュニケーション力」
14 「計画力」	42 「外国語」運用能力
15 「弱い人への理解力」	43 大学「勉強に喜び」
16 「プレゼンテーション能力」	44 「リーダーシップ」
17 「大学への学習意欲」	45 本大学「職種適合大学」
18 「教養」	46 本大学「入学」意義
19 「論理力」	47 「学年」
20 「仲間へのコミュニケーション力」	48 「性別」
21 「発想力」	49 「インターンシップ」経験
22 「大学より学外実習が役立つ」	50 「就職」経験
23 「文章意見表現力」	51 「就職希望先」
24 「議論する力」	52 「アルバイト」経験
25 「進路希望」	53 現在「アルバイト」
26 「専門分野」知識	54 「年齢」
27 「コンピュータの運用能力」	
28 大学「授業目的・意味」	

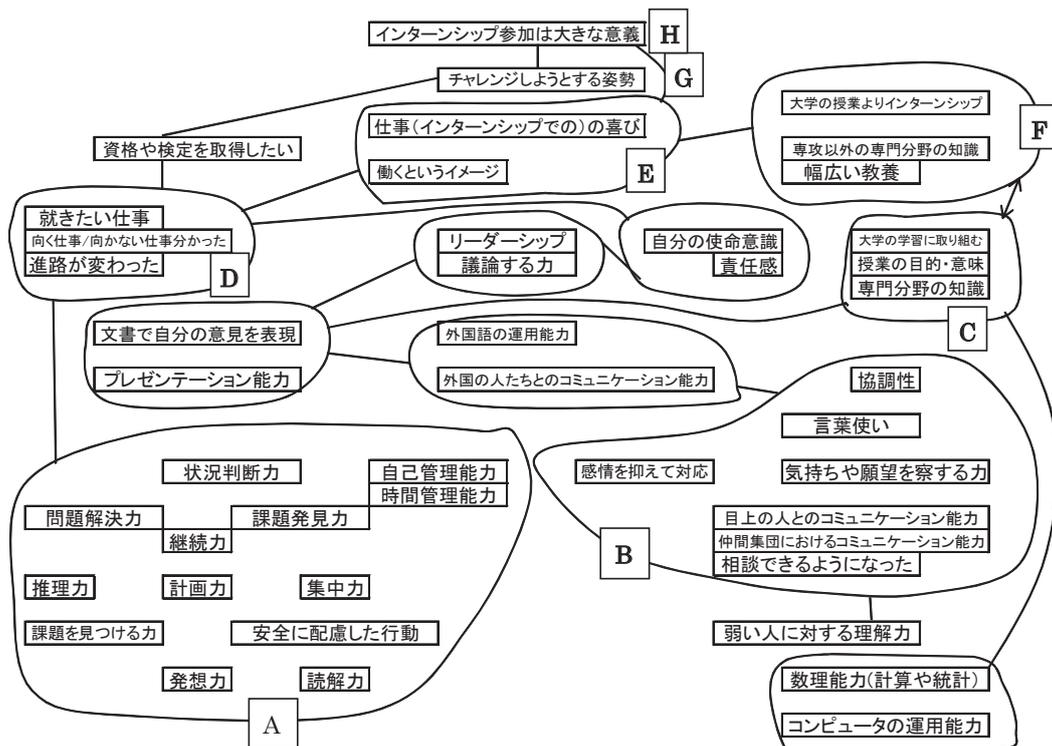


図 I-3 調査項目設定の構造図

## II. 研究の目的とアンケート実施の意義

### 1. 研究の目的

本研究では、北九州市地区内の大学の学生対象にして、インターンシップ体験参加・不参加の比較を中心に、インターンシップが、学生にどのような教育効果があるのかを調査、分析・考察を行い、各大学の今後のインターンシップ・プログラム実施に生かす。

### 2. アンケートの意義

図 I-1 の構造化図をもとにした調査項目によるアンケートを実施し、インターンシップへの参加群、不参加群のデータを比較分析して、インターンシップ参加学生たちが「インターンシップの意義を確認する」に到達することを検証する。

## III. 調査対象及び分析の観点

### 1. 調査対象及び実施時期

本研究は、北九州市内の7大学の学生を対象に、平成23年9月から11月にかけて調査を実施した。

### 2. 調査の分析の観点

本研究は、インターンシップ参加学生（以下「参加学生」という）とインターンシップ不参加学生（以下「不参加学生」という）の回答の差異を求め、その内容を分析してインターンシップの教育的意義を求めようとした。

また、先述したように、学生の職業観や勤労観を涵養することは、学生個々人の個性や適性に合った職業を学生自ら選択できる能力の育成や学習意欲を高めるために重要であることから、大学生活の中において、それらの変容をみるスタンスでアンケートを実施した。

そのために、アンケート冒頭の説明文に「本大学に入学後、あなたの今の学生生活・職業に関する意識態度の変容等をお聞きします。」として、大学におけるインターンシップ体験後における学生生活、職業に関する意識態度の変容をみる方法をとった。それをより明確にするために調査項目の中にインターンシップに参加有無及びその回数を問い、一貫してその参加学生と不参加学生のデータを比較・クロスする分析の手続きを進めていった。

## IV. 調査用紙と回収結果

表 I-2 のように前述の46調査項目及び性別といったフェイスシート8項目を加えて、全54項目でアンケート調査を行った。

なお、項目1～46までは、それぞれ4選択肢（1高まった 2やや高まった 3あまり高まらなかった 4高まらなかった）とした。

なお、回収できた標本数は、当初1176であった。しかし、前述したように、今回の分析にあたっては、そのうちの30標本は不適正として削除した。その結果、インターンシップ参加標本は419、インターンシップ不参加標本は702となった。

## V. データの統計処理方法

本研究においては、以下のそれぞれの分析手法の特性を生かすようデータ処理を行い、それらの結果を末尾において重ねることによって、総合的に分析・考察を進めた。

それらの主な分析手法は、①クロス分析 ②因子分析 ③階層クラスター分析である。

なお、大学入学意義に関する28「授業目的」、43「勉強に喜び」、45「職業適合大学」、46「入学意義」の4項目の選択肢を標本ごとに平均し、それらを1～4の4段階に数値化して56「大学意義」という項目を付加した。

## VI. インターンシップ参加群及び不参加群との比較

### 1. クロス分析・階層クラスター分析から

まず、項目49「インターンシップ経験と回数」で、その選択肢「1 3回以上、2 2回、3 1回、4 経験ない」での結果、各選択肢の標本数は、1 55、2 28、3 336、4 702、となった。選択肢1と2はやや少ないと判断し、選択肢1と2と3を一括りにして、1 経験あり、2 経験なしの二分法で新しく項目57「インターンシップ体験回数」を設けた。よって1の標本数は419、2の標本数は702となり他の項目とクロス集計を進め、それらの独立性及び平均の差の検定も行った。

表VI-1は、まずインターンシップ「経験有り」(参加)と「経験無し」(不参加)の群に分け、それぞれの各項目の選択肢の平均値の差を求め、それらのT検定をも行った結果表である。その結果、表I-2全項目52個の中で、参加群のほうが44個と上回った。なお、 $\chi^2$ 検定の結果も同様であった。

また、参加群と不参加群とに分けて57「インターンシップ体験」項目と他の項目のクロス分析における独立性の検定を行

い、各項目のP値でもって降順に並べた(表VI-2)。ただし、各項目の平均値は不参加群のほうにおいて上回った項目が7個あった(項目「性別」除く)。その項目の中で有意であった「コンピュータの運用能力」「数理能力」「外国語」「専門分野知識の高まり」は、多くの大学におけるインターンシップでは高められない内容であったと考えられる。今後は、コンピュータ、外国語にふれる実践も更に多くあってもよいとも考えられるが、今回の調査ではどのような企業・内容であったかは調査していない。

なお、23「文章意見表現力」は有意ではなかったが、そのP値は0.16とやや高かった。これはインターンシップにおいて、日誌記録・報告書作成、依頼状・お礼状等文章作成の機会が多く、その折の学生の集中度が高かったものともいえるのではなかろうか。これは、藤渕明宏の調査研究<sup>4) 5)</sup>からもいえる。

不参加群のほうが高かった項目中に25「進路希望は変わったか」があった(VI-2)。この項目は大学入学後、またインターンシップ経験後に更に進路希望への関心度が高まることをねらっていた。しかし、インターンシップの職種は1つほどと限られていて、学生たちにとって職種全体を俯瞰する域まで到底達せなかったと考えられる。

さて、参加群が不参加群に比して数多くの項目が有意な向上を示している。この有意な項目群において、項目間にどのような関係がみられるかをみるためにこの有意な35個(表VI-2)の階層クラスター分析(ウォード法)によって図VI-1のデンドログラム(樹形図)を得た。

なお、その因子数はデンドログラム全体の構成から5因子と設定した。

表VI-1 インターンシップ体験  
平均値上回り項目数と有意差個数

	平均上回る	$\chi^2$ 検定有意
参加群	44	35
不参加群	7	5
計	51	40

図VI-1の①クラスターは、(1)群～(3)群から構成されている。(1)群は働くための管理能力。(2)群は課題を見出す力、(3)群は自己使命感として、①クラスターを「自己管理挑戦力」と命名した。

②クラスターは「議論」「協調性」「コミュニケーション」「受け答え」などから社会人として構えが感じられるので、因子名を「プレ社会人への構え」とした。

③クラスターは、「自分が向く仕事がかかった」などの同様の項目群であることから因子名を「就職先への目途」とした。

④クラスターは、在学する大学での学ぶ意義を感じていることから因子名を「本大学の意義」とした。

⑤クラスターは、就業体験的な項目群であることから因子名を「就業体験」とした。

それらの因子と因子のかかわり具合をみると、①クラスター「自己管理挑戦力」へ②クラスター「プレ社会人としての構え」が被さって①と②がかかわり合っている。社会人としてたくましく挑戦しながら、社会人としてどうあるべきかを求めようとする意識・態度が形成されつつあると判断する。

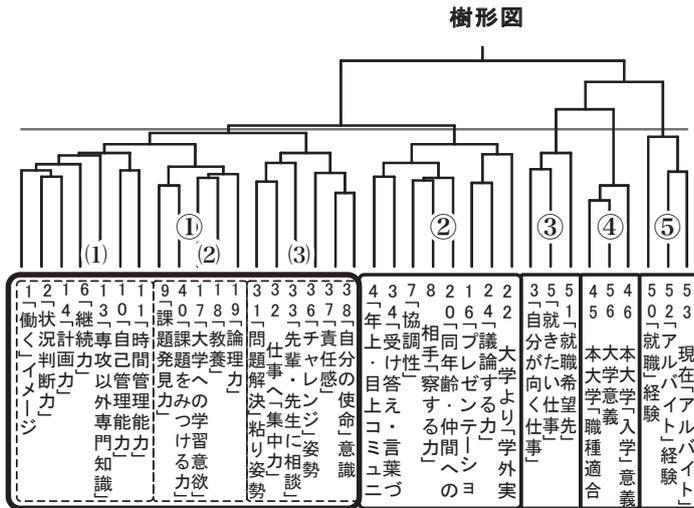
また、③クラスター「就職先への目途」へ④クラスター「本大学の意義」が強く被さり、就職先への見通しをより強めるとともに、より一層大学での学びを高めようとする態度がみえる。⑤クラスター「就業体験」がそれら③、④クラスターに被さり、就業体験、イ

ンターンシップの意義を感じさせている。さらにインターンシップ体験を通して高められる意志・態度・能力が集まる①、②クラスターと、それらをも高める大学・就業体験・就職先を表している③、④、⑤クラスターの群が大きく2本立てとなり、参加学生一人ひとりが自らを高めていくインターンシップ体験の意義を表していると考えられる。

まとめると、表VI-3の因子名一覧からも、インターンシップに参加する学生たちは、今学ぶ大学への意義を見直すとともに、就職先への意義を高めつつ就職先を再確認・発掘し、より一層人との関係の大切さを認識しているといえる。そこには何事にも挑戦して自己を高めようとしているたくましい

表VI-2 インターンシップ参加・不参加比較クロス集計及びT検定表(P値でソート)

項目名	有効 n	χ <sup>2</sup> 検定		T検定(両側) 注:参加+			判定
		p値	判定	参加M	不参加M	M差	
1「働く」イメージ	1114	0.00	**	1.75	2.11	0.36	ノ **
22 大学より「学外実習」が	1116	0.00	**	1.75	2.12	0.37	ノ **
2「状況判断力」	1118	0.00	**	1.81	2.08	0.27	ノ **
11「時間管理能力」	1120	0.00	**	1.70	2.02	0.32	ノ **
40「課題を見つける力」	1114	0.00	**	2.05	2.31	0.26	ノ **
17「大学への学習意欲」	1118	0.00	**	2.02	2.26	0.24	ノ **
14「計画力」	1119	0.00	**	2.03	2.28	0.25	ノ **
37「責任感」	1117	0.00	**	1.71	1.95	0.24	ノ **
38「自分の使命」意識	1116	0.00	**	1.93	2.19	0.26	ノ **
9「課題発見力」	1117	0.00	**	2.07	2.32	0.25	ノ **
4「年上・目上コミュニケーション	1116	0.00	**	1.86	2.11	0.25	ノ **
32 仕事へ「集中力」	1117	0.00	**	1.91	2.15	0.24	ノ **
34「受け答え・言葉づかい	1116	0.00	**	1.88	2.1	0.22	ノ **
7「協調性」	1118	0.00	**	1.88	2.07	0.19	ノ **
52「アルバイト」経験	1117	0.00	**	2.18	2.47	0.29	ノ **
8 相手「察する力」	1118	0.00	**	1.87	2.06	0.19	ノ **
36「チャレンジ」姿勢	1115	0.00	**	1.85	2.06	0.21	ノ **
6「継続力」	1118	0.00	**	2.07	2.26	0.19	ノ **
3「自分が向く仕事」	1116	0.00	**	2.06	2.25	0.19	ノ **
56「大学意義」	1119	0.00	**	2.15	2.29	0.14	ノ **
46 本大学「入学」意義	1110	0.00	**	1.91	2.11	0.20	ノ **
53現在「アルバイト」	1117	0.00	**	2.16	2.26	0.10	ノ **
51「就職希望先」	1109	0.00	**	2.72	2.91	0.19	ノ **
18「教養」	1119	0.00	**	2.04	2.2	0.16	ノ **
10「自己管理能力」	1118	0.00	**	1.99	2.15	0.16	ノ **
5「就きたい仕事」	1112	0.01	**	2.18	2.36	0.18	ノ **
45 本大学「職種適合」大学	1115	0.01	*	2.12	2.29	0.17	ノ **
19「論理力」	1119	0.01	*	2.25	2.34	0.09	ノ *
20「同年齢・仲間へのコミュニケーション	1119	0.01	*	1.87	1.98	0.11	ノ *
33「先輩・先生に相談」	1114	0.01	*	2.21	2.37	0.16	ノ **
16「プレゼンテーション能力	1120	0.02	*	2.23	2.35	0.12	ノ *
24「議論する力」	1117	0.02	*	2.32	2.44	0.12	ノ *
31「問題解決」粘り姿勢	1114	0.03	*	2.12	2.25	0.13	ノ **
50「就職」経験	1107	0.04	*	3.88	3.91	0.03	ノ *
13「専攻以外専門知識」	1118	0.04	*	2.15	2.27	0.12	ノ *
39「自分の感情制御」	1117	0.07	*	1.89	2	0.11	ノ **
28 大学「授業目的・意味	1115	0.11	*	2.29	2.3	0.01	ノ *
12「資格や検定を取得」	1118	0.11	*	1.85	1.97	0.12	ノ *
44「リーダーシップ」	1117	0.13	*	2.58	2.67	0.09	ノ *
21「発想力」	1119	0.13	*	2.24	2.35	0.11	ノ *
23「文章意見表現力」	1118	0.16	*	2.22	2.29	0.07	ノ *
15「弱い人への理解力」	1119	0.17	*	2.16	2.23	0.07	ノ *
43 大学「勉強に喜び」	1116	0.23	*	2.58	2.67	0.09	ノ *
35「安全」配慮行動	1113	0.70	*	2.14	2.17	0.03	ノ *
48「性別」	1116	0.00	**	1.79	1.43	-0.36	ノ **
27「コンピュータの運用能力	1114	0.00	**	2.64	2.27	-0.37	ノ **
30「数理能力」(計算や統計	1116	0.00	**	2.75	2.55	-0.20	ノ **
42「外国語」運用能力	1115	0.00	**	3.09	2.92	-0.17	ノ **
41「外国の人コミュニケーション	1116	0.00	**	3.06	2.86	-0.20	ノ **
26「専門分野」知識	1113	0.03	*	2.25	2.19	-0.06	ノ *
25「進路希望」	1116	0.23	*	2.76	2.7	-0.06	ノ *
29「読解力」	1116	0.48	*	2.46	2.45	-0.01	ノ *



図VI-1 有意な項目の参加群デンドログラム

表VI-3 有意な参加学生群階層クラスター分析クラスター名一覧

クラスター名	① 自己管理挑戦力
	② プレ社会人としての構え
	③ 就職先への目途
	④ 本大学の意義
	⑤ 就業体験

姿勢を感じることができた。これは表 I-1の「インターンシップに求められる能力」の一つ一つの項目に重なってきていると考える。

以上の結果を更に確認のためにも、この後、参加群と不参加群との因子分析及びそれに基づいた階層クラスター分析を行って、これまでの分析結果を重ねて検討していきたい。

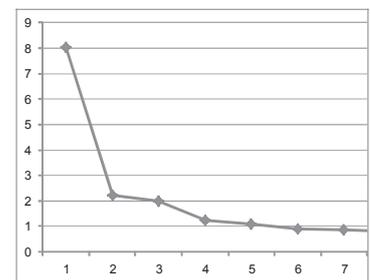
2. 因子分析・階層クラスター分析から

(1) 参加群

参加学生419名の潜在因子を求めるため、参加群の因子分析を進めた。スクリープロット（図VI-2）の固有値>1.0のから4因子と決め、因子負荷量>0.5の条件、主因子法、プロマックス法による

表VI-4 インターンシップ参加因子分析結果（主因子法、Promax回転）

質問項目	因子負荷量				
	因子 I	因子 II	因子 III	因子 IV	
<b>I 社会人使命の芽生え (α=.865)</b>					
11「時間管理能力」	0.715	-0.074	-0.217	0.041	
10「自己管理能力」	0.705	-0.038	-0.157	0.075	
2「状況判断力」	0.690	0.054	-0.044	-0.013	
32「仕事へ「集中力」	0.655	0.004	-0.025	-0.003	
9「課題発見力」	0.627	-0.082	0.101	0.043	
40「課題をみつける力」	0.621	0.113	0.019	-0.024	
6「継続力」	0.576	0.021	-0.037	0.073	
14「計画力」	0.559	0.063	0.012	0.021	
37「責任感」	0.518	0.016	0.160	-0.145	
38「自分の使命」意識	0.507	-0.060	0.238	-0.111	
1「働くイメージ」	0.504	0.051	0.001	-0.008	
<b>II 大学への回帰 (α=.822)</b>					
56「大学意義」	-0.059	0.966	0.044	0.054	
45「本大学「職種適合」大学」	-0.013	0.830	-0.090	-0.049	
46「本大学「入学」意義」	0.091	0.648	0.015	-0.130	
28「大学「授業目的」意味」	0.013	0.552	-0.036	0.196	
<b>III 自己アピール志向 (α=.751)</b>					
16「プレゼンテーション」	-0.122	-0.042	0.836	0.042	
24「議論する力」	-0.024	-0.055	0.778	0.032	
21「発想力」	0.076	0.049	0.509	0.126	
<b>IV 外国語習得意志 (α=.877)</b>					
42「外国語」運用能力」	0.053	-0.009	-0.042	0.907	
41「外国」のコミュニケーション」	-0.002	-0.035	0.048	0.829	
<b>累積寄与率</b>		32.12%	41.03%	48.93%	53.84%



図VI-2 参加群スクリープロット

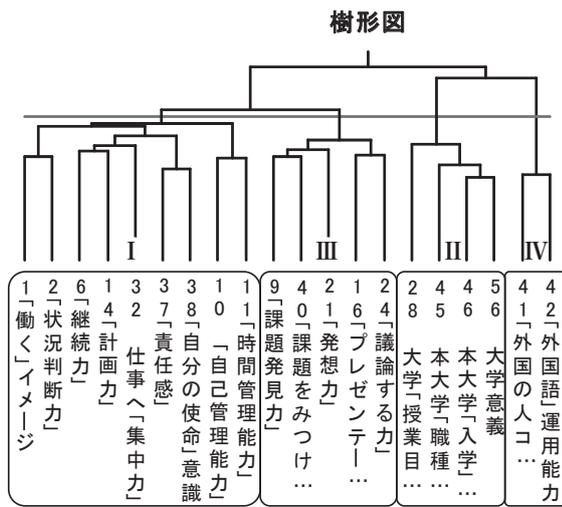
回転で、表VI-4の因子分析表を得た。

さらに、そ

の因子分析で得た因子数4、項目数19をもとに、ワード法による階層クラスター分析を行い、図VI-3のデンドログラムを得た。

ここでは、因子分析表（表VI-4）と階層クラスター分析結果（図VI-3）とを重ねながら因子分析を解釈する。なお、因子分析を抽出した4因子のクロンバックα係数（信頼性係数）は各因子ともほぼ0.8を上回っていてほぼ妥当といえよう。

まず因子 I は、「管理能力」「判断力」「集中力」「課題発見力」など、大学で学ぶためにも、就業する上でも大事な構えの集まりと捉え、「社会人使命の芽生え」とした。これは図VI-3のデンドログラムにおいても同様の項目が集まって



図VI-3 参加群デンドログラム

いる。

因子IIは、因子負荷量が高い「大学の意義が分かった」「職業適合大学であった」、その上「本学入学意義が増した」「授業目的が分かった」などの大学での学習活動の意義をとらえなおしたとして、「大学への回帰」と命名した。

因子IIIは、プレゼン・議論は組織へのアピールへの関心度があると考え「自己アピール」とした。

因子IVは、外国語に関する2つの項目の因子の $\alpha$ 信頼性係数が高く、強い関係であるといえる。図VI-3のデンドログラムでもそのことがうかがえる。よって因子名は「外国語習得意志」とした。

なお、因子IV「外国語習得意志」の2項目平均値は、不参加群より低かった。ということは、外国語

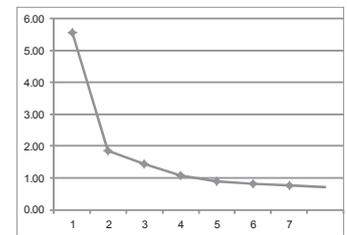
習得は、今回のインターンシップ調査では、その効果はみられなかったことにもなる。

しかも、その因子IVは、図VI-3のデンドログラムでは右側のグループに位置していて、左側のグループからは離れている。これは因子I・IIIとは距離を置き、ややインターンシップ体験如何にかかわりの薄い独自のものと解釈したい。

以上から、自分をしっかりと意識し、自己アピール志向に支えられた社会人としての芽生えがみられている。また大学の意義を確実に認識し、大学において学ぶ目的の向上がみられた。

(2) 不参加群

不参加学生の標本702の因子分析は、これまでと同様にスクリープロットの固有値 $>1.0$  (図VI-4) から因子数4と決め、因子負荷量 $>0.5$ 、主因子法、回転はプロマックス法のもとで行った結果、表VI-5の因子分析表が出力された。



図VI-4 スクリープロット

表VI-5 インターンシップ不参加因子分析結果 (主因子法、Promax回転)

質問項目	因子負荷量			
	因子I	因子II	因子III	因子IV
<b>I 自己認識の高まり (<math>\alpha=.851</math>)</b>				
38「自分の使命」意識	0.747	-0.023	0.070	-0.091
37「責任感」	0.734	-0.022	-0.069	-0.037
36「チャレンジ」姿勢	0.637	0.029	0.027	-0.027
40「課題をみつける力」	0.632	-0.021	0.109	-0.058
34「受け答え・言葉づかい」	0.600	-0.014	-0.074	0.063
20「同年齢・仲間へのコミュニケーション」	0.578	0.035	-0.075	0.052
4「年上・目上コミュニケーション」	0.539	-0.034	-0.046	0.028
39「自分の感情制御」	0.519	0.054	0.018	-0.035
35「安全」配慮行動	0.514	0.049	-0.023	0.014
32「仕事へ」集中力	0.513	-0.012	0.016	0.078
<b>II 本大学学ぶ意義 (<math>\alpha=.797</math>)</b>				
56「大学意義」	0.055	0.823	0.113	-0.018
45「本大学」職種適合大学	-0.047	0.756	-0.047	-0.024
46「本大学」入学意義	0.034	0.720	-0.092	0.054
<b>III 外国語習得意志 (<math>\alpha=.765</math>)</b>				
42「外国語」運用能力	-0.089	0.029	0.813	0.039
41「外国の人」コミュニケーション	0.056	-0.075	0.773	-0.009
<b>IV 情報化対応能力 (<math>\alpha=.628</math>)</b>				
30「教理能力」(計算や	-0.002	-0.049	-0.033	0.848
27「コンピュータ」の運用能力	-0.022	0.090	0.080	0.514
<b>累積寄与率</b>				
	30.98%	41.36%	49.32%	55.26%

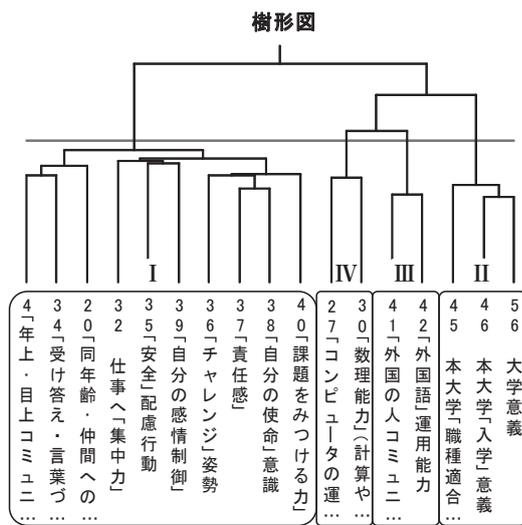
その後、因子分析による因子数4、項目数17をも

とに、ワード法によって階層クラスター分析を行い、デンドログラム (図VI-5) を得て、因子分析表 (表VI-5) の結果とを重ねながら、因子分析を解釈した。

因子Iは、大学入学後に自己使命感を高めつつ安全行動に配慮しながら人間関係に集中している様子がみえ、それらは大学生活をエンジョイしていく学生の姿が想われるので「自己認識の高まり」と命名した。

因子IIは先の参加群でもみられた「本大学学ぶ意義」。

因子IIIは、参加群と同様に「外国語習得意



図VI-5 不参加群のデンドログラ

志」と命名。

因子IVは、「数理能力の高まり」「コンピュータの運用能力のたまり」の項目から「情報化対応能力」とした。

因子IIIとIVは、先の表VI-2において参加群よりも平均値が高かった項目の集まりである。これらから参加学生は、外国語の習得、情報化の能力の高揚は、今回は期待できなかったといえよう。

さて、図VI-2のデンドログラムにおいて、参加群で抽出されていた「自己アピール志向」因子がない。加えて因子I「自己認識の高まり」に相当するクラスターが左側に独立したままである。このデンドログラムからは一般的な学生生活にあるように、不参加学生においても大学生生活の意義は感じつつ、自己を高めようとしている姿をみることができる。

しかし、図VI-3でみた自己アピールを図らんとする因子がないことは、先々の仕事人としての能力を高めようとする逞しい意志態度がうかがえないといえそうである。いわゆる学生として一般的な自己向上の意識態度は十分うかがえるが、自己の課題を発掘し、社会人としてプレゼンし議論していく自己アイデンティティの確立はみえないととらえる。

3. 参加群におけるインターンシップ体験回数と他の項目とのクロス

ここでは、インターンシップ体験の効果を一層はつきりさせるために、参加群においてインターンシップ経験の回数により各項目が変化しているかを見ようとしてクロス分析を行った。

本調査では、インターンシップ体験回数の各選択肢を1回、2回、3回以上としていた。

それらの度数は表VI-6の左のようなばらつき

の大きい分布であったので、その表の右のように2回以上及び1回に分けて二分法でデータを整理した。

表VI-6 インターンシップ体験回数の選択肢二分法化

体験回数	3回以上	2回	1回	0回	→	2回以上	1回
度数	55	28	336	0		83	336

表VI-7 インターンシップ体験の1回と複数とのクロス

項目名	n	p値	判定
25「進路希望」	418	0.001	**
26「専門分野」知識	417	0.023	*
28 大学「授業目的・	418	0.029	*
29「読解力」	419	0.001	**
30「数理能力」(計算	419	0.012	*
33「先輩・先生に相談	417	0.019	*
41「外国の人とのコミュニケーション	419	0.008	**
47「学年」	419	0.000	**

\*\*：P<.01 \*：P<.05

各項目の平均値は、2回以上と経験数の多いほうが51項目中38個と上回っていた。その後、インターンシップ回数項目(2選択肢)と他の項目とのクロスを行い $\chi^2$ 検定で有意なものだけを表VI-7にまとめた。

この中で、47

「学年」と有意を示している理由は、学年が上がるにもなつて、インターンシップ体験回数が増している傾向があるということであり、この傾向は確かにうなずける。

体験回数2回以上が有意な様子の1例を図VI-6にあげてみたが、インターンシップの体験回数が増えるほど、表VI-7のように大学での学びの目的が高まり、専門分野の知識が増し、さらに読解力・数理計算力が向上するとともに、先輩や外国の人とのコミュニケーション力がついてきている。そして

		25「進路希望」				
		変わった	やや変わった	余りない	変わらない	n
5 8 - イン 体験 回数	全体	10	27	40	23	418
	2回以上	19	34	30	17	83
	1回	7	25	44	24	335

図VI-6 体験回数と有意な項目とのクロス事例

進路希望が更に明確になり、日々の学習意欲も高まってきているといえるであろう。

#### 4. 参加群と不参加群との分析・考察

VIにおいて参加学生と不参加学生の標本をもとにしてクロス分析、因子分析、階層クラスター分析を施した結果を、表VI-8にまとめた。この表からも、インターンシップに参加することは、不参加学生に比して、大きく成長しているといえる。

### VII. 総合的考察

- 参加学生は、経験していない不参加学生に比較して、多くの項目で成長している様相がみえた。表VI-8にあるように、自分をしっかりと意識した「自己アピール志向」に支えられた「社会人としての芽生え」がみられる。また「大学の意義」を確実に認識した「大学での学ぶ目的」の向上がみられた。言い換えれば、「自己を管理・コントロールする」「解決すべき課題へ挑戦していく」様相をみる事ができた。しかも自分の使命感が高まっているようであった。

不参加学生は、大学生活に仲間などのコミュニケーションを大事にするなどして、大学生活をエンジョイしている様相をみた。ただし、有意ではなかったが、就職希望先がよく定まらない学生が多い傾向にある。また、大学での入学した意義を感じる度合いが参加学生に比して低いようであった。さらに、状況判断したり、議論したりして問題解決を高めていく組織人としての自己成長する手立てなどの要素に乏しいことがいえる。

よって、インターンシップ参加学生のほうが好ましい成長をしているといえる。

- 調査項目において、参加学生ほど多くの項目で有意であった。このことは、表I-1「インターンシップに求められる能力」の域にかなり近づいているといえよう。

それらのまとめに相当するものとして文部科学省は、キャリア発達にかかわる能力として、①人間関係形成能力、②情報活用能力、③将来設計能力、④意思決定能力、等をあげている<sup>7)</sup>。どれも生きていくうえでも仕事をするうえでも欠かせない能力だが、インターンシップ参加学生のほうが、明らかにこうした能力を身に付けつつあるといえよう。

以上のことから、各大学は今後、授業等の「大学教育活動の充実」「インターンシップの充実」が強く求められる。

### VIII. 研究のまとめと今後

今回の調査研究は、冒頭より参加学生と不参加学生とを比較することで分析を進めた。研究の成果は、以下の5点である。

表VI-8 分析手法による分析結果まとめ一覧

分析手法	インターンシップ		総合
	参加群	不参加群	
クロス分析	51個の項目中、44個の項目が不参加群を上回り、そのなか35項目が有意であった。 また、体験回数が多いほど、進路希望が明確になっていた。	上回ったのは7項目のみで、そのなかの5個の項目が有意であった。 参加群においては、これら7項目効果が認められなかったことになる。	インターンシップ参加は就業力育成への大きな方途である。 インターンシップ参加した学生は、その回数が多いほど、本研究で求める意志・態度・能力を高めている。
因子分析	自分をしっかりと意識した「自己アピール志向」に支えられた「社会人としての芽生え」が見られる。 また「大学の意義」を確実に認識した「大学での学ぶ目的」の向上が見られた。	いわゆる一般的な自己向上の意識態度は十分うかがえるが、自己の課題を発掘し、社会人としてプレゼンし議論していく力を高めていくような自己アイデンティティの確立は見えない。	

- ①キャリア教育の中の「インターンシップ」の有効性を明確にすることができた。
- ②インターンシップ体験回数が多い学生ほど、就業力を高めている。
- ③参加学生は、不参加学生よりも多くの項目で成長の姿をみることができた。
- ④外国語及びコンピュータ運用能力において、インターンシップの効果はみることができなかった。
- ⑤学生の更なる成長を求めるには、インターンシップの実践が大切である。

なお、今回の調査では、各大学のキャリア教育及びインターンシップの内容・規模、またそれぞれの参加学生数、またその比率等については、全く調査対象にしていなかった。とくにインターンシップへの取り組みの内容にしても、学生主体のインターンシップの取り組んだ事例で大きな成果をあげた実践研究があるが、インターンシップ参加への学生が就業体験先を自ら開拓・手続きするなど主体的に取り組んでいたのか、受動的であったのか、そのデータはないまま進めてきたことを省みながら、今後の調査研究に待ちたい。

しかし、そのような不十分な調査体制であったが、明確にインターンシップの意義を確かめることができたように考える。

#### 参考文献

- 1).古閑博美 “インターンシップ”、学文社、pp.8-18、2011.
- 2).中山 健 “産学連携教育としての大学インターンシップ—動向・現状・課題”、東京大学大学院教育学研究科紀要第49巻、2009.
- 3).河野志穂、“文系大学生のインターンシップが大学での学びに与える効果”、日本インターンシップ学会第11回大会発表要旨収録、pp.17-18 2010.
- 4).藤渕明宏、“大学生の「職業適性」を高めるインターンシップ”、九州女子大学紀要第48巻1号、pp.1-13、2011.
- 5).藤渕明宏、“プチインターンシップを通じた大学生に対する就業力育成事業Ⅰ期の調査研究”、九州共立大学研究紀要第5号、2011.
- 6).九州女子短期大学、“育ての絆—地域力を生かした就業力育成”、九州女子短期大学大学生の就業力育成支援事業平成22年度報告書、pp.1-7、2010.
- 7).文部科学省高等教育局専門教育課編 “インターンシップの導入と運用のための手引き” pp.1-31 2009.
- 8).菅 民郎、“すべてがわかるアンケートデータの分析”、現代数学社、pp.145-152、2010.
- 9).「育ての絆」<<http://www.kwuc.ac.jp/support/content/>> (2011/12/10アクセス) .
- 10).川野 司、藤渕明宏、“北九州地区大学のインターンシップとキャリア教育に関する基礎研究”平成23年度北九州市学術・研究振興事業調査研究助成対象事業研究報告書、pp.1-49、2012.

谷崎文学における関係美学  
——〈古典回帰〉時期の作品「春琴抄」を中心に——

張 冬梅  
九州共立大学共通教育センター特別客員講師

キーワード：美意識 『春琴抄』 関係美学

**Relation Aesthetics in Tanizaki's Literature  
—centering on *Syunnkinn* story, a novel of his “classical  
regression” time—**

Dongmei ZHANG  
Special-Term Guest Lecturer, Career and General Education Center,  
Kyushu Kyoritsu University

ABSTRACT

This thesis tries to discuss about the consciousness of aestheticism in the Tanizaki's literature from a certain angle by the analysis of the character relations in *Syunnkinn story*, a literary works of the “classical regression” time of the famous neoteric Japanese aestheticism writer Junichiro Tanizaki. In his novel, there is much description about decadence and abnormality; the unique setting of character relations is also a little biased. Discarding sociality and ethics, the characters in his novel lose themselves devoting obstinately into relations, from which they get enjoyment and satisfaction of aestheticism. Such kind of character relations shows us a concept of aestheticism and a unique “beauty”. Any social morals and ethics are deprived of their own roles and functions by the “beauty”. It is a “beauty” of character relations that is equal to religion worship, that is brought out by devoting into obstinacy itself. It exists in the form of structure, having the magic of getting the characters out of the daily normal world, so it has the splendor of non-daily unreality. As is known to all, taisyou (大正) years are a period of time in Japanese history when the politics and ideology in Japan are in a rough-and-tumble situation. Under the circumstances that no freedom can be achieved both in physical and spiritual life, Junichiro Tanizaki's literature shows his own understanding of beauty as a litterateur by the character relations shaped in his novels instead of being merged into carpe diem or devoured in the prettification of the society. This

thesis aims to take a new look and understanding of Tanizaki and grasp his consciousness of aestheticism instead of focusing on the male or female characters.

**Keyword:** consciousness of aestheticism, Syunkinn story, relation aesthetics

## Ⅰ、はじめに

谷崎潤一郎は、日本近代現代文学における代表的な耽美主義・悪魔主義の作家である。彼は短編小説『刺青』（1910年11月、第二次「新思潮」第三号、単行本としての初版は1911年12月、朧山書店より刊出）によって、立派に文壇に登場した。そして、日本の明治、大正、昭和の五十五年の長さにわたって、自己独自の主題を求めて独自の道を歩き続けていた。谷崎潤一郎は、感性による美の探究を目指して、作品の中で、女性の美を、生涯飽きることのないパッションを持って描き続けた。この美しさを享楽するためには、ほかのあらゆることを犠牲にしても後悔のないほどであった。谷崎がたくさんの読者を感動する作品を書きついできたが、川端康成は谷崎の文学の存在を「豪華、爛熟の大輪、百花の王の牡丹花」（『中央公論』昭8）にたとえた。女性崇拜、母性思慕、悪魔主義、芸術至上主義などの名は、常にこの作家と関係づけられている。また谷沢永一は、谷崎文学と大正期との関連性について、『明治期の文芸評論』の中で、こう述べている。

彼らだけは、大正期を一貫し、自分たちの文学的主題を、社会生活に結合させようと持続的に努めてきた事実を、看過しがたい重要な文芸思潮史的問題として、指摘しておきたい。彼らは、西歐的近代化への志向を抱いて、日本の現実に立ち向かったが、もちろん、政治や国家の問題を取り扱いうる条件がいささかも存在せず、そのような方向は初めから不可能であった。従って、もっとも手近なところで、男女関係に、その主題を限定させざるを得なかった。しかし、彼らは、少なくともそれを通じて、あくまでも現実に執着し、観念の世界に逃避しなかった。その意味で、彼らの営為は、大正期の、以上の述べたごとき時代の限界を、決定的にはないにしても、乗り越えようと努めた重要な貢献として、その意義を重視しなければならないと考える<sup>注1)</sup>。

（黒線筆者）

確かに、谷崎文学の場合は、大体自分の文学の主題を「男女関係」に限定したように見える。本論文は、特に＜古典回帰＞時期の作品『春琴抄』を中心にその「男女関係」の実質について探ってみたい。

## Ⅱ、本文

『春琴抄』は戦前における谷崎文学の最高の結晶といわれる。この作品は一冊の空想の小冊子と生存者の証言を重ねた「私」という書き手の推理によって書かれた物語で、美貌な盲女春琴と春琴に跪拝する佐助を主人公し、倒錯した不思議な恋愛の世界を描いた。作品で一目分かるように、春琴と佐助の関係は、主従関係、師弟関係、事実上の夫婦関係、いわば肉体関係などが挙げられる。これらの関係には谷崎はいろいろな「距離」の原理を利用すると言えよう。

書き手が二人の墓参りした時、次のような場面を見た。

二つは低い石壇の上に並んで立っていて春琴女の墓の脇に一本の松が植えてあり緑の枝が墓石の上へ屋根のように伸びているのであるが、その枝の先が届かなくなった左の方の二尺離れたところに検校の墓が鞠躬如として侍座するごとく控えている。

春琴と佐助の墓は、このような場面でその後の物語を予測し、最後に二人の至りついた境地をも示唆している。またこの「控えている」という言葉の暗示によって、二人は生きる時も死んだ後もあくまでも「控える」と「控えられる」という関係に止まっていることが分かる。この関係は最初に当時

の封建的な身分制度に決められたと思われる。佐助の実家は薬屋を経営し、彼の父も祖父も見習時代に春琴の家に来て奉公していた。佐助は十三歳の時、商人に養成されるつもりでこの家に来たが、春琴の盲目で、彼女の手引きとして奉公した。その身分制度の下で結ばれた主従関係は二人の間に越えない身分の壁を設置した。これは「距離」をゲットするために利用するものであると思われる。

その上に、盲目の春琴を見て、佐助がショックを受けるほど彼女の「不思議な気韻」に打たれて、精神的に「惹かれて」、彼女に精神的な「距離」を感じられた。佐助は「春琴の閉じたまぶたが姉妹たちの開いた瞳より明るくも美しくも思われてこの顔はこれで無ければいけないのだ」という感じをした。特に春琴の持つ「天稟の才能」とそれに精根を打ち込んでいく熱意に魅了された。その後、佐助は春琴の弟子となった。その主従関係の上に、師弟関係が結ばれた。この関係は周りの人々の目から「学校ごっこ」のように見えたが、佐助はいつも頭も殴られ、彼女の嗜虐的な稽古振りに「最後まで忍耐」した。この他人の目から「学校ごっこ」みたいなことは、春琴の佐助に「嚴重に師弟の礼を取らせる」ことによってますます真剣になった。春琴はこのような厳しい主従関係、師弟関係を通じて自分の無愛想がますます激しくなったが、佐助は「彼女の特別な意地悪を甘えられているように取り、一種の恩寵の如く解した」。彼は自ら春琴の「強情と気儘」を増長し続けさせ、それに控えられ、跪拝した。

三年の後、二人は事実上の夫婦関係、要するに肉体関係を結んだ。その肉体関係によって、佐助ははじめて自分の触覚で春琴の柔らかい体、豊かな肉付き、すべすべした皮膚を味わうことができた。これは佐助が至近の距離で身分の高い春琴に触れることが意味できる。それにしても、二人の間いまままで設定された精神的、あるいは心理的距離が消えなかった。春琴は佐助に「瓜二つ」の子供を出産したが、佐助との結婚を「にべもなく峻拒し」、彼を「頭から否定した」。佐助は始終春琴に認められない原因はなぜであろうか。

彼女は「己の容色については並々ならぬ自信」を持ち、「世間の評判や人々のお世辞が始終耳に入るので自分の器量の優れていること」も分かった上に、「盲目の僻みがあつて人に弱みを見せまい馬鹿にされまいとの負けじ魂」があるので、佐助と夫婦同然の生活を営み、「ほとんど公然の秘密」として噂されていたは、佐助との結婚を最後までしなかった。二人はあくまでも主従、師弟の関係を貫いた。そればかりか、この関係を更に固くするものにしていく。これは二人とも要求でもあれば、心の訴えでもある。もし結婚して真の夫婦になれば、二人は同等の身分になってしまって、相互に引っ張り合う精神的牽引力もなくなるのであろう。主従、師弟関係を徹底的に貫くことは二人の不思議な愛の関係構造を安定させ、調和させるという意味を持つ仕組みと言えよう。

それに、二人の間関係は、春琴の優れた美貌が破壊されてしまった時でさえ、ずっと変わらなかった。言うまでもなく、『春琴抄』における最高の境地は春琴の美貌が誰かによって破壊された時、それを見まいとし、みずから両眼を潰す佐助の失明行為にある。佐助が失明行為に至るきっかけになったのは、次の一節に窺われる。

余人もともかくお前にだけはこの顔を見られねばならぬと勝気な春琴も意地がくじけたついぞないことに涙を流し包帯の上から頻りに両眼を押し拭えば佐助も暗然として言うべき言葉もなくともに嗚咽するばかりであった。がようでございます、必ずお顔を見ぬように致しますご安心なさりませと何事期する所があるように言った。

つまり、自分が二十余年間「強情と気まま」な春琴を作り上げたが、春琴が今までと全然違う「哀れな女気の毒な女」に変わった姿をつい見せてしまったのである。彼の失明行為はまた二人の望みであるといっても良からう。春琴は、これまでずっと佐助との主従関係と師弟関係を維持し、彼の上に

君臨し、徹底的に崇拜させ、跪拝させる自信が、自分の美貌と才能にあるばかりでなく、佐助との心理的、また接近不可能な関係に築かれていると、はっきり意識しているに違いない。この自信が崩れると、春琴の美も存在しえないと言えよう。春琴の美は「激しい人間独立の姿」<sup>注2)</sup>に支えられていると批評したのは石浜金作であるが、確かに彼の言うに、春琴という人物像は冷たい美貌と高慢な誇りによって成立している。春琴を支えるこの自負、美貌と自信の崩壊はその人間の精神的、社会的崩壊に等しいと言っても過言ではない。佐助はこのような痛々しい春琴を認めたくないから、自分の目を潰して、触覚の世界を媒介として「観念の春琴を視詰める」のであろう。

春琴の火傷事件について、誰が犯人かさまざまな憶測が出てくる。本論文の場合は、犯人がはっきり分からないということは、この作品において、あまり重要な問題点ではないと考えられる。結局、火傷事件がその結果として、佐助の失明行為を導いていたからである。佐助の失明行為は、二十余年間頑固に守り続けてきた二人の主従、師弟関係、すなわち春琴を春琴らしく、自分を自分らしくし、その関係の維持と完成のためであった。この作品に二人にしか見えないものがあり、二人にしか分からない感情があり、二人にしか作れない関係がある。さらに言えば、この関係があるからこそ、二人の世界が成立しえたものであろう。

佐助は目を潰した時、「佐助、それは本当かと春琴は一語を発し長い間黙然と沈思していた佐助はこの世の生まれてから後にも先にもこの沈黙の数分間ほど楽しい時を生きることがなかった」という描写に「この沈黙の数分間」は二人が自分の関係世界を維持できるという幸せを味わった時間ではなからうか。二人は「今まで肉体の交渉はありながら、師弟の差別に隔てられていた心と心とが始めて轟と引き合い、一つに流れていく」のを感じて、「ただ二人生きながら蓮の台の上に住んでいるような心地がした」という完璧な世界を築き上げた。そして、春琴の「円満微妙な色白の顔」も永遠に「来迎仏の如く」佐助の目に映じたのであろう。佐助にとって絶対的価値は、生と死を超越し、盲目になっても後悔はしない。

以上述べたように、谷崎は作品の中に、特異な男女関係を設定した。このような人物設定は、ただ古典回帰時期の作品だけではなく、ほぼ谷崎のすべての作品に設置されるといえる。ところが、これらの小説の登場人物に、個人として魅力のある性格や内面を持つ者があまり見られない。男に憧れられた女は母か妻か、若いかな年取るか、美貌か醜貌か、もう重要ではない、ただ憧れられたらいい、男は憧れの状態にいたらいい。つまりこれらの登場人物は、男女関係という<関係>の土壌にしか住んでいなかったと見える。これはもう普通の人間関係を超越して、一種の<構造>のようなものとして確固と存在しているといつてもよいも良からう。この関係の土壌がなければ、美も存在しえないと思われる。谷崎潤一郎は男女関係の境遇をいくら転換させても、この関係に貫く美の意識が変わらなかった。彼はこの不思議な関係の美意識を持って、新しい文学の道を開拓して、彼なりの美の世界を作り出した。ただし、谷崎潤一郎は繰り返して強調するこの<関係>の実質は一体何であろうか。以上の分析と合わせてそれを見い出していきいたいと思う。

谷崎文学に描かれた女は、ただ男の対象として存在するのではなく、男たちの到達不可能の彼岸にいる存在でもある。『春琴抄』の中の身分とか、地位とか、空間とか、あるいはまた精神とか、そこには相手と自分の間に「距離」がいろいろな形で必要とされると言えよう。谷崎の全般の作品を読んだら、男性主人公はまず「距離」があって心理的憧れの気持ちが生ずるのではなく、むしろ相手の女性から味わえられる快樂を倍加するために「距離」の感覚が設定されるといっても過言ではない。「女」をタイトルとした文学として、彼の描いた「女」は「男」と関係を結ぶことなしには存在できない。関係自身によって構成された一種の構造の美——関係の美学ではなからうか。

### III、まとめ

本論文は日本近代唯美主義作家である谷崎潤一郎の〈古典回帰〉時期の作品「春琴抄」を対象に、作品における美意識の一側面を考察したものである。

美への追求は人類の永遠の主題である。文学の創作はさまざまな形式の美を追求する時の感動の下に生まれる。谷崎潤一郎は、戯曲、小説、随筆及び評論などのジャンルにおいて、彼なりの美の認識と追求を表現した。以上述べたように、彼の小説では、退廃的、異常な描写が多く、人物とその関係の設定には奇抜なものがある。作品における人物の描写に当たって社会性と倫理性を放棄し、人物は忘我の関係の中に身を投じて、その中から美の享受と満足を得ている。特に谷崎の〈古典回帰〉時期の作品は、伝統美学と近代唯美主義との融合を図ることに成功した。小説における人と人との間に構築された宗教崇拝に近い関係は、常にわれわれ読者を感動させ、魅了させる。

谷崎はその異常な人物関係の設定によって、われわれに一つの美的観念を語り、一種の特殊な美を展開させている。この美の前では、あらゆる社会倫理、道徳は皆自分の力を失った。これは宗教崇拝に近い人物関係の美であり、一種の執着に身を投じること自身の美である。その美は関係によって構造的に存在し、人物を日常世界から離脱させ、日常性から解放するという力を具有する。つまり、それは非日常的、非現実的輝きでもある。

以上、本論文は人間関係に現れた構造的な美を谷崎文学に共通のものとして論述しており、その本質を探ったみたい。谷崎潤一郎が自分の作品に描き出した人物関係は、倫理を超越した上で純粹の美への憧れの関係である。周知のように、大正時代は日本の国家政治、思想が安定していなかった時期で、物質生活と精神生活はみな抑制・制限された状況にあった。谷崎の文学は徒に享楽の姿勢に流れることなく、社会現実を飾り付けることもなく、作品の中の人物関係の設定を通じて、彼自身の文学者としての美の認識を表現した。また、美の非社会性及び美の追及自身と美の永遠を謳歌した。本論文は作品における普通の意味の男女関係を踏み越えて、谷崎を再認識し、谷崎の文学理念と美意識を把握することに意を用いた。

#### 注

- 1) 谷沢永一 明治期の文芸評論 筑摩書房 昭和46年3月
- 2) 石浜金作 『春琴抄』と『日かげの花』 新潮 昭和10年10月

#### 参考文献

- 1 吉田精一 耽美派作家論 桜楓社 昭和56年
- 2 野口武彦 作家の方法 筑摩書房 1987年
- 3 岡崎義恵 美の伝統 弘文堂 1940年
- 4 永栄啓伸 谷崎文学における美学——『母を恋ふる記』を中心に  
「芸術至上主義文芸」 昭和53年10月
- 5 高山鉄男 夢想の美学——谷崎潤一郎論 季刊芸術 昭和45年7月

## 中国人学習者による「依頼表現」の習得について

丁 玲玲

上海師範大学天華学院講師

キーワード：依頼表現・習得・日本語教育

### A Study of Acquisition about the Request Expression by the Chinese Learners

Lingling DING

Lecturer, Shanghai Normal University Tianhua College

#### ABSTRACT

Request expression is considered a focal point and difficult point in the Japanese study. Correct, flexible use of this means of expression, it will directly affect the ability to construct harmonious interpersonal relationships. This paper will investigate the Chinese T university Japanese department students, through questionnaire surveys to study the Japanese language learners practical application of expression analysis from shortage and problems, and thus the author will raise suggestions on the future of Japanese language education.

**Keyword:** request expression, acquisition, Japanese language education

## I. はじめに

私たちは日常生活において様々な依頼を行っている。この依頼という発話行為は依頼者が受益者となるため、依頼をされる側の不利益や負担を取り除いたり軽減したりする努力が必要であり、円滑な対人コミュニケーションのために、依頼者は場面に応じ、談話構造や依頼表現を使い分けるなど、様々な談話ストラテジーを使用している。一方、日本語教育現場では、日本語学習者と日本語で会話をする際、流暢であるにもかかわらず不適切、場合によっては不快な感じを受ける表現を耳にする場合がある。しばしば指摘されるのは「先生、どうぞ推薦状を書いてください」といった「～テクダサイ」文である。特に初級段階では、何でも「～テクダサイ」で済ませようとする学習者が少なくない。また、教室でプリントが足りない場合、「先生、プリントをくださいませんか」といった丁寧すぎる表現もしばしば聞かれる。このように、丁寧に依頼しようとしている気持ちは相手に痛いほど分かっているにもかかわらず、かなり違和感がある。

そこで、本稿では、中国の大学日本語学科の学生を調査対象に、アンケート調査によって、現在中国人日本語学習者の「依頼表現」に関する習得調査を実施し、そこから得た結果を分析し、中国人学習者が依頼表現を運用する際、何が問題点なのかを明らかにしたうえで、今後の日本語教育へ提言したいと思う。

## II. 待遇コミュニケーションにおける「依頼表現」

本研究では、蒲谷宏氏の提唱した理論を基に、待遇コミュニケーションという視点から依頼表現を捉えることにする。従来の待遇表現では、目上の人か、目下の人か相手によって「～テイタダケマセンカ」か「～テモラウ」を使い分け、そのことが中心となって研究が進められているが、「表現」から「コミュニケーション」に変わると、その「依頼」の範囲もいっそう広がってくる。「あのう、すみませんが」、「今、暇?」、「実は・・・」、「来週までに絶対返すね」といった、今まで依頼に関するものの中から切り捨てられていたものが拾い上げられ、研究の対象とされるようになる。なぜそうなるかという点、待遇コミュニケーションの視点からすれば、ただ「～テモラウ」、「～テイタダケマセンカ」など依頼に関する決り文句のようなものに限らず、言葉を用いて他者になんらかの行動を行うよう求める主体（依頼者）のほうに焦点を置き、依頼内容を達成するとともに、相手とのコミュニケーションを円滑に行うには、その主体がどのように話しかけて、相手の注意を喚起し、事情を説明し、依頼の理由を述べ、相手への配慮を示し、頼みたいことを切り出すか、それらを依頼表現と捉えるからである。言い換えれば、待遇コミュニケーションにおける依頼表現は、単なる決り文句ではなく、一連の言葉行為になるということである。

本研究では、蒲谷他（1993）によって提唱されている「相手」と「用件」に基づき、「依頼表現」を分析する際に、「相手レベル」と「用件レベル」という二つの基本的な要素から考察してみる。

## III. アンケート調査

調査対象とするのは日本語を専攻としている上海T大学の三年生と四年生であり、あわせて80名の学生にアンケートの協力をしてもらった。

今回、同じ「相手レベル」に対して、「用件レベル」の違っている依頼の内容を二種類設けており、「相手レベル」、「用件レベル」それぞれに合わせて場面を六つ作成してアンケート調査を行った次第である。調査対象を大学生にするということから、アンケート調査の内容では、回答者と依頼の用件は、

すべて「キャンパス系」に絞っている。具体的に、アンケート調査の内容としては、学生がよく遭遇する「先生」、「同級生」、「友人」を「相手レベル1」、「相手レベル0」、「相手レベル-1」に、「推薦状を書いてもらう」、「お金を貸してもらう」、「自転車で荷物を運んでもらう」などを依頼の内容に設定し、回答者に「あなた」というところに実際に使う言葉で記入してもらうものである。(付録資料参照)

#### IV. 結果および分析

アンケート調査を通して、学習者の習得実態を考察し、以下の問題点を明らかにした。

1. 「デス」、「マス」といった「丁寧体」の多用が目立つことである。これは、学習者が相手によって「普通体」と「丁寧体」を適切に使い分けて人間関係を調節することができていないという事実を裏付けているのではないかと思う。それどころか、恐らく「丁寧体」、「普通体」の使い分けによって人間関係を調整することさえ知らない学習者もいるだろう。彼らにとって、日本語を用いて、人とコミュニケーションをするにあたって、「丁寧体」を使って話をするか、「普通体」を用いて話を進めるか、人間関係、場などの要因とは一切関係なく、ただどちらのほうが言いやすいか、或いは言い慣れているかの問題にすぎないのではないかと思う。

2. 学習者は、同じ相手に対して、頼む用件のレベルの違いによって頼み方が決まってくるということを知らず、依頼の内容のレベルをあまり意識していないことである。同じ相手に対しても、依頼の内容のレベルにかなりの差が出ているにもかかわらず、実際に、相手に頼むにあたって、依頼の表現にしても、談話の全体の展開にしても、さほど違いが見られず、ほとんど同じようなパターンで話を進めていく。「先生」を相手に、「デス」、「マス」を用いて、一方、「友人」を相手に、「デス」、「マス」といった「普通体」と「丁寧体」を混用するということは、用件レベルよりも、相手レベルのほうを学習者がよく意識していると言えよう。

3. 依頼する際に、談話の展開、流れを全体的に把握しておらず、「相手レベル」、「用件レベル」などの要因の違いによる依頼のストラテジー、表現の選択などの運用能力に欠けている。「依頼表現」が、談話レベルで考えるのではなくて、まだ狭義での依頼の表現に留まっている。

4. 依頼するにあたって、中国人学習者に見られる特徴として挙げられるのは、「～テクレル系」と「～テモラウ系」の使い分けである。「先生」などの上位者を相手に、「～テイタダケマセンカ」、「～テイタダケナイデショウカ」といった「～テモラウ系」の使用が多く見られ、一方、「友人」、「仲間」などの親しい人を相手に、「～テクレマセンカ」、「～テクダサイマセンカ」といった「～テクレル系」のほうがよく使われる。全体から見ると、中国人学習者は恩恵の与え手を主語におく「～テクレル系」より、受け手を主語におく「～テモラウ系」のほうを使用しやすい傾向が見られる。それは、「～テモラウ系」が「～テクレル系」より丁寧度が高いだろうと学習者が思い込んでいるのではないか。

#### V. まとめと提言

今後「依頼表現」の指導法に関しては、筆者は三つの提案を出したい。

1. なるべく早い段階から学習者に「普通体」と「丁寧体」との違いを意識させ、それぞれの機能を習得させて、日頃から人間関係によって、両者を適当に使い分けられるよう指導するべきだと思う。現在、教科書にせよ、教室活動にせよ、専ら「デス」、「マス」と「丁寧体」で進められおり、学習者にそれ以外の用法を触れさせる機会がなくなるとよく指摘されるが、初級の始めからあらゆる面で完璧さを望むことは実際上不可能である。多少の不完全さには目をつぶり、次善の可能な方法を選ぶと

すれば、やはり「デス」、「マス」ということになるだろう。仲間には丁寧すぎても、仲間以外の人に対して非礼であるよりは実害が少ないと思われるのである。しかし、一旦日本の社会に入ると、あるいは日本人との付き合いが深まるにつれて、何でも「デス」、「マス」で済ませてしまつては、丁寧すぎるという批判、違和感がつきまとうことは避けられそうもない。したがって、日頃から実際の人間関係によって、両者の適当な使い分けを意識的に指導しておいたほうが良いと思う。

2. 今回、アンケート調査の作成にあたって用いたが、「依頼表現」を指導する際に、「相手レベル」と「用件レベル」という視点はかなりいい指導法だと思う。ただ、「相手」が誰なのかだけではなく、相手に「何」を頼むのか、その依頼の用件も配慮に入れなければならないのである。「相手レベル」と「用件レベル」と、それぞれ違ったレベルを組み合わせ、典型的な談話の展開を例として学習者に提示すればかなり効果があると思う。例えば、「相手レベル」の高い「先生」を相手に、「保証人になってもらう」、「お金を貸してもらう」、「奨学金の推薦状を書いてもらう」、「分からない単語の意味を教えてください」などのように、「用件レベル」の違った依頼の内容で、それぞれ依頼の談話がどう展開するのか、話の流れがどうなるのか、学習者に手本をみせるといいと思う。同じ「相手」に対して、違う「用件」でどう頼むのか、一方、同じ「用件」で、違う「相手」にどう依頼するのか、いくつかの例を学習者に見せ、その談話の展開の違い、話の進め方などを意識させるのが非常に効率的であろう。

3. 最後に、言語文化という大きな視点から依頼表現をおさえておく必要がある。相手に何かを頼むとき、一番工夫が必要とされるのは、ほかでもなく、いかにして相手に不愉快を感じさせないのかということであろう。なぜいきなり依頼の用件を言い出すのではなく、相手の都合を伺い、前置きや事情説明をして、時にはお詫びなどをしてから、最後用件を述べるのか、そこに日本人の物の考え方、行動様式など文化的要素が大いに関係しているからである。そうすると、文化的背景、要因などが自然と絡んでくるわけであるが、「依頼表現」の指導は、学習者にそれに気付かせ、意識させることを大前提としなければならない。ここで、もう一つ指摘しておきたいことは、どの国の言語であろうと、人類共通のものを生かすことが大事だと思う。言い換えれば、日本語を用いようと、中国語を使おうと、他人に頼むとき、共通した注意点、心がけ、配慮などを忘れてはならないことである。

#### 参考文献

1. 岡本真一郎、「依頼表現の使い分けの規定因」『愛知学院大学文学部紀要』, 18, 1988
2. 立松喜久子、「外国人学習者の待遇表現のレベルの適正さについて」『日本語教育』, 69, 1989
3. 辻村敏樹, 『敬語の用法』, 角川書店, 1991
4. 蒲谷宏 坂本恵, 「待遇表現教育の構想」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』, 1991
5. 菊池康人, 『敬語』, 角川書店, 1994
6. 蒲谷宏 川口義一 坂本恵, 「待遇表現研究の構想」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』6, 1994
7. 柏崎秀子, 「談話レベルで捉える丁寧さ——談話展開が丁寧度評定に与える影響——」『日本文化研究所紀要』1, 亜細亜大学日本文化研究所, 1995
8. 熊取谷哲夫, 「言葉行為から見た依頼表現——言葉行為から談話行動へ——」『日本語学』, 第14巻10月号, 明治書院, 1995
9. 蒲谷宏 川口義一 坂本恵, 『敬語表現』, 大修館書店, 1999
10. 坂本恵, 「『敬語』と『敬意表現』」『日本語学』, 第20巻4月号, 明治書院, 2001

## 付録資料

## 「依頼表現」についてのアンケート調査

以下の各場面にあたって、あなたが実際に用いる言葉で会話を完成してください。

- 1、あなたは日本に留学しようと思っているが、先生の推薦状が必要である。先生に推薦状を書くよう頼んでください。
- 2、授業で説明されたある単語の意味がまだ分からないので、先生の研究室に行ってもう一度教えてくれるよう頼んでください。
- 3、研究に必要な参考文献（100円）を買わなければならないが、今月はお金に余裕がない。同級生にお金を貸してもらおうよう頼んでください。
- 4 試験が近づいたが、ノートがきちんと取れていない。同級生にノートを貸してもらおうよう頼んでください。
- 5、卒論のために、かなりの量の文献を翻訳しなければならない。友人に協力を頼んでください。
- 6、大きな荷物を郵便局まで運ぶ必要ができた。友人に自転車で荷物を運んでもらおうよう頼んでください。



## 障害が疑われる就学前の幼児の発達に応じた関係づくり － A 発達支援センターの事例－

小沢 日美子  
九州女子短期大学子ども健康学科准教授

キーワード：就学前幼児、発達支援、保育者

### Developing relationships with handicapped preschool children at a development support center

Himiko OZAWA  
Associate Professor, Department of Child care and education  
Kyushu Women's Junior College

#### ABSTRACT

Methods of developing supportive relationships according to the stages of development of preschool children that are probably handicapped were investigated by examining a childcare person at the “A” development support center. Special support education started in 2009. After that, this study explored relationships that are indispensable for developing support in childcare by examining how childcare personnel of a specialized developmental support agency related to probably handicapped preschool children and their parents. It was shown that the existence of a “mother” has the importance which is not changed into others. It was hoped to gain an understanding of the diversity of relationships according to developmental support. The children had developed a relationship with others and the “place” before entering school in small-group activities conducted with the children and their parents. The childcare workers guided the children into relationships with others. I have been working with two or more domains of education and childcare, welfare, and medical treatment. Specialists in various domains may provide multifaceted support. When considering lifelong development, it is considered important that childcare persons, educators, and others, increase the multifaceted consciousness of relationships that are rooted in each place, from the complex perspectives of many occupational descriptions.

**Keyword:** preschool child、development support、childcare person

## 1. 問題の所在と目的

### 1. 発達支援事業における生涯学習に関する視点

発達に課題のある子どもへの支援では、学校教育法の一部改正に伴い特別支援教育が推進されて、平成19（2007）年4月からすべての学校において障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実したものにしていこうこととなった。これを受けて、就学前幼児に関する発達支援体制づくりも注目される機会が増え、より多くの力が注がれようになった。従来からの発達心理学の知見においても、就学前の人生の早期に十分な発達可能性を培い、その後の十全な発達につなげることは重要であるとされている。さらに、人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことを生涯学習（lifelong learning）としているが、教育および教育機能は、人間がその生涯を通じて資質・能力を伸ばし、主体的な成長・発達を続けていく上でも重要な役割を担っている。

就学前幼児において、その発達支援が実施される場としては、まず集団保育の場である保育所・幼稚園等が上げられる。これらの機関では、一般に個々の子どものニーズに応じて、個別的な支援を充実させていくとともに、健常児、障害児にかかわらず、それぞれの子どもたちが持つ多様なニーズを考慮した包括的教育の実現が、園ごとの方法によりながら日々の保育の実践の中で目指されている。また、個別的な支援の場としては、発達支援の専門諸機関（発達支援センター、保健センターなどの幾つかの専門機関）で行われる個別指導、個々のあり方をとくに重視した小集団活動などがある。さらに、発達支援のための保育所・幼稚園、発達支援の専門諸機関への（医師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士等による）巡回相談活動の利用、日常に開かれた子育て支援サービスの提供などがあげられる。これらの巡回相談活動、子育て支援サービスは、保育所・幼稚園と専門諸機関と家庭をつなぐという役割を担うことができる。そして、とくに保育所・幼稚園等を巡回する相談事業は、発達支援を連続して行くための役割としても重要である（大村,2009）。なぜなら、子どもの発達支援の過程のさまざまな時期・場所での子どもの学習形態が、折々の環境との関係としてのみ人生の各時期に点在化するのではなく、子どもにおける主体的な学習が、乳幼児期から児童期、そして、思春期、青年期へのすべての発達段階において連続していくことで、自らの資質・能力を生かした全人格的な発達を遂げることができるからである。

### 2. 園・保育所、療育施設における発達支援

#### (1) 個と集団との多様なかかわりをつくる集団活動

特別支援教育が始まることで発達支援体制が整備されるようになる以前から、個別的な配慮を要する就学前の幼児の受け入れは園ごとに行われていた。とくに（補助者の立場に当たる人員が改めてつかない場合）幼稚園などでは、一般に、ひとり学級担任制による保育・教育の実践が行われることがしばしばである。したがって、学級担任であれば、ベテランであるかないかにかかわらず、一日の始まりから個別的な配慮と一斉保育の推進を同時に求められることになる。それは、幼児が、園バスに時間通りに乗ってきて（あるいは、保護者に送られてきて）、自分で靴を脱いで上履きに履き替えて、脱いだ上履きを指定の場所に入れ、そして、帽子やかばんなどを指定の場所に入れることから始まる。たとえば、朝の歌を歌う場面で、学級担任が、自らも歌を歌いながら曲を弾くその先生に子どもが駆け寄り、先生に抱きつくような行動も少なからず見られる。子どもが所属している集団の活動の方向・内容と直接関わりを持たず、学級担任と接近した関係を求めるこのような行動の背景には、集団行動に乗れない心の不安感があろう。こうした行動は幼児に限らず、小学校児童らにおいても同じように見受けられることもある。学級担任は、集団活動の方向性と異なる方向性による動きを捉えるとともに、全体集団活動の展開についての方向性を出し、集団活動の内容を豊かにして、個と集団の動きを

包括的に捉えて、瞬時に集団の輪から保育者の懐に飛び込んできた子どもとの関係をつくり、それをまた、全体活動の動きの中に捉えていく重層的なかかわりが期待される。そこには、柔軟で多種多様な保育の技術、そして、子どものもつさまざまなリズムに呼応する力、受容的・共感的な関わりなど含まれている。また、他児が皆、「〇〇クラスのみんな」と呼びかけられて凝集する集団状況に向かうなかでも、時にはゆったりとしたペースを取り入れることも求められる。しかし、一人ひとりの子どもたちもそれぞれのペースを持っていて、それが他児の期待するペースではないことも同時に考えられる。そこで学級担任は、子ども個々のリズムを調整しながら、やがて集団としてのまとまりをつくっていくことも期待されるようになる。

こうした柔軟で多種多様なかかわり方は、経験年数の浅い学級担任がすぐに目前の学級集団に即時に多くの場合実践できるものではないだろう。しかし、学級担任なら恐らく誰しものが（一国一城の主）に例えられる）担任教諭の役割を担って懸命に努力を重ね、また同時に日々葛藤と動揺を抱えている。とくに経験の浅い学級担任については、保護者からの支援を（夫が雇用者の家庭の）専業主婦数の多かった昭和の時代に比べ、平成時代に入りより得にくい現状があるだろう。核家族化、血縁・地縁関係の希薄化が問われる昨今、積極的な保護者支援は稀なことではなく、むしろ必要なものになっている。子どもに関わる保育者・教育者、その他の専門家にとっても、いつ、どのような場（幼稚園、保育所、療育施設、通級の個別支援教室、保健所のグループ活動など）で、どのような体験を持つことが（これまでの歩みを踏まえながら）いまと未来にとって良いのかどうか、世界に唯一無二の子どもの存在を受け止めながら、その発達の道筋を照らすには、子どもへの深い理解とともに、子どもを取り巻く環境への関係的な視点からの検討を要するものと考えられる。

## （2）保育相談・就学相談における母親との関係づくり

生涯発達の視点からも重要である就学相談の内容を含む保育相談が、朝の送り・帰りの迎いの僅かな時間に行われることもある。たとえば、学年が上がりクラス替えが行われ、やっと学級集団がまとまり始めた年長組のある朝、いつものように、母親が3人目の子どもを抱っこして子どもを園まで送ってくる場面でも、重要な相談が行なわれることが次のようにある。学級担任に母親は声をかけて、「先生、パパの転勤が急に決まって、〇〇に行くということになったのです」と、母親はしっかりと学級担任の顔を見ながら、「それで、パパと話し合ったんですけど、私も、子どものことを（周囲の人々が）知っているし、上の子どもの学校もあるし、下の子のCちゃんのこともあるので、（ここで）一緒に待つことにしました。先生よろしくお願ひします」。就学に向けての相談が始まる時期であるが、この例では、母親の子育て支援とともに年長児の就学相談回避のように思われる意思表示が、朝の送りの数分の間に学級担任に行われている。

就学相談では、園と保護者とで相互に意見や情報を交わすとともに、同時に年長組の一年間をどのように過ごして行くかのことであるので、話し合いの姿勢が望まれる。そこで保護者支援の姿勢を崩さず、園としてどのような支援体制を敷くことができるのか、家庭と相互に理解を深めながら、話し合いがもたれることが期待されるのである。生涯発達の観点からとらえると、就学相談は、子どもの人生の節目にかかわる保育者・教育者、その他専門職が一同に子どものことを考える機会である。ここでは、保護者に限らず、保育者も、子どもと、いつ、どのような場（幼稚園、保育所、療育施設、通級の個別支援教室、保健所のグループ活動など）において、どのように体験を積むことが、その子どもの生涯に望ましいのか、人生という長いスパンでとらえるにふさわしい大きなスケールを用いて考える機会である。

とくに、保育所・幼稚園への通園と併せて利用されることも多い母子通園施設では、障害児の早期療育が行われるが、子どもへの働きかけとともに、その子どもの母親に子どもとの関係性の発達や障害受容を促進するような支援が必要である。大鐘（2011）は、とくに障害告知後の支援の初期に母

子通園施設があたるため、母親の心理状態を踏まえた支援を行う重要性を述べている。そして支援の過程で変化する母親の心理状態から母親は子育てや障害に関する様々な葛藤を抱えるが、第三者からのサポートを受けている気持ちをもてることで、子どもへの共感性を促進させていくことができると述べている。生涯に渡り、子どもが社会にどのように身をおき、他者との関係を結んで行くのかといった人間関係の基盤にある愛着関係の形成に、就学前児童期の発達支援は深くかかわっている。そして子どもと家庭とを取り巻く環境との関係づくりも含めると、複数の視点が必要になってくる。そこで就学前の幼児の発達支援でも、保育者は専門職チームを組み合わせながら生涯の発達を視野に入れることが目指されている。そのような折、保育者とは、乳幼児、児童にかかわる役割・機能で共通している部分が多いため、その保育に直接かかわっている保育士、幼稚園教諭の総称として理解されていることが多い。しかし、より広い意味では、親、看護師、保健師のように乳幼児の健康、福祉にかかわる人、保育所、幼稚園、および児童福祉施設で子どもたちに関係する栄養士、事務職などのスタッフすべてを含めて保育者と呼ばれている。まさに、今日様々な保育ニーズに対応するために、さまざまな現場、職種までも考えに入れ、その連携を強く意識されている時期に来ていると考えられる。

### 3. 発達支援事業の整備・充実と今後の課題

特別支援教育が実施されて以降、多方面に渡る発達支援への理解が進み、発達支援にかかわる各種事業の整備が進められてきた。現在では、保育所・幼稚園の学級担任が孤軍奮闘するスタイルというよりも、ケースカンファレンス等を通して園全体で発達支援に取り組む機運も高まってきている。また園内外の研修の機会の増加とともに、学級担任の保育の葛藤や動揺の受け止めも重視されるようになってきている。これに併せて、保育者養成では保育支援・家庭支援に関する科目は増加している。この種の学びは養成段階に留まるものではなく、期待される技能を養成するために就職した後も、さまざまな研修の機会を設け工夫を凝らした実践に取り組んでいる現場も少なくない。

これまで述べてきたように、生涯発達に重要な影響を及ぼすことが多い就学前の幼児期における発達支援には、さまざまな視点からの多様なかかわりが重要になると考えられる。実際、日々の実践においても子どもの発達の個別性に応じ、個における課題と他者と集団との間に発生する課題をバランスよく捉え、子どもを取り巻く関係の中でかかわることが目指されることに多くの目が向けられて来ている。そのような発達支援の実践において、保育者らによる支援対象である子ども・保護者の事例検討、また特色ある発達支援事業の活動報告は、これまでも多数なされてきている。そこで、ここでは、とくに発達支援の専門機関として、就学前児童のそれぞれの発達に応じた日々の実践に取り組む保育者らのかかわり方の意識調査を行ない、発達支援への理解を深めたい。

## II. 目的

発達支援専門機関の保育者（保育士、および、その他専門職（理学療法士・作業療法士））のかかわり方の意識を調査して、その実際を知るとともに、就学前幼児の発達支援におけるかかわり方の特徴を分析・考察する。加えて、人の生涯の発達・学習における今後の発達支援活動の課題を考察する。

## III. 方法

◆調査対象：A発達支援センターの保育士8名、およびその他専門職2名（理学療法士（PT）1名、作業療法士（OT）1名）  
※〔A発達支援センター〕：発達に遅れや障害のある子どもと保護者のための通所支援事業を行う。保育では、子ども

と保護者のための遊びや運動、基本的な生活習慣への支援を行う。主な対象は、発達に遅れや障害のある小学校就学前の幼児。「知的障害」と「肢体不自由」の分類による2クラス（各15名程度）。

◆調査実施時期：2011年3月。

◆調査概要及び項目〔問1〕、重視する保育内容（7件法）。〔問2〕、問1の理由づけ（選択法）。〔問3〕、優先する保育内容（選択法）、〔問4〕、問3の理由づけ（自由記述）。質問項目（1）～（20）はAセンター保育者の日常の発達支援の取り組みを参考に筆者が作成。

問1. 日頃の保育の中で、取り組んでいる保育内容に関する項目（1）～（20）（※表1）について、1～7の中から当てはまると思われる番号を一つずつ選択して下さい。

表1 保育内容に関する質問項目：(1)～(20)

No.	質問項目
(1)	子どもが楽しく遊ぶように子どもの指導をすること
(2)	子どもにことばや対人関係など具体的な日常生活のスキルが習得できるように援助すること
(3)	遊びを通して子どもの身体感覚の多様な経験をさせること
(4)	子どもの表出する行動や感情の意味を言葉にして発すること
(5)	保護者に子育ての具体的なスキルを指導すること
(6)	子どもとの接し方を保護者に指導すること
(7)	子どものことばや対人関係などの発達の様子を保護者に伝えること
(8)	保護者の様々な気持ちに共感すること
(9)	家族支援の対応について方向性を立てること
(10)	子どものわずかな成長を保護者に伝えること
(11)	子どもの表出する行動や感情に共感して応答すること
(12)	保護者に子どもと一緒に遊ぶ仕方を伝えること
(13)	子どもとの接し方を保護者に見せてあげること
(14)	スタッフが連携して援助がスムーズにいっようにすること
(15)	保護者が交流して、他の子どもとふれあうようにすること
(16)	保護者の悩んでいることを聞き支えること
(17)	子どもの発達の道筋を照らして、保護者と子どもの成長を支えること
(18)	子どもにとって安心できる居場所であるように情緒的なサポートを行うこと
(19)	子どもの発達課題を認識して、その伸長を援助して行くこと
(20)	保護者とともに子どもの健康や体調の管理を継続的に心がけていく

1. 大変よく取り組んでいる 2. よく取り組んでいる、3. 大体取り組んでいる、  
4. ある程度、取り組んでいる、5. 時折、取り組んでいる、6. あまり取り組んでいない、  
7. 全く取り組んでいない

問2. つぎに問1の1～7選択理由について、つぎの①～⑥の中から、最たる理由を一つ選択して下さい。

- ①「発達支援における重要性（担当職種）」  
②「発達支援における専門性（他職種との兼ね合い）」  
③「発達支援における来所者数との兼ね合い」、  
④「現在の発達支援の環境における時間という物理的特性」  
⑤「現在の発達支援の環境における場という物理的特性」  
⑥「その他」

問3. 問1の（1）～（20）の項目から、担当の仕事との関連で優先している項目を、3つ選び、1番目、2番目、3番目の順に回答して下さい。

問4. 担当の仕事との関連で、問3で選んだ3つの項目に関する順序（番目）の理由を記入して下さい。

### III. 結果と考察

#### 1. 「日頃の保育でとくに重視している取り組み」(問1)

表2に保育士による回答の結果を示す(7件法。1:頻度が高い-7:頻度が低い)。質問項目20項目のうち16項目で、最も多く選択されたのが「よく取り組んでいる」であった。さらに1つの項目で、「大変よく取り組んでいる」が最も多かった。全20項目中17項目の取り組みを重視している解答であったことから、保育士が、子どもと保護者への発達支援活動において、多くの視点を持ちていること、したがって、柔軟な姿勢で保育活動に取り組んでいることが示唆される。

表2 日常の保育活動で重視している取り組み(保育士:8人)

No.	質問	1	2	3	4	5	6	7
(1)	子どもが楽しく遊ぶように子どもの指導をすること	0	5	2	0	1	0	0
(2)	子どもにことばや対人関係など具体的な日常生活のスキルが習得できるように援助すること	0	5	3	0	0	0	0
(3)	遊びを通して子どもの身体感覚の多様な経験をさせること	1	4	0	3	0	0	0
(4)	子どもの表出する行動や感情の意味を言葉にして発すること	0	5	3	0	0	0	0
B (5)	保護者に子育ての具体的なスキルを指導すること	0	2	2	2	1	1	0
(6)	子どもとの接し方を保護者に指導すること	0	2	3	1	1	1	0
(7)	子どものことばや対人関係などの発達の様子を保護者に伝えること	0	4	1	2	1	0	0
A (8)	保護者の様々な気持ちに共感すること	0	7	1	0	0	0	0
(9)	家族支援の対応について方向性を立てること	0	1	3	2	1	0	0
A (10)	子どものわずかな成長を保護者に伝えること	2	6	0	0	0	0	0
(11)	子どもの表出する行動や感情に共感して応答すること	3	2	2	0	0	0	0
(12)	保護者に子どもと一緒に遊ぶ仕方を伝えること	0	4	3	1	0	0	0
(13)	子どもとの接し方を保護者に見せてあげること	0	4	2	2	0	0	0
A (14)	スタッフが連携して援助がスムーズにいこうようにすること	2	5	0	1	0	0	0
B (15)	保護者が交流して、他の子どもとふれあうようにすること	1	2	1	3	0	1	0
(16)	保護者の悩んでいることを聞き支えること	0	5	2	1	0	0	0
(17)	子どもの発達の道筋を照らして、保護者と子どもの成長を支えること	0	3	3	1	1	0	0
A (18)	子どもにとって安心できる居場所であるように情緒的なサポートを行うこと	1	5	2	0	0	0	0
(19)	子どもの発達課題を認識して、その伸長を援助して行くこと	0	4	3	1	0	0	0
(20)	保護者とともに子どもの健康や体調の管理を継続的に心がけていく	1	4	3	0	0	0	0

\* 太字の数字は、各質問項目の最頻値を示す。

\* A・Bの項目(左端):Aの項目は、1と2の選択が、6人(3/4)以上、Bの項目は、4以上が4人(1/2)以上

\* 無回答者がいた場合、回答数は8人に満たない。

(1大変よく取り組んでいる, 2よく取り組んでいる, 3大体取り組んでいる, 4ある程度、取り組んでいる, 5時折、取り組んでいる, 6あまり取り組んでいない, 7全く取り組んでいない)

※ 左端に、Aをつけた項目は、「1.大変よく取り組んでいる」と「2.よく取り組んでいる」を合せて、6人以上が選択した項目である。太字の数字は、その質問項目の最頻値を示す。

表3「発達支援において重視したい取り組み」として考察された4項目(保育士)

- |  |
|--|
| <p>(8) 保護者の様々な気持ちに共感すること</p> <p>(10) 子どものわずかな成長を保護者に伝えること</p> <p>(14) スタッフが連携して援助がスムーズにいこうようにすること</p> <p>(18) 子どもにとって安心できる居場所であるように情緒的なサポートを行うこと</p> |
|--|

表2の右端にAをつけた4項目を表3に示した。この4項目は、「1.大変よく取り組んでいる」と「2.よく取り組んでいる」を合せて、6人(8人中)以上が選択した項目であり、「発達支援において重視し

たい基本的な取り組み・姿勢」と考えられる。その4つの項目内容を対象別にとらえると、「保護者」については2項目、「子ども」については1項目、「スタッフ」についてのものが1項目であった。最も多かったのは「保護者」であったことから、発達支援では、保護者の存在が欠かせなく重要であることを表している。また、「保護者」「子ども」に対する支援では、(8)(18)の項目のなかにも文言としてある『共感』、『情緒的サポート』に表されるように身近な存在であること、同時に、(10)のように毎日子どもと一緒にいる保護者には気づきにくい「成長」を丁寧に伝える役割を果たすことを重視している。そこでは、「(14)のスタッフが連携して援助がスムーズにいくようにする」が影響すると考え、「大変よく：2名」、「よく：5名」と7名が選択していることが考察される。

つぎに、保育士とその他専門職（理学療法士、作業療法士）について、質問項目ごとに、その取組み方の選択肢（1大変良く取り組んでいる、2よく取り組んでいる、3大体取り組んでいる、4ある程度、取り組んでいる、5時折、取り組んでいる、6あまり取り組んでいない、7全く取り組んでいない）による平均をF検定により比較した（表4参照）。その結果、(1)～(20)の20項目のうち、「(3)遊びを通して子どもの身体感覚の多様な経験をさせること」の項目を除く、19項目において、有意差（ $p<0.01$ ,  $p<0.05$ ）、または、有意傾向（ $p<0.1$ ）が示された。活動形態として、小集団活動における支援者である保育者と、個別対応による理学療法士・作業療法士は同じ子どもたちにかかわる広い意味での保育者であるが、それぞれの専門職種としての役割を生かして、異なる視点を生かして子どもに対応していることが示されている。

## 2. 保育で取り組みを重視する程度の理由づけ（問2）

表5に、問1の(1)～(20)の項目ごとの取り組みを重視する程度（7件法：1～7）の選択理由を示す。表5では、選択者が6人以上であった項目について左端にA、Bをつけた。そのうち、発達支援における「重要性」を挙げた項目を表6-1に示した。この3項目は、表2「『発達支援において重視したい基本的な取り組み姿勢』として考察された4項目」の3項目と一致する（「(14)スタッフが連携して援助がスムーズにいくようにすること」を除いた3項目）。支援者としての子どもと保護者への注意深い眼差しが分かる。同様に「専門性」が考慮された項目は、表6-2に示した1項目であった。

表4 保育士とその他専門職（理学療法士：PT・作業療法士：OT）との平均の差（F検定）

No	保育士		その他専門職 (PT/OT)		df	F値
	Mean	SD	Mean	SD		
(1)	2.63	2.28	3.00	7.28	1,7	17.92***
(2)	2.38	2.25	4.50	11.21	1,7	43.41***
(3)	2.63	2.15	1.00	2.65	1,7	2.66
(4)	2.38	2.25	3.50	8.59	1,7	25.46***
(5)	3.63	2.62	4.00	9.90	1,7	25.02***
(6)	3.50	2.56	2.00	4.90	1,7	6.43**
(7)	3.00	2.30	5.00	12.61	1,7	52.64***
(8)	2.13	2.61	3.00	7.28	1,7	13.64***
(9)	3.43	2.87	4.00	10.00	1,6	20.87***
(10)	1.75	2.19	1.50	3.43	1,7	4.31*
(11)	1.86	1.59	1.50	3.43	1,6	7.98**
(12)	2.63	2.15	2.00	4.90	1,7	9.12**
(13)	2.75	2.17	2.50	5.98	1,7	13.30***
(14)	2.00	1.93	2.50	5.98	1,7	16.84***
(15)	3.25	2.33	6.00	15.23	1,7	74.91***
(16)	2.50	2.20	2.00	4.69	1,7	7.99**
(17)	3.00	2.24	2.00	4.69	1,7	7.70**
(18)	2.13	1.99	3.00	7.28	1,7	23.52***
(19)	2.63	2.15	2.00	4.90	1,7	9.12**
(20)	2.25	1.91	2.50	5.98	1,7	17.22***

\*\*\* :  $p<0.01$ , \*\* :  $p<0.05$ , \* :  $p<0.1$

表 5 日常の保育活動の取り組みの程度の回答選択理由(保育士:8人)

No.	日常の保育活動	1～7の選択理由					
		発達支援活動における					
		重要性	専門性	来所数	環境 時間 場	その他	
(1)	子どもが楽しく遊ぶように子どもの指導をすること	5	2	0	1	0	0
(2)	子どもにことばや対人関係など具体的な日常生活のスキルが習得できるように援助すること	5	1	2	0	0	0
(3)	遊びを通して子どもの身体感覚の多様な経験をさせること	1	5	0	0	1	0
(4)	子どもの表出する行動や感情の意味を言葉にして発すること	5	1	0	1	0	0
(5)	保護者に子育ての具体的なスキルを指導すること	1	2	4	0	0	1
(6)	子どもとの接し方を保護者に指導すること	1	4	2	0	0	1
(7)	子どものことばや対人関係などの発達の様子を保護者に伝えること	4	1	2	0	0	1
A (8)	<b>保護者の様々な気持ちに共感すること</b>	6	0	1	0	0	0
(9)	家族支援の対応について方向性を立てること	2	1	1	0	1	1
A (10)	<b>子どものわずかな成長を保護者に伝えること</b>	7	0	0	0	0	0
(11)	子どもの表出する行動や感情に共感して応答すること	6	1	0	0	0	0
(12)	保護者に子どもと一緒に遊ぶ仕方を伝えること	3	3	1	0	0	0
(13)	子どもとの接し方を保護者に見せてあげること	4	3	0	0	0	0
(14)	スタッフが連携して援助がスムーズにいくようにすること	5	2	0	0	0	0
(15)	保護者が交流して、他の子どもとふれあうようにすること	4	0	1	0	0	0
A (16)	<b>保護者の悩んでいることを聞き支えること</b>	6	0	1	0	0	0
(17)	子どもの発達の道筋を照らして、保護者と子どもの成長を支えること	3	5	0	0	0	0
(18)	子どもにとって安心できる居場所であるように情緒的なサポートを行うこと	4	2	1	0	0	0
B (19)	<b>子どもの発達課題を認識して、その伸長を援助して行くこと</b>	0	7	0	0	0	0
(20)	保護者とともに子どもの健康や体調の管理を継続的に心がけていく	3	4	0	0	0	0

\* 太字の数字は、各質問項目の最頻値を示す。

\* A・Bの項目(左端):Aの項目は「重要性」の選択が、Bの項目は「専門性」の選択が、6人(3/4)以上を示す。

表6-1 保育士の日常の保育への取り組みから、発達支援における「重要性」が考察された3項目

- |                           |
|---------------------------|
| (8) 保護者の様々な気持ちに共感すること     |
| (10) 子どものわずかな成長を保護者に伝えること |
| (14) 保護者の悩んでいることを聞き支えること  |

表6-2 保育士の日常の保育への取り組みから、発達支援における「専門性」が考察された1項目

- |                                  |
|----------------------------------|
| (19) 子どもの発達課題を認識して、その伸長を援助して行くこと |
|----------------------------------|

それぞれの子どもの育ちを踏まえた発達課題を捉えて、個の育ちを援助して行くことは、発達支援における保育者の多様な役割の中でもとくに専門性を要する課題として認識されていた。保護者と子どもの近くに在りながら、個々に寄り添い、その変化のきざしに目を配り、伝え合いながら伸ばして行く柔軟性なかわりをスタッフが連携して行うことで、専門性の高いかわりを目指していると考えられる。

また、図1では、表1の日常の保育において重視している取り組み(7件法:1~7)を選択した理由の回答者数の割合を帯グラフで表した。12の項目で50%以上が「重要性」を示している。来所者数も一定の割合で多くの項目の選択に影響していることが分かる。また、時間や場を特定の項目に影響することが示唆されている。

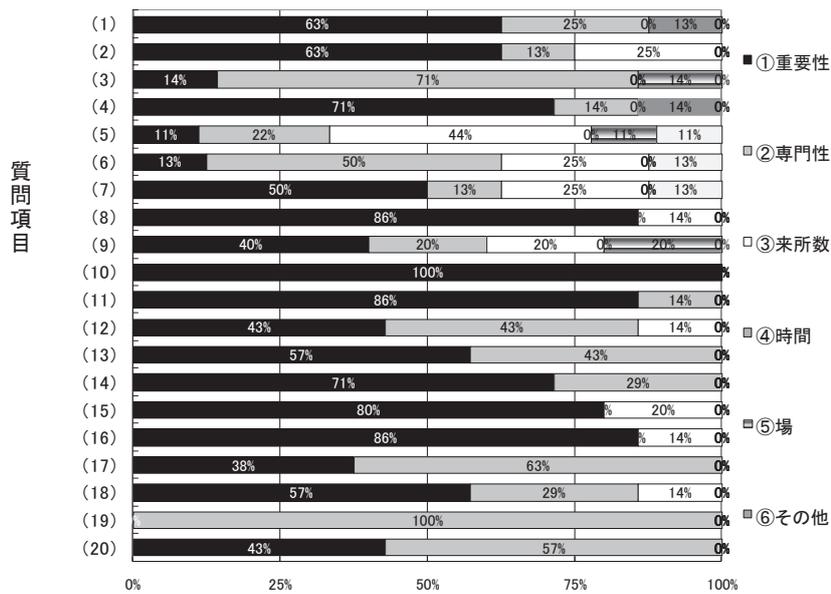


図1 日常の保育において重視している取り組み（7件法：1～7）を選択した理由の割合（保育士：8人）

### 3. 担当職種との関連で優先している3項目（問3）

表5で、(1)～(20)の中で最も優先する3項目を、1から3の順位まで選択した結果を、それぞれ3点、2点、1点と得点化し、質問項目ごとに職種間（保育士、その他の専門職）による一要因の分散分析を行った。従属変数は得点である（図2参照）。その結果、「(3) 遊びを通して身体感覚の多様な体験をさせること」( $F(1)=120.91, p<0.01$ )、「(6) 子どもとの接し方を保護者に指導すること」( $F(1)=6.40, p<0.05$ )、「(12) 保護者に子どもと一緒に遊び方を伝えること」( $F(1)=6.40,$

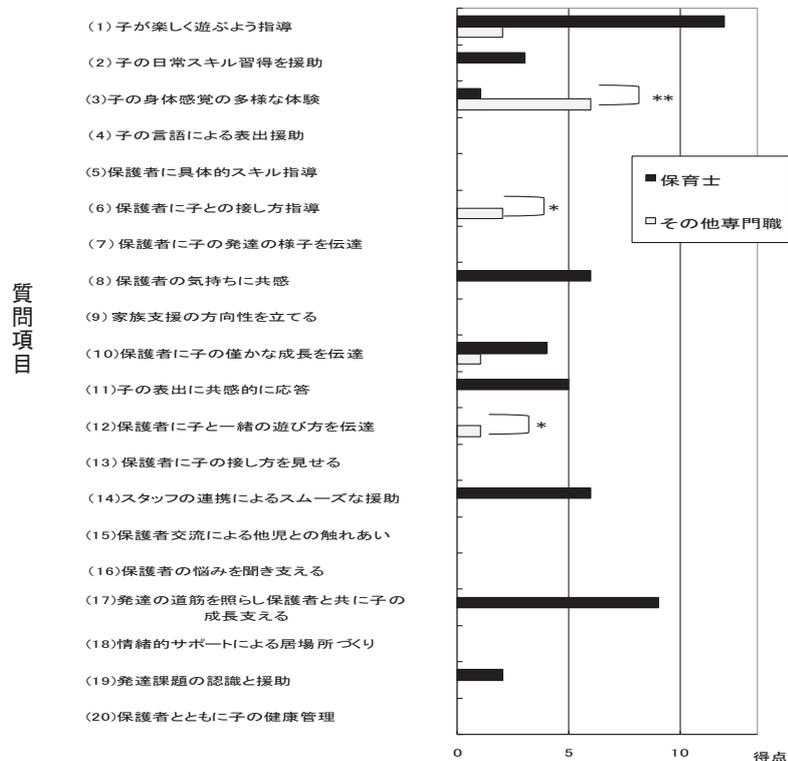


図2 発達支援で最も優先させているかかわりの項目における保育士と他の専門職（理学療法士・作業療法士）との比較（※ 最も優先させている3つの項目順に得点化：3, 2, 1点）

$p<0.05$ ) が有意だった。この3項目は、いずれも「その他の専門職（理学療法士・作業療法士）」の得点の方が高い項目だった。つまり、「その他の専門職」の独自の専門性を示しているとともに、「その他の専門職」の指導は個別指導であることから、個別指導では指導的かかわりが重視されることが考えられる。一方、表2に示したように、保育士では、子どもと保護者にとって支援の場が安心できる居場所であること、そのために、子どもと保護者と保育者が共に育つ関係を重視していると考えられる。

#### 4. 担当職種との関連で優先されている3つの項目を選んだ理由（問4）

表5に、担当の職種との関連で優先させている3つの項目を選んだ理由(自由記述)を示す。まず、「保育士：知的障害児クラス」の記述の内容から、その場限りの療育にならずに通って来ること、遊びを楽しくできることを大切に思い願っていることがわかる。スキルの習得にとどまらず、自ら遊べる自発性を養うということは、主体的なかかわりを育むことであり、それは自ら自分の人生を生きていく力を養うことにつながる。したがって、生涯発達の視点も取り入れた子どもの主体性を育むかかわり方を重視していることが示唆される。ともに子どもの人生を支える役割を共有しながら、保護者支援に取り組んでいる姿勢が読み取れる。つぎに、「保育士：肢体不自由児クラス」の記述内容からは、毎日通所することを支え、いろいろな思いに寄り添い、成長を認めていくことを支援するために、ここでの回答からも保育士同士の連携を重視していることが分かる。また、その他の専門職の理学療法士(PT)では、「(3)子どもの身体感覚の多様な体験させること」、つぎに「(6)保護者に子どもとの接し方を指導すること」、そして「(10)保護者に子どもの僅かな成長を伝達すること」の順に重視している。作業療法士(OT)では、「(3)子どもの身体感覚の多様な体験」、つぎに「(1)子どもが楽しく遊ぶように指導」、そして「(12)保護者に子どもと一緒に遊び方を伝達」の順に重視している。2つの職種とも、「(3)子どもの身体感覚の多様な体験」を1番目に挙げている。なお、ここでの理学療法士では、2番目、3番目とも保護者を通して働きかけが上げられていることはひとつの特徴である。

表7 担当の仕事との関連で優先させている3つの項目を質問3で選んだ理由

専門職種	No.	配属クラス	自由記述内容
保育士	1	知的障害児	まずは子どもが楽しんで通ってこれるようにしながら、その中で保護者によりそってあげたいと思っています。
	2		保護者の思い、環境、特性などを理解した上で療育でなければその場限りの療育になってしまうので、まず「(8)保護者の様々な気持ちに共感すること」を優先するように心掛けています。
	3		遊びを楽しくできることが成長につながると考える。又、保護者の心身が安定することが子の安定にもつながる。
	4	肢体不自由児	日々の療育に参加されても、毎日の積み重ねとゆっくりな成長はとても時間がかかり気長に対応しなければなりません。そういう中で、毎日通所し、自分も参加するのは、大変な事だと思うので、成長の姿、変化などに目を向けてもらえるように(認められるように)一緒に共感できればと思っています。
	5		子ども達の遊びの中での行動を見守りながら、保育士同志での連携を密にしての援助を心がけています。
	6		保護者や子どもから信頼してもらうにはスタッフ間の連携はとても大切。子どもの成長が何よりの喜びはげみになる。「うれしい」「悲しい」「怒り」「あせり」色々な気持ちに添うことも大切。
その他専門職 ・理学療法士:PT ・作業療法士:OT	1	個別指導	〔PT〕担当職務をおこなう上で、(選択した3つの項目内容「(3)子の身体感覚の多様な体験」「(6)保護者に子どもの接し方指導」「(10)保護者に子の僅かな成長を伝達」)が必要な為。
	2		〔OT〕(選択した3つの項目内容「(3)子の身体感覚の多様な体験」「(1)子どもが楽しく遊ぶよう指導」「(12)保護者に子どもと一緒に遊び方を伝達」)の職種の専門性が高いことと「遊び」が子どもにとって重要なADLだと思うから。

※保育士の自由記述は8名中6名が記載。

#### IV. まとめ

就学前の幼児における発達に応じたかかわり方を考えるために、A発達支援センターの保育者（保育者および理学療法士・作業療法士）に対して、かかわり方についての意識調査を行なった。特別支援教育が実施される前は、園・保育者が個々に工夫して取り組まれる流れで来たが、平成19（2007）年の特別支援教育の開始後、幼児期への支援の充実に目が向けられただけでなく、子どもの生涯にわたる発達支援事業も整備されるようになった。

そこで、本研究では、発達支援専門機関の保育者らの日頃のかかわり方を調査することで、実際に知り発達に応じたかかわりにおいて欠かせず重要なものが何かの検討を目指した。その結果、A発達支援センターの場では、“母親”という存在がかけがえなく重要であることと、また、就学前の幼児が自分から他者との関係をつくり遊びを楽しむことができる居場所づくりが、細やかな配慮をもって取り組まれている状況が浮かび上がって来た。とくに、保育士による小集団活動においては、子どもの心に寄り添いながら他者との関係の中に導き、その中での子どもの姿やかかわりの育ちを保護者に伝えて、共有しようとしていることが考察された。また、理学療法士・作業療法士による支援では、「遊びを通して身体感覚の多様な経験をさせること」と親への接し方の指導的かかわりが重視されていた。また、このように複数の専門職種によって取り組まれることで、子どもと親に対しての多角的・複合的な視点からの支援が可能になっていると考えられた。

さらに、就学前の幼児を対象とした発達支援センターの場での活動に限らず、生涯の発達過程において、教育・保育、福祉、医療など各領域内で進められている発達支援を共有して行くことが重要であると考えられる。筆者自身もその一端に関わって来たことであるが、すでに実践されている巡回指導（医師、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等）も、多角的な支援を活性化させる手立ての一つとして考えられる。また、保育・教育現場では、その関係状況の構造ごとに、できることと、できないことがあるということがそれぞれに考えられる。ただし、生涯の発達を考える際には、保育者・教育者等が、それぞれの場に根付いた多角的なかかわりの意識を、多職種による複合的な視点から育てて行くことが今後も重要であると考えられる。

#### 謝辞

本調査にご協力頂きました、A発達支援センターの皆さまに心よりお礼申し上げます。

#### 参考文献

1. 安藤嘉奈子（2012）. 『一生涯の発達過程を考えるロール・プレイング』, 心理劇, 17, 41-56.
2. 畑谷光代・鹿野京子・毛利子来（編）（1971）. 『保育をめぐる人間関係』, ドメス出版.
3. 本郷一夫（編）（2009）. 『障害児保育』, 建帛社.
4. 黒田淑子（1988）. 『生きることと人間関係』, 学献社.
5. 水野恭子（2012）. 「障害児保育の歩みとこれからの障害児保育の実践に向けて」, 愛知教育大学幼児教育研究, 16, 77-82.
6. 川端愛子・北川聡子・古家好恵・後藤守（2011）. 『子育て・教育・地域支援フィールド開拓のための地域臨床実践（第1報）－ A 発達支援センターにおける母親支援の実践を中心として－』, 北海道文教大学研究紀要, 35, 141-149.
7. 小原敏郎・義永睦子・神蔵幸子（2011）. 『学生の教職実践力の育成をめざす授業実践：保育への明確な役割意識の違いに着目して』, 心理劇, 16(1), 57-67.
8. 大鐘啓伸（2011）. 『母子通園施設を利用した母親の心理状態:支援過程において障害児を持つ母

親の表出された気持ちから』発達心理学研究, 22(3), 308-317.

9. 大村禮子 (2010). 『保育の場における発達支援—協働体制の確立に向けて—』, 淑徳短期大学研究紀要, 49, 141-159.
10. 小沢日美子 (2012). 「幼児の「心の理論」の獲得における発達の特徴とコミュニケーションの変化—AとBの事例—」, 九州女子大学紀要, 48-2, 189-203.
11. 田口恒夫, 他 (1974). 『児童における人間の探究』, 光生館.
12. 若井淳二 (編) (2008). 『幼稚園・保育所のための障害児保育テキスト』, 教育出版.

## A Conspectus of Sports-Related Legal Issues

Nitin DATAR

Kyushu Women's University, Division of General Education

### スポーツに関わる法律の課題点についての概観

ダタール ニティン  
九州女子大学共通教育機構

#### ABSTRACT

Professional sports leagues in the United States and elsewhere constitute a multibillion dollar industry that involve television and other media rights, commercial sponsorships, franchising agreements, gate receipts, player contracts, and other cognate matters. Large numbers of organizations and individuals have considerable interests and high stakes in the business of sports. As a consequence, legal disputes arise and many of these have to be decided by the law courts. Such disputes range across a host of issues conventionally covered by traditional areas of law. These include interpretation of contracts, labor disputes, intellectual property matters, torts, competition law, constitutional rights, and a host of other matters. This has led to the development of a specialized area of law practice and an academic sub-discipline called sports law. Scholars of sports law are among the leading legal scholars in the United States. There are now societies and organizations of specialized sports law practitioners and academics in the United States as well as in Europe and Japan. Court opinions in cases arising out of sports disputes generate considerable media attention. A case in point is the U.S. Supreme Court's decision in the case of *American Needle Inc. v. National Football League* on May 24, 2010. It is widely considered a landmark judgment relating to sports law. In the international context, there is discussion among scholars regarding an autonomous transnational sports law regime termed *lex sportiva*. This paper sets out a brief overview of sports-related legal issues, with reference to some illustrative examples of prominent cases relating to the business of sports as decided by the United States Supreme Court and the U.S. Courts of Appeals.

**Keywords:** Sports Law, Competition Law, Intellectual Property Law

## スポーツに関わる法律の課題点についての概観

ダタール ニティン  
九州女子大学共通教育機構

### 要約

アメリカ合衆国などのプロフェッショナル・スポーツ・リーグは、テレビや他のメディアの権利や商業スポンサーシップや、フランチャイズ契約、入場料、多数の選手の契約などが関わる、莫大な利益を生む産業である。非常に多くの組織と個人が、スポーツというビジネスに賭けている。結果として、法的な争いが起こり、多くの争いが法廷で判決を下さられている。広い範囲に及ぶ、そのような争いは、伝統的な法律の範囲で、これまで通りに取り扱われている。これらには、契約や労働紛争や知的財産問題、不法行為、競争法、憲法上の権利など多くの他の問題の解釈が含まれる。このために弁護士業務の中に特化された分野の発展をもたらし、それは学問的にはスポーツ法という分野をもたらした。スポーツ法の学者は、アメリカで一流の学者である。今ではスポーツ法に特化した弁護士や学者はアメリカと同様に、ヨーロッパや日本にもみられる。スポーツ紛争から出てくる、訴訟の法廷の意見は、メディアの関心を引くものである。2010年5月24日に *American Needle Inc. v. National Football League* の訴訟について、アメリカ合衆国最高裁の決定がなされた。それはスポーツ法に関する画期的な判決であったと広く認識されている。国際的な文脈において、学者の中で論議されているのは、*lex sportiva* と呼ばれる、自治権をもつ多国籍スポーツ法体制である。この論文では、アメリカ最高裁判所と高等裁判所において判決を下された商業スポーツからの主な判例のいくつかの例を示し、スポーツに関する法律問題を概観するものである。

## I. Introduction:

The U.S. Supreme Court delivered its opinion in the case of *American Needle Inc. v. National Football League* on May 24, 2010. It was widely reported and commented upon in the American media. It is considered a new milestone in the storied development of sports law in the United States. One of the first major sports-related cases decided by the United States Supreme Court was the 1922 case of *Federal Baseball Club of Baltimore v National League of Professional Baseball Clubs*. The Court there held that Major League Baseball was exempt from the provisions of antitrust law as embodied in the Sherman Act and the Clayton Act. The Chief Justice in that case was former U.S. President Taft, and the opinion was authored by Justice Oliver Wendell Holmes. That judgment has had repercussions throughout the history of major league baseball in issues relating to antitrust, contract, and labor law,

Sports-related leagues in the United States constitute a multibillion dollar business. The three principal sports are baseball, football, and basketball. The corresponding leagues are Major League Baseball (MLB), the National Football League (NFL), and the National Basketball Association (NBA). The National Hockey League (NHL) and the intercollegiate athletic competitions organized under the auspices of the National Collegiate Athletic Association (NCAA) also enjoy wide popularity. The television and other media rights, along with the gate receipts, and franchising agreements together make up an ever-growing industry in which a large number of individuals and organizations have considerable interests. Because of the vast amounts of money involved, the stakes are inevitably high. As a consequence legal disputes arise and a number of these have to be resolved in law courts. Such disputes range across the entire phalanx of issues conventionally covered by business law, such as interpretation of contracts, civil rights, labor disputes, intellectual property matters, torts, competition law, and a host of other matters. These cases are generally classified in the generic category of sports law. This has led to the development of a specialized area of legal practice related to sports law and of a specialized category of academic sub-discipline titled sports law. Scholars of sports law are among the eminent legal scholars in the United States.

The most commonly litigated issues concern antitrust law, intellectual property rights, contract, employment, and Title IX<sup>1</sup> issues.

This paper sets out a few illustrative examples of sports-related law cases that have been decided by the United States Supreme Court and the U.S. Courts of Appeals.

---

<sup>1</sup> Title IX is a U.S. federal law enacted in 1972 that prohibits educational institutions which receive federal funds from discriminating on the basis of gender. Title IX states: "No person in the United States shall, on the basis of sex, be excluded from participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any education program or activity receiving Federal financial assistance."

## II. Sports-related cases decided by the U.S. Supreme Court and the U.S. Courts of Appeals:

Listed below are a few of the more prominent sports-related cases decided by the U.S. Supreme Court and the U.S. Courts of Appeals. It is by no means an exhaustive list. The listed cases merely serve as illustrative examples of sports-related law cases related to various aspects of law that have a bearing on the business of sports.

### 1. *Federal Baseball Club of Baltimore, Inc. v. National League of Professional Baseball Clubs* (1922):<sup>2</sup>

(The first case in which the U.S. Supreme Court ruled that the antitrust laws were inapplicable to professional baseball.)

In an opinion authored by Justice Oliver Wendell Holmes, the United States Supreme Court held that the essence of the business conducted by the baseball leagues was that of arranging “exhibitions of baseball.” As this did not involve production of any kind, it was not trade or commerce as commonly understood. The fact that players were required to cross state lines in order to compete with clubs in other states was merely incidental and did not convert an activity which was not commerce to begin with, into interstate commerce. Thereby the baseball leagues were not engaged in interstate commerce and therefore did not fall within the purview of the Sherman Antitrust Act.

### 2. *Toolson v. New York Yankees, Inc.* (1953):<sup>3</sup>

(The second U.S. Supreme Court case exempting professional baseball from the purview of antitrust laws.)

At issue in this case was the validity of the then standard “reserve clause” in player contracts whereby the club signing a player had the right to retain and re-sign an annual contract for his services without limitation. The only way for a player to end the arrangement was by not playing for a year. The effect of the reserve clause was to restrain free agency. In a per curiam opinion, the U.S. Supreme Court followed the precedent of *Federal Baseball Club* holding the professional baseball leagues to be outside the purview of federal antitrust laws. The majority reasoned that this was a matter for the legislature to take action on. Since the U.S. Congress had taken no steps to bring the baseball business within the ambit of the antitrust laws, the antitrust exemption for organized baseball would continue. In a dissenting opinion, two of the Justices argued that the vast expansion of professional baseball since the *Federal Baseball Club* case rendered untenable the assertion that it did not involve interstate commerce. Since that was key to the Court’s opinion in *Federal Baseball Club*, the dissent contended, the reasoning in that case was no longer applicable, and therefore Sherman

---

<sup>2</sup> *Federal Baseball Club of Baltimore, Inc. v. National League of Professional Baseball Clubs*, 259 U.S.200 (1922).

<sup>3</sup> *Toolson v. New York Yankees, Inc.*, 346 U.S. 356 (1953).

Antitrust Act should apply to the business of professional baseball.<sup>4</sup>

3. *Curt Flood v. Bowie Kuhn* (1972):<sup>5</sup>

(The third U.S. Supreme Court case in which the antitrust exemption for professional baseball was reconfirmed.)

The validity of the reserve clause was once again called into question when Curt Flood, a three-time all-star and a seven-time Gold Glove Award winner, refused to be traded to another team after the 1969 season. Flood sought free agency. Upon his request being denied, Flood challenged the reserve clause as an unreasonable restraint of trade in violation of the antitrust laws. The District Court having ruled against him, with the Court of Appeals affirming, Flood appealed to the U.S. Supreme Court. By a majority of 5-3, the Court relied upon the principle of stare decisis and followed the earlier rulings in *Federal Baseball Club* and *Toolson* exempting Major League Baseball from the application of antitrust laws. After reviewing the relevant caselaw, the majority opinion observed that professional baseball involved interstate commerce. However, the Court was unwilling to depart from its rulings in *Federal Baseball Club* and *Toolson* “when Congress, by its positive inaction, has allowed those decisions to stand for so long and, far beyond mere interference and implication, has clearly evinced a desire not to disapprove them legislatively.”<sup>6</sup> The majority opinion also rejected resort to state antitrust laws. The three dissenting Justices were unpersuaded by the majority’s reasoning and were of the opinion that the two precedents that created the antitrust exemption for baseball ought to be overruled.

4. *Radovich v. National Football League* (1957):<sup>7</sup>

(The U.S. Supreme Court declined to extend the antitrust exemption to professional football.)

In a case stemming from an allegation of unreasonable restraint of trade leveled against a player-coach against the National Football League, the U.S. Supreme Court refused to

---

<sup>4</sup> The dissenting opinion stated in part:

Conceding the major asset which baseball is to our Nation, the high place it enjoys in the hearts of our people and the possible justification of special treatment for organized sports which are engaged in interstate trade or commerce, the authorization of such treatment is a matter within the discretion of Congress [footnote omitted]. Congress, however, has enacted no express exemption of organized baseball from the Sherman Act, and no court has demonstrated the existence of an implied exemption from that Act of any sport that is so highly organized as to amount to amount to an interstate monopoly or which restrains interstate trade or commerce. In the absence of such an exemption, the present popularity of organized baseball increases, rather than diminishes, the importance of its compliance with standards of reasonableness comparable with those now required by law of interstate trade or commerce.

*Toolson v. New York Yankees, Inc., id.*, at 364, 365.

<sup>5</sup> *Curt Flood v. Bowie Kuhn*, 407 U.S. 258.

<sup>6</sup> *Id.*, at 283, 284.

<sup>7</sup> *Radovich v. National Football League*, 352 U.S. 445 (1957).

extend the baseball exemption to professional football. Of the rulings in *Federal Baseball* and *Toolson*, the Court stated that “we now specifically limit the rule there established to the facts there involved, i.e., the business of organized professional baseball.”<sup>8</sup> While acknowledging the irrationality of exempting professional baseball but not professional football from the provisions of the antitrust laws, the Court stated that the right way to resolve the inconsistency would be by congressional action because “Congressional processes are more accommodative, affording the whole industry hearings and an opportunity to assist in the formulation of new legislation.”<sup>9</sup> Three justices dissented because they felt that any distinction between professional baseball and professional football for the purposes of antitrust was untenable.

5. *United States v. International Boxing Club of New York* (1955):<sup>10</sup>

(The U.S. Supreme Court refused to extend the antitrust exemption to professional boxing.)

This case arose out of an antitrust action brought by the United States Government in respect of the anticompetitive practices of a professional boxing promoters group. The complaint alleged violations of Sections 1 and 2 of the Sherman Antitrust Act. The District Court relied upon the Supreme Court’s decisions in *Federal Baseball Club* and *Toolson* exempting professional baseball from the provisions of the Sherman Act. Reasoning that the holdings in those two cases were equally applicable to professional boxing, the Court dismissed the complaint. On appeal, the Supreme Court ruled that the decisions in *Federal Baseball Club* and *Toolson* were fact-specific and could not be construed as a blanket exemption for all similar exhibitions, whether or not related to sports. The Supreme Court thereby refused to extend the baseball exemption to another organized professional sport.

6. *American Needle, Inc. v. National Football League* (2010):<sup>11</sup>

(A recent U.S. Supreme Court case dealing with the antitrust laws as related to professional football.)

The question at issue before the U.S. Supreme Court was whether the actions of the 32 separate teams comprising the National Football League (NFL), through the medium of an incorporated entity called the National Football League Properties (NFLP), amounted to concerted action within the meaning of the Sherman Act, 15 U.S.C. § 1.<sup>12</sup>

American Needle, a vendor of sporting apparel, brought an action to challenge the grant of an exclusive license by the NFLP to a competitor in respect of the manufacture and sale of trademarked headwear for all 32 teams of the NFL. American Needle claimed that this grant of an exclusive license violated Sections 1 and 2 of the Sherman Antitrust Act. By a summary judgment, the District Court ruled that in respect of the particular conduct at issue, the 32

---

<sup>8</sup> *Id.*, at 451.

<sup>9</sup> *Id.*, at 452.

<sup>10</sup> *United States v. International Boxing Club of New York*, 348 U.S. 236 (1955).

<sup>11</sup> *American Needle, Inc. v. National Football League*, 560 U.S. \_\_\_ (2010).

<sup>12</sup> 15 U.S.C. § 1 prohibits “[e]very contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce among the several States, or with foreign nations.”

teams acted as a single entity and therefore their actions were not covered by 15 U.S.C. § 1. The U.S. Court of Appeals for the Seventh Circuit affirmed. The U.S. Supreme Court reversed the judgment of the U.S. Court of Appeals. The Supreme Court made its ruling on the basis that although intrafirm agreements are generally considered to be independent action, when the constituent parties act on separate interests, it could amount to concerted action within the meaning of 15 U.S.C.1. On the facts of the present case the Supreme Court ruled that the actions of the NFL teams did constitute concerted action. The Court has remanded the case for further proceedings.

The Supreme Court's refusal to recognize the NFL as a single entity entails significant implications for issues relating to licenses, sponsorships, player contracts, and other commercial transactions connected with the NFL.

#### 7. *NCAA v. Board of Regents of the University of Oklahoma* (1984):<sup>13</sup>

(The U.S. Supreme Court dealt with the applicability of antitrust laws to an NCAA plan for live telecasts of college football games.)

This was a major antitrust case in which the U.S. Supreme Court affirmed, by a 7-2 majority, the judgments of the District Court and the U.S. Court of Appeals for the Tenth Circuit that a National Collegiate Athletic Association (NCAA) plan for the live telecasts of college football games violated Section 1 of the Sherman Act.

Since 1951, the NCAA had a policy of restricting the live telecasts of college football games on the basis of the rationale that such telecasts adversely impacted attendance at such games. The plan regarding such telecasts for the seasons from 1982 to 1985 was in line with this policy. Pursuant to this plan, the NCAA entered into agreements with American Broadcasting Company (ABC) and Columbia Broadcasting System (CBS) for the telecast of games during those seasons. Within the fold of the NCAA's membership were members of an independent association called the College Football Association (CFA). The CFA consisted of major conferences conducting college football, and the major football- playing colleges. As the members of the CFA had considerable financial interests at stake due to the greater demand for viewership of their games, they had been expressing a demand for more say in the decisions regarding NCAA's telecast policy. In furtherance of their interest, the CFA entered into an independent contract for telecasts with National Broadcasting Corporation (NBC). NCAA threatened sanctions against any team that acted pursuant to this contract. Two members of the CFA filed an antitrust action against NCAA. Characterizing NCAA's actions as that of a cartel exercising full control over live telecasts of college football, the district court found that it violated the Sherman Act. The U.S. Court of Appeals for the Tenth Circuit upheld the finding of the district court. The U.S. Supreme Court affirmed the decision of the Court of Appeals.

The Supreme Court ruled that the NCAA telecast plan was a horizontal restraint of trade as it restricted competition among its members for sale of television rights. It also militated against independent price negotiations between broadcasters and each member, resulting in

---

<sup>13</sup> *NCAA v. Board of Regents of the University of Oklahoma*, 468 U.S. 85 (1984).

horizontal price fixing. The NCAA plan was therefore an unreasonable restraint of trade and unlawful per se. However, since the unique nature of the product at issue here, namely college football, necessitated horizontal restraints among the members, the Court considered a “per se” analysis inapposite in this case.

The Court then proceeded to a “rule of reason” analysis.<sup>14</sup> Based on the findings of the district court, the Court held the NCAA telecast plan to be anticompetitive and unlawful. The effect of the agreement was such that it caused the price and supply to be unrelated to demand and this was inimical to consumer interest. Live college football telecasts could justifiably be treated as a separate market, since alternative programming did not command a comparable appeal for college football’s special audience. NCAA’s sole control over this market constituted market power. The plan resulted in higher prices and reduced output and restrained the operation of a free market. NCAA’s argument that the plan promoted competition through its joint marketing of college football telecast rights was unfounded as the absence of the plan would not hinder such marketing. Equally, the rationale of safeguarding live attendance at football games was not borne out by contemporary empirical evidence. Moreover, the core of the rationale was itself anticompetitive inasmuch as it sought to enhance gate receipts from live audiences through curbing competition from live telecasts. Agreements regarding the contest rules, such as player eligibility, and the rights and responsibilities of the members could be justified as necessary for maintaining competitive parity. An agreement relating to game telecasts could not be so justified. For the foregoing reasons, the Supreme Court affirmed the judgment of the Court of Appeals.

8. *Brown v. Pro Football, Inc.* (1996):<sup>15</sup>

(The U.S. Supreme Court dealt with mixed issues of antitrust laws and labor laws, specifically with respect to a collective bargaining agreement.)

This case involved an interplay between antitrust law and labor law. At issue was whether antitrust laws prohibited the member teams of the National Football League from acting in

---

<sup>14</sup> In the context of antitrust law, the “rule of reason” standard was propounded by the U.S. Supreme Court in *Standard Oil Co. of New Jersey v. United States*, 221 U.S.1, 62 (1910). The Court there stated:

[T]he criteria to be resorted to in any given case for the purpose of ascertaining whether violations of the section have been committed is the rule of reason guided by the established law and by the plain duty to enforce the prohibitions of the act, and thus the public policy which its restrictions were obviously enacted to subserve.  
[Id. at 62]

A more elaborate formulation was set forth in *Board of Trade of City of Chicago v. United States*, 246 U.S. 231, 238 (1918). The Court stated:

[T]he legality of an agreement or regulation cannot be determined by so simple a test, as whether it restrains competition. Every agreement concerning trade, every regulation of trade, restrains. To bind, to restrain, is of their very essence. The true test of legality is whether the restraint imposed is such as merely regulates and perhaps thereby promotes competition or whether it is such as may suppress or even destroy competition. To determine that question the court must ordinarily consider the facts peculiar to the business to which the restraint is applied; its condition before and after the restraint was imposed; the nature of the restraint and its effect, actual or probable.  
[Id. at 238]

<sup>15</sup> *Brown v. Pro Football, Inc.*, 518 U.S. 231 (1996).

concert to enforce an agreement among themselves. This agreement was their last offer in negotiations with the players' union in a collective-bargaining situation before the talks reached an impasse.

During negotiations in March 1989 for a new contract between the NFL and the NFL Players Association, the NFL put forward a plan whereby each team could hire up to six rookie players who had not been drafted. The players would play mainly practice games and on occasion regular games. Each of these additional players would be paid \$ 1,000 per week. The Players Association insisted that they be paid regular benefits and that they be allowed to negotiate their individual salaries with the teams. Unable to reach agreement, the talks were called off. Thereupon, the NFL implemented the plan among the member teams. The undrafted prospective additional players brought an antitrust suit against the NFL and the member teams alleging violation of the Sherman Act. After a jury trial, the district court entered judgment on a treble damages award exceeding \$30 million. On appeal, the Court of Appeals reversed on the ground that the labor laws precluded antitrust liability in a situation such as this where collective bargaining was the norm. By an 8-1 majority, the Supreme Court affirmed, albeit on a narrower interpretation of the law.

The Supreme Court based its conclusion primarily on precedential and legislative history which it read as effectuating an implicit abeyance of antitrust prohibitions in situations involving collective bargaining over labor issues. The Court also considered this to be a logical corollary of the rationale for collective bargaining inasmuch as internal agreements among the groups were inevitable for the collective bargaining to be meaningful. Such agreements had to be protected from the prohibitions of antitrust laws even when the agreement had anti-competitive effects. This logic would apply equally to intra-group agreements that were implemented after negotiations had ended without resolution.<sup>16</sup> While recognizing that an agreement among employers could possibly be distant enough from the collective bargaining situation so as to legitimately invite antitrust scrutiny, the Court affirmed the Court of Appeals judgment of antitrust exemption in this case.

9. *National Basketball Association v. Motorola, Inc.* (1997):<sup>17</sup>

(A case decided by the U.S. Court of Appeals for the Second Circuit relating to intellectual property law.)

---

<sup>16</sup> The Court considered the situation of professional sports as being no different from that of other occupations. The Court stated:

We can understand how professional sports may be special in terms of, say, interest, excitement, or concern. But we do not understand how they are special in respect to labor law's antitrust exemption....We also concede that football players often have special individual talents, and, unlike many unionized workers, they often negotiate their pay individually with employers....But this characteristic seems simply a feature, like so many others, that might give employees (or employers) more (or less) bargaining power, that might lead some (or all) of them to favor a particular kind of bargaining, or that might lead to certain demands at the bargaining table.... Ultimately, we cannot find a satisfactory basis for distinguishing football players from other organized workers.

*Brown v. Pro Football, Inc.*, 518 U.S. 231, 248, 249 (1996).

<sup>17</sup> *National Basketball Association v. Motorola, Inc.*, 105 F.3d 841 (2nd Circuit, 1997).

Motorola manufactured and sold a pager that transmitted live information of professional basketball games that were concurrently being played. The National Basketball Association (NBA) sought to enjoin Motorola from marketing the pager. It based its complaint on a number of claims. The district court granted injunction on the ground that Motorola's pager amounted to unfair competition by means of misappropriation and was therefore a violation of state common law stemming from the 1918 United Supreme Court judgment in *International News Service v. Associated Press*.<sup>18</sup> Amid the appeal and cross-appeal before the U.S. Court of Appeals for the Second Circuit, the critical point at issue was the extent to which state law was preempted by the federal Copyright Act of 1976. The 1976 Amendment to the Copyright Act expressly accorded a previously unavailable protection for recorded broadcasts of live performances, albeit not to the performances themselves. In respect of matters covered by the federal Copyright Act, the 1976 amendments provided that the federal copyright law preempted claims that were based on state laws which accorded protection similar to copyright protection.<sup>19</sup> In its application of the law to the facts of this case, the U.S. Court of Appeals held that the actual basketball games themselves did not enjoy copyright protection, but the recorded broadcasts of the games were now so protected. After an elaborate discussion of the circumstances in which a state law could be exempt from preemption by federal copyright law, the court held that one of the essential elements for such exemption, namely "free-riding," that is, claiming the profit accruing on a product without expending any cost or effort in its production, was not present in this case. Thereby, the claim for misappropriation based on state law stood preempted by federal law, and the injunction against Motorola was set aside.

10. *Bouchat v. Baltimore Ravens Limited Partnership* (2010):<sup>20</sup>

(A case decided by the U.S. Court of Appeals for the Fourth Circuit dealing with copyright law.)

This was the fourth in a series of lawsuits regarding a copyrighted logo. Bouchat filed a breach of copyright action to enjoin an NFL team, the Baltimore Ravens, from displaying a logo drawn by him in films featuring season highlights and in the lobby of the Baltimore Ravens organization. The District Court ruled against Bouchat on the ground that the use of

---

<sup>18</sup> *International News Service v. Associated Press*, 248 U.S. 215 (1918).

<sup>19</sup> 17 U.S.C. § 301 of the Copyright Act of 1976 provides:

(a) On and after January 1, 1978, all legal or equitable rights that are equivalent to any of the exclusive rights within the general scope of copyright as specified by section 106 in works of authorship that are fixed in a tangible medium of expression and come within the subject matter of copyright as specified by sections 102 and 103, whether created before or after that date and whether published or unpublished, are governed exclusively by this title. Thereafter, not person is entitled to any such right or equivalent right in any such work under the common law or statutes of any State.

<sup>20</sup> *Bouchat v. Baltimore Ravens Limited Partnership*, 619 F.3d 301 (4th Cir. 2010).

the copyrighted logo was fair use.<sup>21</sup> On appeal, the United States Court of Appeals for the Fourth Circuit held that the use of the copyrighted logo in the organization lobby as part of the team history display was fair use. The court so held because the lobby display was merely a factual record of the past when a very similar logo had been used by the Baltimore Ravens, and because it did not involve any pecuniary gain. The court held, however, that the display of the logo in the highlights films did not constitute fair use.

Regarding the purpose of the films, the court ruled against the Ravens on three counts. First, the films did not use the logo in a transformative way, inasmuch as the logo performed nothing more than its original purpose as an identifying symbol. Second, the use was of a commercial nature as the films were for public sale. Third, equity militated against the Ravens as their use of the logo in the past had been found in an earlier lawsuit to have infringed Bouchat's drawn logo.

Regarding the nature of the work, the logo was a creative work and therefore within the purview of copyrighted works. In respect of the portion of the work used, the court found that the entire work in question had been used. As to the consequences of the use upon a potential market, the court held that the non-transformative and commercial use of the work, compounded by a lack of evidence having been offered on this point by the Ravens, created a presumption in favor of Bouchat.

The Ravens also made an argument about claim preclusion because of Bouchat's earlier suit for damages. The court rejected the argument because Bouchat's claim in this suit for injunction was not identical to the damages claim in the earlier suit.

With one judge dissenting, the court ruled in favor of Bouchat on the claim of infringement in respect of the use of the logo in the films, and remanded the case to the district court for considering whether an injunction should issue in the case.<sup>22</sup>

#### 11. *Board of Supervisors for Louisiana State University Agricultural and Mechanical College v. Smack Apparel Co.* (2008):<sup>23</sup>

(A case decided by the U.S. Court of Appeals for the Fifth Circuit dealing with trademark law.)

This case involved a novel point of law. At issue was whether color schemes used by universities were entitled to trademark protection. This was a suit filed by Louisiana State

---

<sup>21</sup> The common law doctrine of fair use was embodied in 17 U.S.C. § 107 in 1976. According to the codified provision, the following among other factors are to be taken into account:

- (1) the purpose and character of the use, including whether such use is of a commercial nature or is for nonprofit educational purposes;
- (2) the nature of the copyrighted work;
- (3) the amount and substantiality of the portion used in relation to the copyrighted work as a whole; and
- (4) the effect of the use upon the potential market for or value of the copyrighted work.

<sup>22</sup> Upon remand, the district court refused to grant an injunction but directed the parties to arrive at an agreement regarding reasonable compensation for the use of the logo. U.S. District Court for the District of Maryland, Civil Action No. MJG-08-397 (November 9, 2011), WL 5445947.

<sup>23</sup> *Board of Supervisors for Louisiana State University Agricultural and Mechanical College v. Smack Apparel Co.*, 550 F.3d 465 (5th Circuit, 2008).

University, the University of Oklahoma, Ohio State University, and the University of Southern California along with their joint licensing agent, against an apparel manufacturing company named Smack Apparel Co. and its principal. Each of the four universities has a nationwide reputation for its football program. Each university had adopted the use of distinctive color schemes. The universities held registered trademarks in their names and initials, but not in their chosen color schemes. The color schemes were used in relation to many aspects of university activities, including the adornment of the uniforms worn by the university athletes. Smack manufactured and sold T-shirts, some of which bore color schemes similar to those of the four universities and referenced their football programs in various ways. The four universities brought suit against Smack alleging trademark infringement and dilution, unfair competition, and deceptive trade practices under the Lanham Act, the state laws, and common law. The district court held in favor of the universities and along with an award of damages, enjoined Smack from manufacturing and marketing the infringing shirts.

On appeal, the United States Court of Appeals for the Fifth Circuit affirmed the district court's ruling. The court noted that for the universities to succeed, they needed to show that they owned marks that were protected by trademark laws and that Smack's products were an infringement of those marks because they were likely to cause confusion. In this case, the marks at issue were unregistered color schemes imprinted upon university merchandise. The marks were treated as descriptive<sup>24</sup> and therefore had to have a secondary meaning in order to be protected. A mark acquires a secondary meaning when through long use it comes to be widely identified with a definite source. Being color schemes, they needed to be non-functional as well. That is, they needed to serve a purpose other than a strictly utilitarian one, without raising anti-competitive concerns. The court then listed seven factors needed to determine whether the marks in question had acquired secondary meanings. The long and ubiquitous use of the color schemes by the universities led the court to determine that the marks had in fact come to acquire the requisite secondary meaning. The court noted the significance accorded to logos and colors by people who would like to identify themselves with certain teams or organizations. The court then listed eight factors that had to be evaluated in determining whether the product in question was likely to confuse consumers about its true source. After detailed consideration of the facts of the case, the court held that such confusion was indeed likely. The marks were also held to be non-functional without bestowing upon the owner of the mark an unfair competitive advantage. The court rejected the argument of nominative fair use because the likelihood of confusion in this case militated against it. Finally, the court rejected Smack's defense of laches on the ground that being an equitable remedy, it could not be availed of by a deliberate infringer.

Holding in favor of the universities, the court extended trademark protection to color schemes while recognizing the resonance that the symbolism encapsulated in such color schemes and logos carries among fans and the public.

---

<sup>24</sup> The court relied upon the U.S. Supreme Court's reference in *Two Pesos, Inc. v. Taco Cabana, Inc.*, 505 U.S. 763, 768 (1992), to Judge Friendly's classification of marks into five categories: generic, descriptive, suggestive, arbitrary, and fanciful.

12. *C.B.C. Distribution and Marketing Inc. v. Major League Baseball Advanced Media* (2007):<sup>25</sup>  
(A case decided by the U.S. Court of Appeals for the Eighth Circuit dealing with the First Amendment to the U.S. Constitution, contract, and copyright laws.)

C.B.C. Distribution, a company dealing with fantasy sports products, sought a declaratory judgment that it had the right to use, without authorization, true information about the names and statistics of major league baseball players. Major League Baseball Advanced Media, opposed such a declaration, inter alia, on the ground that under state law the right of publicity belonged to the players and that they had licensed those rights exclusively to Advanced Media.<sup>26</sup> They further asserted a breach of contract claim against CBC in respect of a previous agreement whereby Advanced Media had assigned its rights to CBC. The district court granted summary judgment to CBC. On appeal, by a 2-1 majority, the United States Court of Appeals for the Eighth Circuit affirmed.

The court held that CBC used the players' information without prior authorization for private profit and thereby the players had grounds to claim a violation of state law relating to the right of publicity. Nevertheless, in this case the state law would have to cede to the free speech and expression clause of the First Amendment to the U.S. Constitution. The player information was in the public domain and there was public interest in the availability of this information. The use of this information by CBC on its website was free speech within the meaning of the First Amendment and was thus entitled to be protected. Since the major league baseball players are well-rewarded for their efforts, the constitutional interest outweighed the monetary and non-monetary interests sought to be safeguarded by the state right of publicity law.

Although CBC had raised a further argument that federal copyright law preempted the state law, the court thought it unnecessary to address that issue. Regarding Advanced Media's assertion of a breach of contract, the court found the relevant clause invalid and unenforceable on the facts of the case.

13. *Cardtoons v. Major League Baseball Players Association* (2003):<sup>27</sup>

(A case decided by the U. S. Court of Appeals for the Tenth Circuit dealing, inter alia, with contract and tort laws.)

This case was decided by the U.S. Court of Appeals for the Tenth Circuit. *Cardtoons L.C.*

---

<sup>25</sup> *Distribution and Marketing, Inc. v. Major League Baseball Advanced Media*, 505 F.3d 818 (8th Circuit, 2007). An important U.S. Supreme Court case dealing with the question of state action in connection with the free speech and due process provisions of the U.S. Constitution is *Brentwood Academy v. Tennessee Secondary School Athletic Association*, 531 U.S. 288 (2001). A subsequent round of this case after remand and re-appeal to the U.S. Supreme Court is *Tennessee Secondary School Athletic Association v. Brentwood Academy*, 551 U.S. \_\_\_ 2007.

<sup>26</sup> In this case, the players relied on the right of publicity under state law. Such a right also existed at common law. The U.S. Court of Appeals for the Second Circuit recognized such a right in *Haeian Laboratories, Inc. v. Topps Chewing Gum, Inc.*, 202 F.2d 866 (2<sup>nd</sup> Circuit 1953), certiorari denied, 346 U.S. 816 (1953). The case involved the unauthorized use of baseball players' names and pictures on commercial trading cards. The Court there held that the players had the exclusive right to the publicity of their pictures.

<sup>27</sup> *Cardtoons v. Major League Baseball Players Association*, 335 F.3d 1161 (10th Circuit, 2003).

intended to produce and sell trading cards bearing parodies of Major League players. For this purpose, Cardtoons entered into a contract with Champs Marketing Inc. whereby Champs was to print the cards. Seeking to pre-empt such printing and marketing, the Major League Baseball Players Association (MLBPA) called upon Cardtoons and Champs to cease and desist from printing such cards and threatened to institute a lawsuit if they failed to do so. Cardtoons sought a declaration from the District Court recognizing its legal right to print the cards. It also sought damages alleging tortious interference with contractual obligations. On the basis of a Supreme Court decision according fair use protection for commercial parody, the district court granted declaratory judgment in favor of Cardtoons. The U.S. Court of Appeals affirmed. The damages claim was then further litigated in the District Court. Invoking the Noerr-Pennington Doctrine,<sup>28</sup> the MLBPA sought summary judgment, which the District Court granted. The Court of Appeals affirmed.

Upon an en banc rehearing, the original decision was vacated and the case was remanded to the district court for further proceedings. On remand, the district court once again granted summary judgment in favor of MLBPA as a matter of law on Cardtoons's claims regarding tortious interference, libel, and prima facie tort arising from MLBPA's cease-and-desist notice. To establish a claim of tortious interference with a contractual relationship under Oklahoma law, Cardtoons needed to prove that MLBPA maliciously interfered with Cardtoons's business or contractual right. Further, Cardtoons needed to also show that the interference was without justification or excuse, and non-privileged, and that it was the proximate cause of damage sustained by Cardtoons. An act done in good faith to protect one's interest was not improper interference under Oklahoma law. On the basis of the facts of the case and the findings and decisions made in earlier rounds of the series of legal proceedings, the Court of Appeals made the determination that MLBPA had acted in good faith. Further, the actions of MLBPA had not been shown to be malicious or wrongful, or that they were devoid of privilege, justification, or excuse. On that footing, the Court of Appeals upheld the summary judgment in favor of MLBPA on all counts, namely, tortious interference with a contractual obligation, libel, and prima facie tort.

### III. Conclusion:

The foregoing brief overview only serves to show in a very small way the sort of legal issues that arise relating to the business of sports in the United States. Such cases are not unique to the United States. Sport is mass entertainment everywhere. Inevitably, law cases relating to sports are litigated all over the world.

With the rapid growth in recent decades of the international sports industry, and the

---

<sup>28</sup> The Noerr-Pennington doctrine is derived from two cases decided by the U.S. Supreme Court, namely, *E. R.R. Presidents' Conference v. Noerr Motor Freight, Inc.*, 365 U.S. 127 (1961), and *United Mine Workers of America v. Pennington*, 381 U.S.657 (1965). Under this doctrine, speech urging action on the part of the government was protected even if it had anti-competitive effects. The doctrine was later expanded to encompass other areas of the law including tortious interference with contractual obligations.

increasing popularity of sports not only as a participatory activity but also as a means of entertainment, sports law has grown in importance both as a specialized area of practice and also as an academic discipline among scholars of law.

Sports law lies at the intersection of a host of conventional areas of law such as contract law, competition law, labor law, intellectual property law, and other related areas. Because of the vast stakes involved, the outcomes of sports-related disputes have a bearing on the lives of a vast array of individuals and organizations.<sup>29</sup>

Because of the international attention that professional sports commands through the ubiquitous mass media in all its forms, and the transnational migration of sportsmen and athletes, there is a need to bring about some modicum of conformity and uniformity in the principles that undergird matters relating to sports. As the movement towards greater harmonization has grown in other areas of the law, a similar movement is bound to gain traction internationally in the area of sports law in the years to come.

At the present time, the closest analogue to an international sports law is what has been termed *lex sportiva*. The *lex sportiva* comprises those principles, norms, rules and other cognate guidelines that can be gleaned from the regulations of the International Olympic Committee, other international sporting organizations, and most particularly from the decisions of the Court of Arbitration for Sport (CAS). The CAS is an international arbitral body that decides sports-related disputes where the parties have agreed to refer their disputes to the CAS.

Although the currently accepted *lex sportiva* is a useful nascent start, a more comprehensive harmonization may become necessary for crafting an appropriate regulatory framework that suitably serves the transnational nature of professional sports.

In the meantime, professional sports will continue to grow as a means of mass recreation and, concomitantly, sports law will also grow as an academic discipline and as a specialized area of practice.

---

<sup>29</sup> The World Intellectual Property website also describes ways in which sport can be conducive to fostering national development. As stated on the website:

Sport can support development by:

- \* Generating income from sports-related sales and services;
- \* Boosting international trade;
- \* Supporting business growth, entrepreneurship and job creation;
- \* Enhancing a country's reputation;
- \* Transcending national differences; and fostering universal values of fair play, mutual respect and friendship;
- \* Improving health and social well-being;
- \* Encouraging discipline, teamwork, and a competitive spirit.

WIPO website, "Sport and Development."

Available at: <http://www.wipo.int/ip-sport/en/development.html>.



## 音楽を活用した保健室経営の研究

江嶋 和子

九州女子短期大学子ども健康学科教授

岩本 彩也華

九州女子短期大学専攻科養護教育学専攻

井澤 春美

福原学園 自由ヶ丘高等学校養護教諭

キーワード：保健室経営・音楽・癒し

### 要 旨

本研究は、音楽を取り入れた保健室経営の可能性を検討する目的で行った。

保健室に音楽を取り入れている養護教諭2名にインタビュー調査を行った。結果をKJ法で分析したところ以下のように統合された。

小学校養護教諭A氏の場合は以下の9概念に統合された。【保健室で音楽を取り入れる出会いやきっかけが自然に用意されていたし、取り入れてからも、構えることなく自然に活用している】【保健室で音楽を流すことにより、自分も子どもも心身共に緊張感が和らぎ、リラックスできる】【学校教育や学校保健をめぐって、それぞれの場面に相応しい音楽が取り入れられている】【プライベートは好みの曲があったり車の中で流したりしている】【子どもが流している音楽のジャンルを意識しているかどうか分からない】【子どもから理屈抜きの反応や興味が返ってくることが多い】【保健室で音楽を流すことは、子どもも教職員も“癒される”等肯定的な反応を得ている】【保健室で音楽を流すことにまつわって、効果や選曲等の情報を求めている】【保健室で音楽を流す時は、子どもの特性や嗜好に配慮したり、選曲も身近なものや癒し系のものにする等工夫している】

高校養護教諭B氏の場合は以下の5概念に統合された。【音楽療法は心身相関的効果が評判で、広まりがあると思うし、期待して導入した】【保健室で音楽を流すことは、ことさらに反応がない程自然に受け入れられている】【あくまでも音楽療法としての流し方・選曲等にこだわって工夫している】【音楽療法を核として学校内に音楽をもっと広めていきたい】【音楽療法は心身に良い効果があり、目に見えてそれと確認できる】

インタビュー結果を踏まえ、保健室に音楽を導入することに関して、養護教諭の意識や実態を把握することを目的に、S市内養護教諭73名を対象に質問紙調査を行い、38名(52.1%)の回答が得られた。

その結果、音楽を流しているのは8名(21.2%)であった、児童生徒への効果は、6名(75.0%)が効果があったと回答をしており、その具体的効果として最も多かったのが、「心のリラックス」6名(100%)で、次いで「イライラ解消」5名(83.3%)、「からだ

のリラックス」・「ストレス解消」3名(50%)、の順であった。

保健室で音楽を流していないと回答したのは30名(78.9%)で、21名(70.0%)が「条件を整えば保健室で音楽を流したい」と回答した。条件として最も多かったのは「音響機器等の環境整備」13名(61.9%)で、次いで「管理職の理解・許可」・「他の教職員の理解」10名(47.6%)、「音楽の効果に関する知識・文献・情報等」9名(42.9%)であった。

インタビュー調査や質問紙調査より、保健室で音楽を流している養護教諭は、児童生徒への身体的・精神的にリラクゼーション効果があると感じており、保健室経営に活用していることが明らかになった。また、現時点では保健室で音楽を流していない養護教諭も、70%が、条件を整えば流すことを考えていることが分かった。

今後、条件整備を行うことで、保健室経営の一環として音楽が導入され、活用されていくことが推測される。

## Study on the management of school health rooms using music

Kazuko EZAKI

Kyushu Women's Junior College, Department of Childhood Care and Education,  
Professor

Sayaka IWAMOTO

Advanced School-Nursing course at Kyushu Women's Junior College

Harumi IZAWA

Hukuhara Gakuen Jiyugaoka High School *Yogo* teacher

### ABSTRACT

The purpose of this study is to examine the possibility of incorporating music in the management of school health rooms. Interviews were conducted with two nursing teachers who are already incorporating music in their health rooms.

The results of the interviews were analyzed by the KJ method and summarized as follows:

In case of Mr. A, an elementary school nursing teacher, the results were summarized in the following nine concepts: "There were natural encounters and opportunities to incorporate music in the health room. After incorporating it, I am naturally using it." "The music in the health room makes children relax mentally and physically." "For school education and school health, appropriate music is incorporated for each environment." "In my private life, I have my favorite music, and I play it in the car." "I am not sure if the children are aware of the genre of the music being played." "Often, children show visceral responses or interest." "I receive

positive feedbacks such as ‘It is healing’ from children and teachers about playing music in the health room.” “I would like to obtain information about the effect and selection of music concerning music in the health room.” “When playing music in the health room, I make efforts to take into consideration the children’s characteristics and preference and choose music that they are familiar with or that have a healing effect.”

In case of Mr. B, a high school nursing teacher, the results were summarized in the following five concepts: “Music therapy is well known for the psychosomatic correlation and is versatile. I incorporated it with high expectations.” “The students naturally accept music in the health room so unsurprisingly that they do not show special reaction.” “I play and choose music persistently as music therapy.” “I would like to spread music in the school using music therapy as a core.” “Music therapy has a good effect on mind and body, and the effect can be visibly confirmed.”

Based on the results of the interview, a survey using a questionnaire was conducted targeting 73 nursing teachers in City S to understand their awareness and the current status of introducing music in the health room. 38 (52.1%) responses were submitted.

The results showed that there were 8 (21.2%) teachers who play music in the health room. 6 (75.0%) of them responded that it had effects on the children. For the specific effects, the most frequent response was “relax mind” 6 (100%), followed by “relieve irritation” 5 (83.3%), and “relax body” / “relieve stress” 3 (50%).

30 (78.9%) teachers responded that they do not play music in the health room. 21 (70.0%) of them responded that “they would like to play music if the conditions are right.” For the conditions, the most frequent response was “making an environment to play music, such as having sound equipment” 13 (61.9%), followed by “understanding/ approval from managers” / “understanding from other teachers” 10 (47.6%), and “knowledge/literature/information, etc. concerning the effect of music” 9 (42.9%).

From the interviews and survey, it was revealed that the nursing teachers who play music in the health room felt the physical and mental relaxation effects on the children and used music for the health room management. Furthermore, it was found that 70% of the nursing teachers who do not play music in the health room at the time of survey were interested in playing music if the conditions are right.

By making the conditions right, it is expected that music will be introduced and utilized as part of the health room management.

**Keyword:** School health rooms management • music • healing

## Ⅰ. はじめに

音楽は国や地域によって様々な種類があり、多くの人が音楽を楽しんでいる。教育現場においても、教科教育として、入学式、卒業式、運動会等の行事や、日常生活の様々なシチュエーションでのBGMとして、音楽は不可欠な存在となっている。さらに、近年、音楽療法という言葉も流布し、私たちは健康状態の如何を問わず、音楽と関わって一生を過ごすことになる。

音楽療法は日本音楽療法学会によると「音楽のもつ生理的、心理的、社会的働きかけを用いて、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容等に向けて、音楽を意図的、計画的に使用することを指すものとする」<sup>1)</sup>と定義され、児童領域、障害者領域、高齢者領域、その他の領域<sup>2)</sup>の医療関連施設内で実施されている。

音楽が心身に及ぼす影響については様々な研究がされており、音楽の活用が期待されている。

学校現場における音楽の活用に関する研究では、林らによる「音楽を聞くことで身体的・精神的に良い効果が得られるため、医療関連施設内での音楽使用は多い。これに対し、教育現場で医療的ケアの場と考えられる保健室での音楽使用は、ほとんどなされていない。しかし、保健室で音楽を流した経験のある養護教諭からの調査では、良い効果が認められた。」<sup>3)</sup>という報告がある。また、川村らの研究によると、音楽は「対象者相互のコミュニケーションの促進のみならず、対象者とスタッフという関係の促進にもなりうるということが出来る」<sup>4)</sup>とされている。「対象者とスタッフ」という言葉を「児童生徒と養護教諭」という風に置き換えた場合、児童生徒と養護教諭のコミュニケーションの促進にも有効に活用できるのではないだろうか。

児童生徒を取り巻く環境は大きく変化し、何らかのストレスを抱える児童生徒が増加しており、学校における健康教育のセンター的機能を有する「保健室」の役割は益々重要になってくると考える。

そこで、身体的・精神的に良い効果があるとされている音楽を、保健室で活用することの可能性について検討をすることを目的に、本研究を行う。

## Ⅱ. 研究方法

### 1. インタビュー調査

#### (1) 目的

実際に保健室で音楽を取り入れ、どのように活用されているのか、実態把握を行う目的でインタビュー調査を行った。

#### (2) 対象

保健室に音楽を取り入れている小学校養護教諭A氏、高等学校養護教諭B氏の計2名

#### (3) 調査日と場所等

①A氏 平成24年6月25日(月) 勤務校の保健室

②B氏 平成24年7月3日(火) 勤務校の保健室

③インタビュー時間—約40分

#### (4) 方法

A氏・B氏共に半構造化面接を行った。

#### (5) 質問内容

①保健室で音楽を活用することについて

②児童生徒への影響

③教職員の反応

④今後の予定

⑤養護教諭自身について

(6) 分析方法

KJ法による分析を行った。従って、半構造化面接ではあるが、「構造化されていないインタビュー」も取り入れるようにした。

(7) 倫理的配慮

調査の実施にあたり、事前に調査の目的を伝え、録音の許可を得た。また、「個人情報保護のために調査結果は十分に注意を払って保管し、本研究目的以外で使用しないこと」を口頭で説明した。

## 2. 質問紙調査

(1) 目的

インタビュー結果を踏まえ、保健室に音楽を導入することに関して、養護教諭の意見や実態を把握することを目的に行った。

(2) 対象

S市内の学校に勤める養護教諭73名。なお、学校名簿については、平成24年度のS市公式ホームページより入手した。

(3) 期間 平成24年8月6日～8月末日

(4) 方法 郵送調査法による質問紙調査

(5) 質問内容

①回答者について

②保健室で音楽を流しているかどうかについて

【保健室で音楽を流している場合】

- ア. 音楽を流している年数
- イ. 音楽を流そうと思った理由
- ウ. 音楽を流すことによる児童生徒への効果
- エ. 効果があった場合、具体的にどのような効果か
- オ. 流している音楽のジャンル
- カ. 今後も流したいと思うか
- キ. 保健室における音楽の活用についての自由記述

【保健室で音楽を流していない場合】

- ア. 音楽を流すことに興味はあるか
- イ. 流していない理由
- ウ. 音楽にはどのような効果があると思うか
- エ. 条件が整えば流そうと思うか
- オ. 「条件が整えば流したい」と回答した場合の「条件」について
- カ. 保健室における音楽の活用についての自由記述

(6) 倫理的配慮

調査の実施にあたり、「アンケートは無記名記述であること」、「個人情報保護のために調査結果は十分に注意を払って保管し、本研究目的以外で使用しないこと」以上の2点をアンケート用紙に記載した。なお、個人情報保護並びに人権保護の観点から質問内容については予め九州女子短期大学倫理委員会の承認を得た。

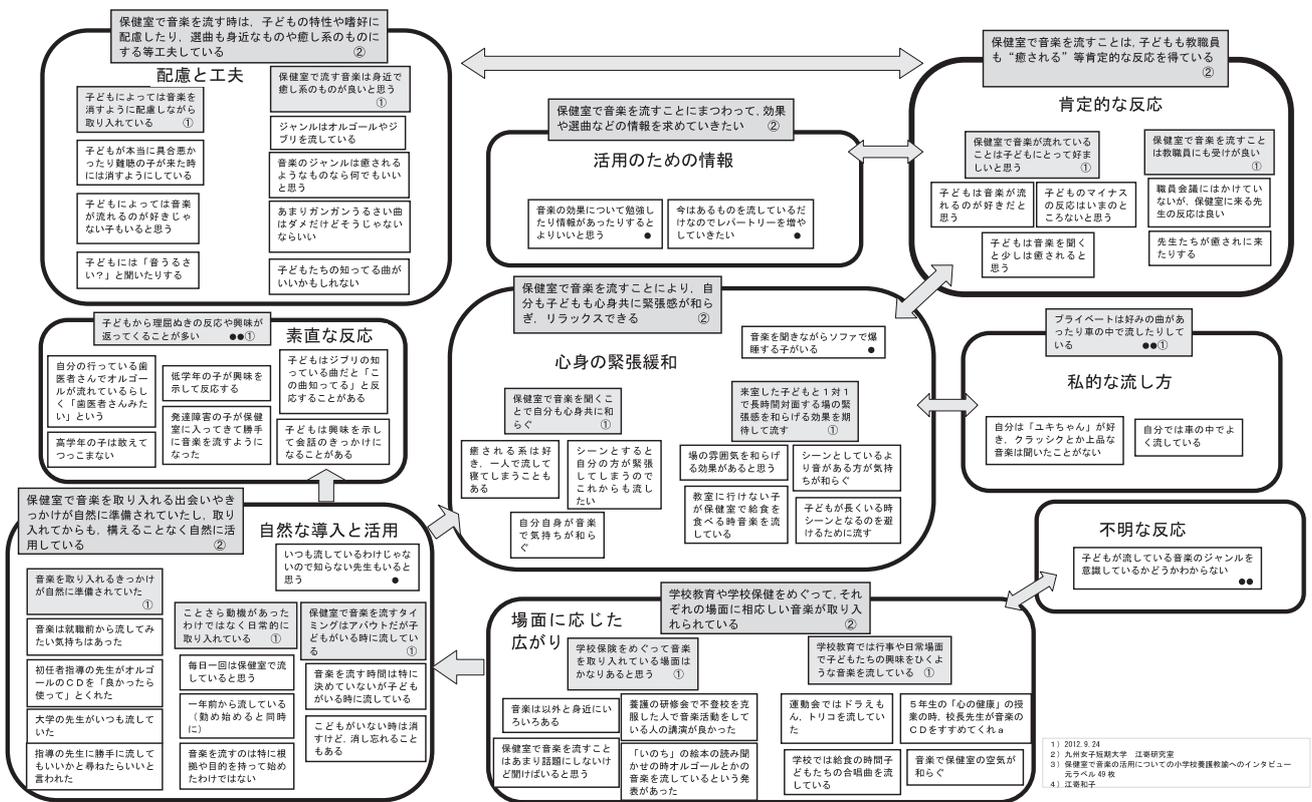
### III. 調査結果

#### 1. インタビュー調査

小学校養護教諭A氏、高等学校養護教諭B氏それぞれに、KJ法による分析を行った。録音した内容を再生しながら、内容を15文字～58文字の文節に区切り、ラベル化した。そして、KJ法の手順にのっとり、統合し、図解化した。分析の過程では、KJ法本部・川喜田研究所 川喜田晶子主任研究員によるスーパーバイズを受けた。

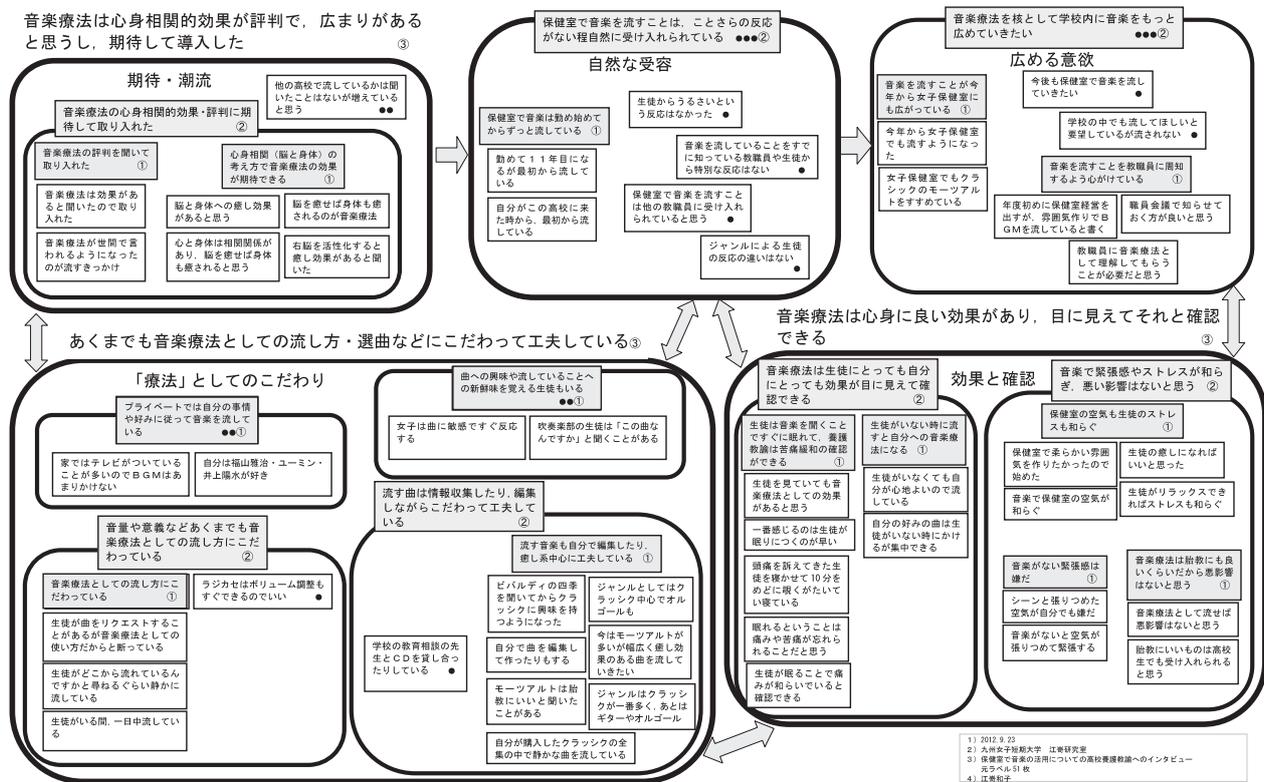
それぞれの図解を以下に示す。なお図解上の⇒は「因果関係・順序・手順」を⇔は「相互関係・相互補強」を表わしている。

#### 保健室での音楽の活用—小学校A氏の図解—



1) 2012.9.24  
 2) 九州大学保健大学 健康研究  
 3) 保健室で音楽の活用についての小学校養護教諭へのインタビュー  
 4) 川喜田

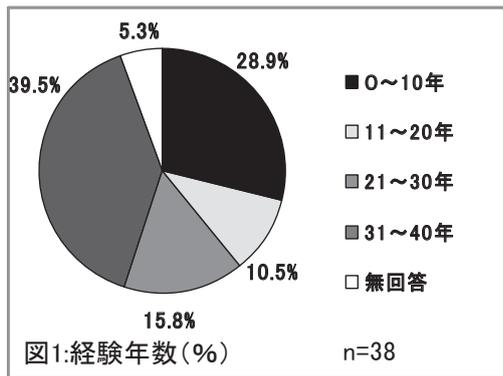
保健室での音楽の活用—高校B氏の図解—



2. 質問紙調査

回答数は小学校20名、中学校7名、高等学校6名、特別支援学校3名、その他2名の計38名(有効回答率52.1%)であった。

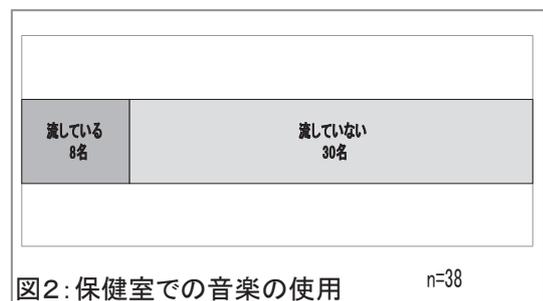
(1) 養護教諭経験年数



養護教諭の経験年数について尋ねた設問の結果を図1に示す。

「31~40年」が最も多く、15名(39.5%)であった。次いで多かったのは、「0~10年」の11名(28.9%)で、「21~30年」6名(15.8%)、「11~20年」4名、無回答2名(5.3%)の順であった。

(2) 保健室での音楽の使用



「現在、保健室で児童生徒が在室している時間に、音楽を流しておられますか」という設問の回答結果を図2に示す。「流していない」が30名(78.9%)で、「流している」が8名(21.2%)であった。

## (3) 保健室で音楽を使用

現在、保健室で音楽を流していると回答した8名について、さらに以下の質問をした。回答結果を表1～8で示す。

## ①音楽を流している年数

表1: 音楽を流している年数

年 数	人 数	(%)
1	1	12.5
2	2	25
3	1	12.5
10	4	50

## ②音楽を流そうと思った理由

表2: 音楽を流そうと思った理由(複数回答)

回 答 項 目	人 数	(%)
児童生徒にリラクゼーション効果があると思ったから	8	100
自分自身にとっても効果があると思ったから	7	87.5
保健室経営の雰囲気作りのため	5	62.5
他の教職員(他校の養護教諭や教職員も含む)に勧められたから	0	0
その他	0	0

## ③音楽を流すことによる児童生徒への効果

表3: 音楽を流すことによる児童生徒への効果

回 答 項 目	人 数	(%)
効果はあった	6	75
特に効果はなかった	0	0
どちらとも言えない	2	25

## ④効果があった場合、具体的にどのような効果か

表4: 効果があった場合、具体的にどのような効果か(複数回答)

回 答 項 目	人 数	(%)
からだのリラックス	3	50
身体的痛みを和らげる	1	16.7
血圧・脈拍を下げる	0	0
疲れを感じさせない	0	0
免疫力増進	0	0
健康増進	0	0
ストレス解消	3	50
イライラ解消	5	83.3
心のリラックス	6	100
不安の軽減	1	16.7
人間関係をスムーズにさせる	1	16.7
集中力アップ	1	16.7
記憶力アップ	0	0
その他	0	0

## ⑤流している音楽のジャンル

表5：流している音楽のジャンル（複数回答）

回答項目	人数	(%)
クラシック	6	75
ヒーリングミュージック	5	62.5
J-POP	1	12.5
サウンドトラック	2	25
その他	1	12.5

## ⑥-1 今後も流したいと思うか

表6：今後も流したいと思うか

回答項目	人数	(%)
流したいと思う	8	100
流したいと思わない	0	0

## ⑥-2 ⑥の回答の理由

表7：⑥の回答の理由

理由
・子ども達が「何だかほっとするよね」という雰囲気作りをしたいと考えるから
・子どもが眠る時(休養する時)に音楽をかけていた方が眠りに入りやすい
・シーンとした空間に緊張する児童もあると思う
・何より自分自身が音楽を流したいと思う時間がある
・なかなか保健室を出られない時ストレスを感じる そういう時は必ず音楽を流す
・自分自身の気持ちの切り替えに良いように思えるので
・和む 子どもも好きだから
・生徒のためだけでなく、自分のためにもなっていると思う
・一日の始まりを平安に、穏やかにして、生徒たちを受け入れることも必要
・何か音楽が流れていると落ち着くケースもある
・良いと思えば流すし、今はダメと思えば流さない、臨機応変にする
・リラックスできる
・教室とはちょっと違うと思ってほしい

## ⑦保健室における音楽の活用についての自由記述

表8：保健室における音楽の活用についての自由記述

・養護教諭自身の心のゆとりが子どもたちへの対応の質を向上させると思うから続けていきたい
・今まで10年程子どもが休養するときに音楽をかけているがリラックス効果があると感じる
・常に音楽を流している訳ではない 時と場合によって活用するのは良いと思う
・涙を流して飛び込んでくる生徒にいろんな言葉をかけるよりまず思いきり泣かせて音楽をかけて…そのうちに自分から話を始めたり落ち着きを取り戻して教室へ戻ったり…保健室での重要なアイテムのひとつ
・その日の保健室の状況によって違うが落ち着いた音楽がかすかに流れているのは良いと思う
・音楽は時々流している
・まず朝出勤したらイメージやエンヤのような曲を流す 生徒や職員も「何かいいね」と言う人が多い
・混雑している時はかけないことが多い
・穏やかな気持ちにしてくれたり、安眠の手助けの効果もある
・ボリュームを下げて音楽を流すことで「静かにしなくては」と子どもたちが自然に落ち着くと思う

## (4) 保健室で音楽を無使用

現在、保健室で音楽を流していないと回答した30名について、さらに以下の質問をした。回答結

果を表9～15で示す。

①音楽を流すことに興味はあるか

表9：音楽を流すことに興味はあるか

回答項目	人数	(%)
はい	16	53.3
どちらでもない	9	30
いいえ	5	16.7

②-1流していない理由

表8：流していない理由（複数回答）

回答項目	人数	(%)
・自分自身が、音楽に興味がない	1	3.3
・保健室で音楽を流すということを今まで考えたことがない	10	33.3
・保健室で音楽を流しても児童生徒の心身に効果があると思わない	1	3.3
・管理職から許可がおりないと思う	3	10
・他の教員の理解が得られないと思う	4	13.3
・保護者の理解が得られないと思う	1	3.3
・音響機器等の設備を整えることが難しい	10	33.3
・その他	14	46.7

②-2理由

表10：理由の「その他」の内容

理由
・個人的にイヤホンを使って聞かせている
・教育相談的要素での利用が少なく大半がベッドでの休養を目的とすることが多い また、音楽を流すことを好まない生徒もいると思われるため
・管理職や事務室(予算)とかけ合うのがおっくうで…
・音が気になって休養できない生徒もいる
・生徒の来室が少なく、教室をまわることも多いため、不在にすることが多い。ナースが医療的ケアのため同室しており、話し合い等していることが多い
・時と場合により流している時もある 毎日この時間に流していると決めてはいない
・もっとうるさくなる 話が聞けない
・自閉症やアスペルガーの特性上
・いつでも流せるようにしているが、大勢の子どもたちの来室で流すタイミングをいつも逃している…という感じ
・学校施設の一部としてそぐわない気がする 音楽は個人によって捉え方が違う 音が雑音になることも
・保健室経営計画の年次計画で検討はしている 現段階の状況では無理だと判断している
・無音の状態で休養することに意味があると思うので
・考えたことはあるが、実行に移したいとは思わなかった

③-1音楽にはどのような効果があると思うか

表11：音楽にはどのような効果があると思うか（複数回答）

回答項目	人数	(%)
からだのリラックス	25	83.3
身体的痛みを和らげる	5	16.7
血圧・脈拍を下げる	10	33.3
疲れを感じさせない	4	13.3
免疫力増進	5	16.7
健康増進	2	6.7

ストレス解消	18	60
イライラ解消	18	60
心のリラックス	26	86.7
不安の軽減	16	53.3
人間関係をスムーズにさせる	4	13.3
集中力アップ	4	13.3
記憶力アップ	1	3.3
その他	3	10

## ③-2効果の「その他」の内容

表 12：③その他の効果

クールダウン(1名)
眠りやすい(1名)
無記入(1名)

## ④条件が整えば流そうと思うか

表 13：条件が整えば保健室で音楽を流したいと思うか

回答項目	人数	(%)
条件が整えば保健室で音楽を流したい	21	70
保健室で音楽を流す考えはない	9	30

## ⑤「条件が整えば流したい」と回答した場合の「条件」について

表 14：どのような条件か（複数回答）

回答項目	人数	(%)
音楽の効果に関する知識・文献・情報等	9	42.9
管理職の理解・許可	10	47.6
他の教職員の理解	10	47.6
保護者の理解	7	33.3
音響機器等の環境整備	13	61.9
その他	6	28.6

## ⑥保健室における音楽の活用についての自由記述

表 15：保健室での音楽の活用について

・保健室に自分1人である時はほとんど事務的な仕事で資料作りをしているので何かの曲を聴きながらは集中ができないと思う。でも生徒が休み時間に保健室でリラックスのため聴くのはいいと思う。
・個々の児童で対応した方が効果が得られやすい。
・いろんなタイプの生徒が出入りするため、全ての生徒に+の効果は得られないかもしれないが、教室とか違う異空間演出するのに効果的な感じがする。
・心を落ち着かせて話を聞きたい生徒がいる時には効果があると考えられる。来室した生徒の状況に合わせた判断が必要。どこに行っても音楽が流れていて疲れている時に聞きたくないのに耳に入ってくるのは暴力的に感じることもある。
・眼科の待合室で流れているようなオルゴールの曲は癒されていいなと思う。
・音楽の効果はたくさんあり非常にいいと思う。児童とのコミュニケーションにも役立つと感じている。静かな空間や自由な空間も大事な時もある。時と場合、人や状況により音楽の効果を利用していきたいと思う。

・病院等で静かな音楽は聴いたことがある。心も体も穏やかになり、話す言葉も自然と優しくなるような感じがある。いざ学校になるとどうかなと思うが、遠い将来、子どもの数が減っているんな子どもがいる中で保健室外支援室、相談室、気持ちを落ち着かせる部屋などには最適と考える。
・このテーマについて学生の頃から興味を持っていた。養護教諭として勤務できたら音楽を流して落ち着いて休める保健室にしたいと思っていた。
・保健室には軽い症状の子、重い症状の子、心の問題、体調不良、外科的なもの、様々な子が来室する。全ての子に対応できる選曲、無音より音楽が流れていた方が良いというデータがあれば導入されると思う。
・少しの間ベッドに休ませる子どもに対しては(病的でなく明らかに精神的)音楽を活用したいと考えている。
・現場(高校の)にはそぐわないと思う。
・十数年前にも現任校に勤務し、その時は音楽を流していたことがある。今回は昨年度より勤務しているが来室者がとても多く、生徒指導的な部分での対応も多い状況。徐々に秩序のある来室になってきているので、少し落ち着いたら考えていくつもり。
・現在は公立学校勤務だが、私立高校で勤務していた頃はオルゴール CD をラジカセで流していた。生徒達からの評判も他教師からの評判も良かったが、おおらかで自由な校風だからできていたのだろうと(勝手に)思っている。公立に移ってからはしていない。
・「癒しの場」として音楽を取り入れてみることを考えたこともあったが、教育環境として静かに休養したり会話ができるように、大人が行くサロンや飲み屋とは違う位置づけとと思っているので、自分は保健室に音楽を流そうとは思わない。
・前任校で音楽活用を行っていた。その際、非常に効果的(心のリラックス、不安の軽減、あまり会話が成り立たない子ども達と、音楽を通して共通の会話ができるなど)だったように感じる。
・音楽も良いが子ども達の声(つぶやき)、会話を聴いていきたいと思う。
・食事や喫茶店に入った際、音楽が流れているとリラックスしてよいと思うが、今いる学校の雰囲気にはなじまないと感じる。校舎が新しくなったりすれば、環境設備のひとつとして考えられるかもと思うが…。オシャレな保健室、ステキな保健室には合うのでは。
・休み時間は児童の来室が多く音楽を聴けるような環境ではない。静かに音楽を流せるような環境にしたいと思う。

## IV. 考察

### 1. 音楽を活用した保健室経営

実際に音楽を取り入れている養護教諭のインタビュー結果では、KJ法により以下の概念に統合された。小学校養護教諭A氏の場合は、以下の9概念に統合された。【保健室で音楽を取り入れる出会いやきっかけが自然に用意されていたし、取り入れてからも、構えることなく自然に活用している】【保健室で音楽を流すことにより、自分も子どもも心身共に緊張感が和らぎ、リラックスできる】【学校教育や学校保健をめぐる、それぞれの場面に相応しい音楽が取り入れられている】【プライベートは好みの曲があったり車の中で流したりしている】【子どもが流している音楽のジャンルを意識しているかどうか分からない】【子どもから理屈抜きの反応や興味が返ってくることが多い】【保健室で音楽を流すことは、子どもも教職員も“癒される”等肯定的な反応を得ている】【保健室で音楽を流すことにまつわって、効果や選曲等の情報を求めていきたい】【保健室で音楽を流す時は、子どもの特性や嗜好に配慮したり、選曲も身近なものや癒し系のものにする等工夫している】

高校養護教諭B氏の場合は、以下の5概念に統合された。【音楽療法は心身相関的効果が評判で、広まりがあると思うし、期待して導入した】【保健室で音楽を流すことは、ことさらに反応がない程自然に受け入れられている】【あくまでも音楽療法としての流し方・選曲等にこだわって工夫している】【音楽療法を核として学校内に音楽をもっと広めていきたい】【音楽療法は心身に良い効果があり、目に見えてそれと確認できる】

A氏・B氏共に導入のきっかけは違っても、その効果は、心身へのリラックス効果や癒し効果等ほぼ同じ効果が語られた。この結果は質問紙調査結果とも合致し、さらに、「音楽療法」としてこだわり工夫した保健室での音楽の活用の実施等、保健室経営の主体者である養護教諭の自由な活用がうか

がえた。

質問紙調査結果では、保健室で音楽を流しているS市内の養護教諭は8名であった。保健室で児童が来室している時間に音楽を流し始めた年数は、約10年流しているという養護教諭が半数を占めている。

保健室で音楽を流そうと思った理由について、「児童生徒にリラクゼーション効果があると思ったから」(100%)、「自分自身にとっても効果があると思ったから」(87.5%)、「保健室経営の雰囲気作りのため」(62.5%)、等としている。この結果から、「児童生徒にリラクゼーション効果があると思ったから」について、養護教諭は音楽に対してリラクゼーション効果があるということを認識していると思われる。次に、「自分自身にとっても効果があると思ったから」という回答が多く、児童生徒のためだけではなく、養護教諭自身の心のゆとりを保つため等にも、保健室での音楽の活用の効果があるということが分かった。また、「保健室経営の雰囲気作りのため」については、「シーンとしているよりも僅かに音楽が流れている方が、心が穏やかになり、居心地良く感じる。」という意見もあった。保健室経営の雰囲気作りにおいて、音楽は重要なアイテムのひとつとなるのではと考える。

保健室で音楽を流すことによる児童生徒への効果は、75%の養護教諭が効果があったと回答をしており、その具体的効果として最も多かったのが、「心のリラックス」(100%)、「イライラ解消」(83.3%)、「からだのリラックス」・「ストレス解消」(50%)、等であった。林らの研究結果『音楽を流した効果「心のリラックス」14人が最も多く、「からだのリラックス」9人、「イライラ解消」6人であった。』<sup>3)</sup>とほぼ一致している。

流している音楽のジャンルを尋ねたところ、一番多かったのがクラシック(40%)、次にヒーリングミュージック(33.3%)、そしてサウンドトラック(13.3%)、J-POP・その他(6.7%)という順位となっている。クラシックは、医療関連施設等で使用されていることも多く、教育現場においても馴染みがあり、受け入れられやすいと考えられる。ヒーリングミュージックは、「一般的に心の安らぎを導き、リラックスをした状態を導く」<sup>5)</sup>と言われており、保健室で児童生徒、又は養護教諭自身の心身のリラックス効果のため、クラシック同様、保健室で活用するに相応しい音楽であると考えられる。

では、生徒自身の反応はどうであろうか。インタビュー調査を行ったB氏によると、『平成24年度の夏休み前後に保健室に来室した20名の生徒を対象にしたアンケートでは、保健室で音楽が流れていることについて、「落ち着く」(75%)、「癒される」(15%)、「特になんとも思わない」(10%)、という結果で、「不快」と回答した生徒はいなかった。また、保健室で音楽が流れている方が良いか尋ねたところ、「流れている方が良い」(80%)、「どちらでも良い」(20%)、であり、「流さない方が良い」と回答した生徒はいなかった。さらに、中には「落ち着いていて安心感がある」、「すぐ眠れる」という声もあった。』という報告であった。

B氏の高校の生徒たちにとって保健室で音楽が流れていることは、かけがえのない存在となっているということが分かった。

## 2. 保健室での音楽活用の可能性

保健室で音楽を流していないS市内の養護教諭は78.9%であった。保健室で音楽を流すことに興味はあるか尋ねたところ、約半数である53.3%の養護教諭が興味があると回答している。

保健室で音楽を流していない理由について、最も多かったのが「保健室で音楽を流すということを今まで考えたことがない」(33.3%)、「音響機器等の設備を整えることが難しい」(33.3%)、等であり、各学校での教育方針や保健室の特性上、音楽を流すことが困難であったり、予算の問題等、保健室での音楽の活用に興味はあるが、実践をすることができずにいる養護教諭もいることが分かった。

音楽にはどのような効果があると思うか尋ねたところ、「心のリラックス」(86.7%)、「からだのリラックス」(83.3%)、「ストレス解消」(60%)、「イライラ解消」(60%)、等と回答があり、保健室で音楽を流していない養護教諭も、音楽にはこれらの効果があると思っていることも分かった。

条件を整えば保健室で音楽を流そうと思うか尋ねたところ、「条件を整えば保健室で音楽を流したい」(70%)、「保健室で音楽を流す考えはない」(30%)と、7割の養護教諭が条件を整えば保健室で音楽を流したいと回答している。その条件として、第一に「音響機器等の環境整備」(61.9%)、次に「管理職の理解・許可」(47.6%)、「他の教職員の理解」(47.6%)、そして「音楽の効果に関する知識・文献・情報等」(42.9%)等としている。音響機器等の環境整備を条件にしている養護教諭は多く、音響機器等の環境整備を整えるには、まず、管理職の理解・許可、他の教職員の理解が得られないといけない。理解・許可を得るには、音楽の効果に関する知識・文献・情報等がある。保健室で音楽を活用するには、これらの連動した条件が必要不可欠になる。

特に、発達障害がある児童生徒への適切な関わりや子どもの様々な健康問題が課題とされている現代において、多様な来室児童への対応が求められる。A氏インタビュー結果の分析からも、【保健室で音楽を流す時は、子どもの特性や嗜好に配慮したり、選曲も身近なものや癒し系のものにする等工夫している】という概念が浮上した。このように保健室で音楽を流すにあたって「子どもの特性や嗜好への配慮」と「心身のリラックス効果」についての情報は益々必要になってくるであろう。

## V. まとめ

本研究は、音楽を取り入れた保健室経営の可能性を検討する目的で行った。実際に保健室に音楽を取り入れている養護教諭2名にインタビュー調査を行った。結果をKJ法で分析したところ、小学校養護教諭A氏の場合は9概念に、高校養護教諭B氏の場合は5概念に統合された。インタビュー結果を踏まえ、S市内養護教諭73名を対象に質問紙調査を行い、38名(52.1%)の回答が得られた。

インタビュー調査では、心身へのリラックス効果や癒し効果に関わる概念が浮上し、質問紙調査結果とも合致した。さらに、B氏のインタビュー結果では「音楽療法」としてのこだわりや工夫等、保健室経営の主体者である養護教諭としての専門性を生かした自由な活用がうかがえた。

質問紙調査では、保健室で音楽を流している養護教諭8名のうち、6名(75.0%)が効果があったと回答をしており、その具体的効果として最も多かったのは「心のリラックス」であった。また、保健室経営における音楽の活用を、児童生徒のためだけでなく、養護教諭自身への効果も期待して行っていることが分かった。

一方で、保健室で音楽を流していない養護教諭30名のうち、16名(53.3%)が音楽を流すのに興味があると回答しており、21名(70.0%)が条件を整えば保健室で音楽を流したいと回答していた。

今後、条件整備を行うことで、保健室経営の一環として音楽が導入され、活用されていくことが推測される。

## VI. 謝辞

ご多忙の中、本調査研究にご協力いただいた養護教諭の皆様、心より感謝いたします。

## VII. 引用、参考文献

## 【引用文献】

- 1) 日本音楽療法学会（日本音楽療法学会の定義）  
<http://www.jmta.jp/>（2012年9月26日アクセス）
- 2) 小坂哲也・立石宏昭『音楽療法のすすめ 実践現場からのヒント』ミネルヴァ書房（2006年5月31日）
- 3) 林崇子・山崎捨夫『保健室での音楽活用とその有用感に関する実態調査』日本看護医療学会雑誌 第10巻第1号pp.19～26（2008年6月）
- 4) 川村道子・毛利千祥・大村典子『健康な生活を送るための「音楽」活用の提言—コメディカルの「音楽」への取り組みに関する実態調査から—』季刊総合看護 第38巻第3号 現代社（2003年8月）
- 5) 栗野理恵子・伊藤義美『音楽聴取がもたらす感情的変化に関する心理学的研究—不快感情状態における音楽聴取の効果の検討—』情報文化研究 第14号3項（2001年）

## 【参考文献】

- 川村道子・大村典子『健康な生活を送るための「音楽」活用の提言—音楽を使った取り組みに関するコメディカルの認識—』季刊総合看護 第39巻第1号 現代社（2004年2月）
- 寺口佐興子・谷田恵子『嗜好の異なる音楽が副交感神経活動に及ぼす影響』京都大学医療技術短期大学部紀要 第23号pp.51～59（2003年9月）
- 大串健吾『音楽と感情』バイオメカニズム学会誌 第30巻第1号pp.3～7（2006年）
- 田島考一『音楽による健康的な生活への一提案（Ⅱ）～マズローの自己実現理論による考察～』神戸女学院大学論集 第55巻第2号pp.69～83（2008年）
- ヘンク・スメイスターズ『音楽療法ハンドブック 心理療法としての音楽療法』株式会社ヤマハミュージックメディア（2006年4月20日）



## 豊子愷訳『落窪物語』について

徐 迎春

上海海洋大学外国語学院講師

キーワード：『落窪物語』 翻訳 中日文化

### On Feng Zikai's Chinese Version for Ochikubo Monogatari

Yingchun XU

Lecturer, School of Foreign Languages, Shanghai Ocean University

#### ABSTRACT

This article is a brief introduction to Feng Zikai's Chinese version for Ochikubo Monogatari. The author first clarifies the references which Feng uses in doing this translation work. Then, based on the analysis of Feng's references, this article discusses the features as well as problems discovered in Feng's version.

**Keyword:** Ochikubo Monogatari, translation, Sino-Japanese culture

## 1. 特殊な訳文

豊子愷（1898－1975）は中国の民国時代を代表する知識人である。多才多能で、多岐な領域に渡って活発な活動を見せたが、中国で最初に『源氏物語』の中国語訳を完成した人物としても広く知られている。彼は、『源氏物語』のほかに、また、『伊勢物語』『竹取物語』『落窪物語』など平安時代の物語を中国語に訳した。本稿では彼が訳した『落窪物語』について簡単に紹介したい。

豊子愷が『落窪物語』の中国語訳を完成したのは1972年10月20日の頃で、それらは息子の新枚に宛てた手紙から確認できる（注1）。そして、1984年に『落窪物語』という書名で人民文学出版社から出版された（注2）。

さて、1972年の中日関係から見ると、『落窪物語』に関しての凶書を手に入れるのは余程やさしいことではなかったかと想像される。豊子愷は何に基づいて『落窪物語』を中国語に訳したのであるうか、興味をかきたてる問題である。

そのために、まず、豊子愷が訳した『落窪物語』（以下、豊訳『落窪』と略称する）の本文を調査する必要がある。それによって、豊が『落窪物語』の中国語訳を行うに際して、日本のどのような訳注書を参照したかを明らかにしたい。

その一般的な方法としては、訳本に付された脚注をヒントにし、参照した訳注書を明らかにすることである。『源氏物語』の場合、豊子愷は大量の脚注を付し、中国の読者に読みやすい中国語訳に完成した。

それに対して、豊訳『落窪』には脚注が三箇所しか見えない。『落窪物語』の文章が『源氏物語』に比較して、中国の読者に理解しやすい文章だからであろうか、必ずしもそうとは言えない。以下、注解という角度から豊訳『落窪』の訳文を分析することによってそのことを解明したい。

例えば、三条新邸で『落窪物語』の女主人公である落窪の君と父の忠頼中納言が再会を果たす場面描写がある。夫である道頼は、落窪の君を虐めた継母に復讐を続けてきたが、この再会を機に、中納言のために親孝行をするつもりで何をすればいいかと女君に相談する。そこで、落窪の君はとても嬉しく、

楽はげにおもしろく、をかしきことにこそあれど、後の世まで御身に益なし。四十九日はげにゆゆしかるべし。八講なむ、この世もいと尊く、後のためもめでたくあるべければ、して聞かせたてまつらまほしき（注3）

と言う。そこで、道頼は、

いとよく思したり。ここにもさなむ思ひつる。さらば、年のうちにしたまへよ。いと頼もしげなくなむ見えたまふ

と、父の為に法華八講を開催したいという落窪の君の意見に賛成し、年内に挙行することを決めた。

ところが、豊訳『落窪』では、

夫人很高兴，答道：“管弦乐好听，趣味也很丰富。但对于来世是没有益处的吧。四十九日佛法供养，我听也也觉得讨厌。就中法华八讲最好，对今世也有好处，对于后世也有益。我看还是举办法华八讲，请老亲来听吧。”于是仿照释迦牟尼的八年说法，把法华经七卷分作八次讲述。决定举行盛大的法会。道赖中纳言说：“好，你的主意好极，我也是这样想的。那么年内就举办吧。因为看看老

人家的模様、真有些不放心。”（下線は筆者による。以下、同）

【夫人はとても嬉しくて、「管弦は楽しいです、そして、面白いですが、来世には何も役に立ちませんでしょう。四十九日の仏法供養は聞くのも厭です。一番宜しいのは法華八講だと思われま。この世に宜いです、後世にも役に立ちましよう。法華八講を営んで、父上に聞かせたいです。」と申し上げた。それで、釈迦牟尼の八年説法に習って、法華七巻を八回に分けて講述する、規模が大きい法会を催すことにした。道頼中納言は、「そうですか、よく考えましたね。わたくしもそのように考えていました。それでは、年内にしましよう。それに、父殿様のご様子も少し心配ですから。」と言った。（【】の日本語訳は筆者による。以下、同）

のように、下線箇所にあたる「八講」についての解説が訳出されているが、ここは『落窪物語』の本文にはない箇所である。本来ならば脚注にまわすか、或いは、他の注の形式で示するのが一般的な方法であろう。

さて、このような訳し方は豊自身の独特な翻訳のやり方であろうか。或いは、豊が参照した底本をそのまま踏襲した結果であろうか。

そこで、『王朝物語集 I 日本国民文学全集第五巻』（注4）に収録されている小島政二郎による『落窪物語』の現代語訳（以下、『小島訳』と略称する）の当該箇所を確認すると次のようになる。即ち、

女君はうれしくなって、「楽の遊びはおもしろくて、趣味も深うございますが、あの世までのお役にはたちませんでしょう。四十九日などは聞くもいやでございます。中で八講が一番に、この世でもありがたく、また、のちの世のためにもよろしゅうございましよう。この催しをして聴聞させてあげたいと存じます。」と答えた。釈尊八年の説法に擬して、法華経七巻を八座にわけて講ずる、きわめてはなやかな儀式をすることに決めた。「いや、よく言われた。自分も、それがよいと思っていた。それなら年内にしよう。どうも心ぼそげな御様子だから。」

のように、前掲豊訳『落窪』と同様に、『落窪物語』の本文にない「法華八講」に関する解説が訳出されている。豊子愷が『小島訳』を参照したことは間違いない。

ところで、『小島訳』は吉澤義則による『全訳王朝文学叢書』（大正十三年、王朝文学叢書刊行会）に収録されている『落窪物語』の現代語訳に酷似している（以下、『吉澤訳』と略称する）。その当該箇所を掲げる。即ち、

女君はうれしく思って「楽の遊びは面白くて趣味も深うございますが、後世までのお役にはたちません。四十九日などは聞くのも厭でございます。中でも八講が一番に、現世も有りがたく、後世までも結構な催しですから、ちゃんとして聴聞させてあげたいと存じます」と答へられた。「いやよく言はれた。自分もそれがよいと思つてみた。それなら年内になさるがい。どうも心細げな御様子だから」

と訳しており、続けて、『吉澤訳』の頭注に着目すると、

法華経七巻を八座にわけて講ずることで釈尊八年の説法に擬したものである。平安朝では極めて華美な享乐的な八講がくりかへされてゐた。

のように、「八講」について意を補っている。『小島訳』は、『吉澤訳』の訳文は勿論のこと、その頭

注をも訳文に取り入れた格好になっている。そして、このように本文にない注解にあたる箇所をも訳文に取り入れて訳した訳はそのまま豊訳『落窪』に受け継がれていったわけである。

ところで、豊子愷が『落窪物語』の中国語訳に取り組んだ当時、『落窪物語』の現代語訳は『小島訳』一種に限らなかったのである。それでは、なぜ、豊子愷は『小島訳』を選んだのであろうか。或いは、豊子愷は『小島訳』以外にまたほかの現代語訳を参照したのではないかという疑問もないわけではない。

以下、それについてもう少し詳しく検討してみる。

例えば、三の君の夫である藏人少将が急に臨時祭の舞人に指名されたので、継母がその縫物を落窪の君にさせる場面がある。落窪の君一人ではなかなかできそうではないから、継母は少納言という女房にその縫物のお仕事を助けるようにする。少納言は落窪の君のことをかわいそうと思って、「まらうとまた添ひたまはば、御前の御身ぞいと苦しげにおはしますべかめる。よきこともあらば、せさせたまへかし」と継母に婿が増えると、縫物なども増えてくるから、いい縁談があれば結婚してくださいとアドバイスする。そのついでに、少納言は自分のいとこが今仕えている弁の少将の話を持ち出すが、その弁の少将とは、

わが本意には、「いとほなやかならざらむ女の、物思ひしりたらむが、かたちをかしげならむこそ、唐土、新羅まで求めむ」と思ふ。

という方だと言う。ところが、『吉澤訳』では、

わたしの願ふところは、あまり晴れだゝぬ婦人で、しみぢと人の世のあはれさを知りぬいてみて、美しい容貌をそなへた人を、日本は愚か唐天竺までも探したく思つてゐる。

と、『落窪物語』の「唐新羅」を「唐天竺」と訳出している。管見の限り、ここは『落窪物語』諸本に異同がない箇所である。そこで、『小島訳』を確認すると、

わたしが結婚の相手にのぞむ人は、はでな人でなく、しみじみと世のあわれさを知りぬいていて、容貌のすぐれた人です。日本はおろか、唐天竺までかけて、そんな人を探したいと思つているのです。

の如く、『吉澤訳』と同様に『落窪物語』の「唐土新羅」を「唐天竺」と訳出している。これは、明らかに『小島訳』が『吉澤訳』の間違いを踏襲した例であり、そしてまた、『小島訳』が『吉澤訳』を参照した証拠でもある。

しかし、不思議なことにこの当該する豊訳『落窪』を確認してみると、

我所要追求的結婚対象，不是幸运的女子，而是饱尝世事辛酸而容貌秀美的人。日本自不必说，即使到中国和印度，我也要寻找这样的人。

【私が求めている結婚相手は、恵まれている女ではなく、世を知りぬいた容貌の美しい人であり、ます。日本はもちろん、中国、インドまで行ってもかまわないのです。そのような人のためには。】

のように、『小島訳』『吉澤訳』と同様に、中国、インドに訳出している。なお、「中国、インド」は『落窪物語』から言えば、あまり相応しくない訳で、「唐天竺」のほうがいだろう。

もし、豊子愷が『落窪物語』を訳した際に『小島訳』以外に、またほかの訳注書があったとするならば、このような間違いはなかったのであろう。即ち、豊子愷が『落窪物語』を訳した際に、参照したのは恐らく『小島訳』一冊であった可能性が高いのである（注5）。この点については次の引歌の翻訳の例において更に詳しく述べたい。

## 2. 引歌の翻訳

翻訳において省訳はさまざま見られるが、本稿では引歌の省訳を取り上げ、なぜ、省訳が発生したかその原因を究明したい。

例えば、道頼の計らいで、兵部少輔の面白駒は忠頼の四の君と結婚することになる。その翌日、少輔は新婦におくる後朝文をどのように書くか、大変困っている。そのところへ、道頼から次のような文が届く。

「いかにぞ、文やりたまひつや。まだしくは、かう書いてやりたまへ。いとをかしきことぞ」とて、書いてやりたまふ。

「世の人のけふのけさには恋すとか聞きしにたがふ心地こそすれたままくずの」

と書いてやりたまへれば、少輔、「文やらむ」とて、歌をによひをるほどに、かくて賜へれば、よきことと思ひて、急ぎ書いてやりつ。

この箇所を豊訳『落窪』では、次のように訳している。即ち、

“怎么样？结婚第二天的情书已经送去了么？如果没有，可以这样写：

一夜夫妻恩爱笃，原来毕竟是空言。”

正好少辅在那里考虑情书如何写法，少将教他，正用得着，就照样写了送去。

【「どうでしたか、後朝文はお届けになりましたか、もし、まだのようでしたら、このように書いてください。

一夜の夫婦の情は深いものだと聞かすが、それはなんと空言だ。

ちょうど少輔が、どのように後朝文を書くか考えている最中、少将のこの手紙は役に立った。そこで、少将が教えた通りに書いて送った。】

のように、引歌「たままくずの」が訳出されていない。なぜ、訳さなかったのであろうか。

そこで、まず、豊が参考にした『小島訳』を確認する必要がある。『小島訳』の当該箇所では、

「どうです。きぬぎぬの文は、もうやられましたか。まだなら、こんなに書いておやりなさい。」と書いて、

世の人のけふのけさには恋すとか聞きしにたがふこちこそすれ

(世の人は、逢った夜のあけた朝は、恋しきが増すものといいますが、わたしはちっともそう思いません。) たままくずの。

と下書きを書いてやった。たままくずのは「秋萩の玉まく葛のうるさうるさ我をな恋ひそあひも思はず」の下句をきかせたのであった。

ちょうど少輔は、文をどう書こうかと呻吟していたところへ、教えられたので、好都合と思って、そのまま写しとって書いてやった。

のように、「たままくくずの」の原歌をも訳文に取り入れて訳している。続けて、「たままくくずの」がここで果たす役割について、「下句をきかせた」と解釈している。『落窪物語』の本文にはない解釈であり、これは『小島訳』の特徴でもある。本来ならば、「たままくくずの」についての以上の解釈は、脚注か、あるいは、他の注の形式にするのが一般的な翻訳のやり方である。ただし、「たままくくずの」の現代語訳が付されていない。

この『古今和歌六帖』歌の「たままくくずの」という引歌は、四の君にとっては「うるさい、私に恋はするな、私はあなたを思わない」という甚だ失礼な歌であり、また、忠頼一家には大変なショックを与える歌でもある。

しかし、豊訳『落窪』のように道頼が少輔に教えた「世の人のけふのけさには恋すとか聞きしにたがふこゝちこそすれ」のみの歌でも、少輔が『落窪物語』ではどのような人物で、彼の失態ぶりが十分に想像されるわけである。つまり、ここでは必ずしも「たままくくずの」という引歌を訳す必要はないということであろう。

よって、豊が「たままくくずの」という引歌を訳さなかった理由として考えられるのは、「たままくくずの」の原歌のみを記し、その現代語訳を施していない『小島訳』が豊にとっては難しかったからであろう。或いは、道頼の歌のみでも十分に少輔の滑稽ぶりが分かると判断しての豊の省訳であったか、その判断が難しい。

では、続けて次の例を見てみよう。

道頼から教えてもらった少輔の後朝文は四の君の所に届くが、四の君本人は、「いみじう恥かしうて、えうちも置き給はず、すくみたるやうにて居給へり」と描かれている。また、北の方は「いかならむ」と、胸がつぶれるような感じがしたと言う。そこで、父のおとどは、

おし放ち、引き寄せて見たまへど、え見たまはで、「色好みの、いと薄く書きたまひけるかな。これ読みたまへ」とのたまへば、ふと取りて、藏人の少将のつとめての文のおぼえけるをうち読みて、「『堪へぬは人の』となむ書きたまへり」と言へば、おとどうち笑ひて、「すき者なれば、いひ知りためり。はや御返事、をかしくしたまへ」とて立ちたまふ

のように、見えないから読んでくれと頼む。そこで、北の方が三の君の夫である藏人少将の後朝文を覚えていたので、「たへぬは人の」と読む。おとどは笑い、「好色なものはお口が上手なようだ。早く返事をうまくおやりなさい。」と言って、その場を立ったという。

そこで、豊訳『落窪』を確認してみると次のように訳している。即ち、

排开众人走来，拿信来看。看是看了。但因眼睛不好，读不出来。他说：“好色有名的人，总是用淡墨来写，你们读给我听吧。”夫人把信夺过来，她暗记着从前藏人少将写来的信，便照那样读给他听。中纳言莞尔一笑，说道：“啊，这是个风流男子，说得委婉动听，赶快好好地写回信给他吧。”说过之后就回去了。

【人を押しのけて手紙は見たが、目がよくないので読めない。彼は、「色好みで有名な人は、よく薄い墨で書くものだ。ちょっと読んでごらん」と言うと、夫人は手紙を素早く取って、かつて藏人少将が書いたものを暗記していたので、それをそのまま読み聞かせた。中納言はにっこりと笑って、「おお、風流の男だ、なんとうまい言い回しだな。早く上手に御返事をやって。」と言って帰っていった。

の如く、下線箇所から「たへぬは人の」が訳出されていないことが分かる。

そこで、豊が『落窪物語』を訳した時に、参照した『小島訳』の当該箇所を確認すると、以下のようになっている。即ち、

人を押しつけて、文を引きよせて見るには見たが、目がわるいので読むことができない。「評判が好色ものが、なんと、うすい墨で書いたものだ。ちょっと読んでください。」と言うので、奥方はひたたくって、前に藏人少将がよこされた文の文句を暗記していたので、それを、そのまま読みあげて、「たへぬは人の……と書いてございます。」と言うので、中納言はにこにこして、「いや、あの風流男だから、うまく言いまわしたわい。速く、御返事を、上手に書いておやり。」と言って立って行かれた。

となり、下線箇所から確認できるように、原歌『後撰集』歌「けふそへにくれざらめやはと思へどもたへぬはひとの心なりけり」は指摘しなかったものの、藏人少将の後朝文の一句であった「たへぬは人の」は訳出されている。

そして、前掲の「たままくくずの」と同様、引歌の現代語訳が付されていない。

しかし、「たへぬは人の」を訳さなくては、中納言がなぜ「すきものなれば、いひ知りためり。」と言ったか、読者にはその理由が分からない。この点、訳者としての豊子愷にも恐らく分かっていたはずである。

以上の分析から、豊が「たままくくずの」を訳さなかった理由として考えられるのは、『小島訳』に「たままくくずの」の原歌及びその役割については示されているものの、その現代語訳が付されていず、理解が難しかったがために訳せなかったのではないかと思われる。他方、「たへぬは人の」については、『小島訳』が原歌さえ指摘がないので、豊には更にその理解する方法がなかったかと推測される。

このように、豊訳『落窪』には、理解できなかったがための省訳が散見されている。これは、意図的にカットしたものとは違い、豊にとっても非常に残念なことだったかと想像される。

以上に見てきた引歌における省訳の例は、豊子愷が『落窪物語』を訳した際に参照したのは、『小島訳』一冊であったことを更に浮き彫りにするものではないかと思われる。

### 3. 訳語の選択

日本の書籍を中国語に訳すとき、底本の漢字単語を採用するのは、中国語訳の一番大きな利点である。豊子愷は『源氏物語』『竹取物語』『伊勢物語』を訳した際に、底本の漢字を数多く自身の訳に採用した。『落窪物語』にもそのような例が見られる。

例えば、道頼大将が三条殿に引っ越した五日目の日に、落窪の君と父の忠頼は再会を果す。和解してから道頼は忠頼とその長男である景純をもてなすが、そこで、景純は、

いと恥かしけれど、「わがしたることかは」と思ひて入りぬ。

と、母君が落窪の君を虐めたことを決まりが悪く思ったが、しかし、それは自分がしたことではないと思い、持てなしの席に参加したと述べている。

まず、豊が参照した『小島訳』を確認すると、

内心はずかしくて逡巡したが、なにも自分がやったことでもないからと思ひ返して、はいつてき

た。

のように、落窪の君に申し訳なくて、この持てなしをどのような気持ちで臨むかという心理と行動の去就を「逡巡」という漢語で見事に表現している。

そこで、豊訳『落窪』の当該箇所をみると、

越前守觉得难为情，逡巡不前，既而一想，这件事并非我所做的，怕什么呢，便走进来了。

【越前守は恥ずかしくて逡巡したが、考えてみるとそれは自分がやったことではない、何も遠慮することは無いと思って入ってきた。】

のように、豊訳『落窪』の「逡巡不前」は明らかに『小島訳』を参照して成した訳であることは間違いないだろう。

このように、『小島訳』の漢字単語をそのまま採用した結果、誤訳してしまった例も見られる。

例えば、道頼夫婦が忠頼に「七十の賀」を祝福する場面がある。即ち、

舞すべき人の子どものことなど、召し仰せなどしたまふ。御調度つくしたまふ。

同じように、まず、豊が『落窪物語』を訳した時に参照した『小島訳』の当該箇所を確認すると、

そのほか賀筵で舞う美しい童を召集するなど、すべての調度も善美をつくした。

の如く、漢語を多用しているのが特徴である。

そこで、豊訳『落窪』を確認すると、

此外，召集许多在贺筵前舞蹈的美貌童子，一切调度，尽善尽美。

【それ以外に、また賀宴で舞う美貌の童子を集めた。一切の調度は善美を尽くした。】

のように訳しているが、この短い文章に「召集」「賀筵」「調度」「尽善尽美」などの単語はすべて『小島訳』から参照しての訳であることがはっきりしている。

ただし、「調度」は誤訳である。『落窪物語』における「調度」は、その当日に使われる道具類を指す。それに対して、中国語の「調度」は、「調節する」という意味で、動詞としてよく使われるが、また、「何かを調節する人」という意味で、名詞としても使われている。よって、ここは同じ漢字であるが、意味が全く違う。

このように、豊子愷が『小島訳』の漢字訳語を自身の訳に採用した結果、「調度」の例が示すように、同じ漢字にも拘わらず両国においての意味が違うことによって、誤訳を招いた例も見られる。

#### 4. 固有名詞の翻訳

訳語の選択において、中国語訳は底本の漢字を採用できるという利点について紹介した。しかし、同じ漢字であっても、前掲の「調度」の例が示しているように、中国と日本とではその意味が完全に相違する場合がある。更に、同じ漢字とは言え、それは日本独特の固有名詞で、よって、必ずそのまま訳出してから注という形式で解釈を施す必要がある場合も生じる。

例えば、道頼が落窪の君のところへ通い始めて四日目になる日は宮中に宿直したので、その翌日に女君に手紙を寄越す。その返事を、帯刀が三の君の夫である藏人少将に、髪を結わせようとした際に落としてしまう。帯刀は藏人少将に、「いかで賜はりはべらむ」と願うが、藏人少将は、

「我は知らず。姫君こそ、『末の松山』と言ひつめれ」とて、出でたまひぬ。

と、三の君が「末の松山」と言ったよと言ひ捨てて出かけたと述べられている。

ここを豊訳『落窪』から確認すると、

藏人少将说：“我不知道。小姐说你是‘江水上山流’呢。”说着就走了。古歌：“玉颜丽如此，何用更他求。若负三生誓，江水上山流。”他说带刀是“江水上山流”，意思是说带刀已经有了阿漕，又和别的女人通情。而这别的女人，带刀想来，是指落洼姑娘。

【藏人少将は「私は知らないよ、姫君はあなたを『川水が山を越えた』とおっしゃったよ。」と言ひ捨てて出かけた。古歌『こんなにきれいな人をおいて、どうしてまたほかの人を探すのだろう。三世の誓いを背いたら、川水が山を越えるだろう』に拠る。藏人少将が帯刀を「川水が山を越えた」と言ったのは、帯刀がすでに阿漕と結婚したのに、また、ほかの女と通じていることを指す。そのほかの女とは、落窪の君を言っていると帯刀は思いついた。】

のごとく、下線箇所は『落窪物語』の本文にない箇所である。

そこで、豊が参照した『小島訳』を見る。即ち、

「おれは知らないよ。姫君は、御前のことを、末の松山とか言っておられたよ。」と言ひすてて行ってしまった。君をおきてあだし心を我がもたば末の松山波もこえなむ（あなたという人があるのに、別の人を愛するようになったら、末の松山を波が越えるだろう。）という歌の意味から、帯刀を末の松山と言われたことは、阿漕という人があるのに、あだし女に心を通わせている帯刀と思っていることであった。そのあだし女は、落窪の君をさしていると考えた帯刀は、

と、『落窪物語』の本文にない引歌「末の松山」の原歌とその現代語訳、更に、ここにもたらされた引歌の役割についての解説をも訳文に取り入れて訳出している。豊子愷は、これらをすべて省略せず、そのまま中国語に訳出している。

ただ、豊子愷は「末の松山」を、「山」と訳しているが、北原保雄編『全訳古語例解辞典』（注6）に拠れば、「『末の松山』は陸奥にあったという山。現在の宮城県多賀城市にあったとも、岩手県一戸町と二戸市との境ともいわれる。歌枕。絶対に起こり得ないことのたとえとして『末の松山を波が越える』ことが引かれ、和歌では男女が別れの相手に心変わりすることのたとえに使われる。」と言うので、豊子愷のように「末の松山」をただ「山」と訳するのは不適當である。

しかしながら、豊子愷ではなく、ほかの訳者であってもこのような日本独特な特徴があるものを、他言語に訳すのはなかなか難しいことであろう。

なお、豊子愷は日本独特な、例えば固有名詞などを中国語に訳すとき、それらをどのように処理するかについて言及したことがあるが、今回は紙面の制限で割愛する。

## 5. 巧みな改訳

本稿での改訳とは底本をそのまま訳さず、注釈的な情報を加味し、読者にとって丁寧に完成させた訳を特に指す。豊訳『落窪』にはこれらの改訳が散見される。

例えば、道頼は落窪の君が初産した直後、司召に中納言に昇進する。更に、

今はましておぼえはことに、花やぎまさりたまふ。衛門督さへかけたまひつ。

と、衛門の督も兼任していると述べている。『小島訳』では、

中納言の名声は、ますますはなやかになってゆく。そして、右衛門の督を兼任することになった。

と、訳す。それに対して、豊訳『落窪』では、

道頼中納言の名声日漸显赫，兼任了右卫门督。

【道頼中納言は日増しに有名になり、右衛門の督も兼任した。】

のように、『小島訳』が「中納言」と訳したのを、「道頼中納言」と訳している。そして、脚注において、

为了避免混同，以后称落洼的丈夫为道頼中納言。

【混同を避ける為、今後は落窪の君の夫を道頼中納言と呼ぶ】

の如く、道頼を特に「道頼中納言」と呼ぶ理由について解説している。ここで、混同というのは、落窪の父も中納言と呼ばれているので、それと避けるためのことであろう。

実は、前述のように豊訳『落窪』には脚注が少ない。それは、豊が参照した『小島訳』に注の形式が少なかったのが原因の一つかと推測される。「道頼中納言」はその少ない豊訳『落窪』の注解の一つである。

ところが、中納言になった道頼を、更に「衛門督」に昇進させたことには、『落窪物語』の特別な配慮がある。それについて、『落窪物語大成』（注7）では、

右衛門督なり、右衛門はよみ声『ゑもん』といふをもて、略して衛門と書く也、(中略)さて以下中納言とかゝず、衛門督といへるは、忠頼の中納言と区別せんがため也

と、述べている。

実際、道頼夫婦が忠頼の為に、法華八講を開催する直前、「俄に帝御心地なやみ重くて、おり給ひて、春宮位に即かせ給ひぬ」と述べられているが、その時、道頼は大納言に昇進する。中納言になってから、大納言に昇進するまで、道頼は前述の『落窪物語大成』が言うように、中納言と呼ばれたこと一度もない。「衛門の督」「衛門の督殿」「督の殿」等と呼ばれている。よって、ここにおいての道頼を「道頼中納言と呼ぶ」という豊の脚注は、必要ではない。

それでは、「道頼中納言」に関しての豊の注解は何か別の理由があったのではないだろうか。次の例を見てみよう。

例えば、忠頼邸に仕えている少納言は、道頼邸にいい女房が集まっていて、しかも、女房たちが厚遇されている情報を聞いて二条に参上して来る。女主人である落窪の君は、少納言と分かって、

あはれにをかしうて、衛門を出して、

と、述べられている。『小島訳』では、

なつかしくもあり、おかしくもあった。そこで、かつての阿漕の、衛門をだして、

と、「衛門」を「かつての阿漕の衛門」と訳している。

それに対して、豊訳『落窪』では、

便把卫门唤来，叫她去对侍女少纳言说

【そこで、衛門を呼んできて、侍女の少納言に会わせて言うには】

と、訳している。そして、脚注において、

即从前的阿漕。

【即ち、昔日の阿漕である。】

のように、『小島訳』の『落窪物語』の本文にない「かつての阿漕」という補った箇所を注解として付したのである。

更に、例えば、阿漕は道頼が三条に引っ越しする直前に、忠頼邸の器量のいい女房を三条邸に集める計画を立てる。皆がお互いに秘密にしていた行き先が、来てみると、結局同じ場所であった。道頼は、「……衛門が導きなれば、足らはぬ事ありとも言ふべきにもあらず」と笑って言う。衛門は「足らはぬ事ありとは、御覧じしらぬにこそは。……」と言いながらみなの前に出る。皆がその人を見ると、阿漕であった。しかし、本人は、

衛門、今しも見つくるやうにて

と、自分が集めてきた女房なのに、わざと知らぬ顔をしていたと述べている。ここを、『小島訳』では、

阿漕の衛門は、わざとはじめてあう人のような素振りで、

と、『落窪物語』の本文には「衛門」なのに、「阿漕の衛門」と呼称している。

そこで、豊訳『落窪』を見ると、

阿漕故意装作初见面的样子。

【阿漕はわざと初めて会う素振りで、】

のように、『小島訳』の「阿漕の衛門」の「衛門」は切り捨てて、「阿漕」と訳している。

なぜ、豊は阿漕の「衛門」という呼称についてこれほど拘っているのでしょうか。それは前掲の例

からも伺われるように、この時期に道頼は「衛門の督」に昇進したからである。そして、道頼の「衛門の督」は忠頼中納言との混同を避けるためだと『落窪物語大成』が言うように、「衛門の督」になってから道頼はこの呼称を用いることが多い。

しかしながら、「衛門の督」という道頼の呼称は、忠頼中納言との混同を避けたものの、今度は同じく「衛門」と呼ばれている阿漕との区別を紛らわしくしてしまった。文脈の前後を読めば、阿漕であるか、或いは道頼であるかすぐ分かるはずであるが、中国の読者にしてみれば、「衛門」と「衛門の督」は依然として紛らわしい呼称で、それを、豊は中国の読者を念頭において、あえて参照した『小島訳』に対して改訳を行い、独自の試みをしたかと推測される。

このように、底本に忠実でありながら、そして、中国の読者にも読みやすい翻訳を目指すというところに豊子愷の翻訳の特色が見える。彼が訳した『源氏物語』などの翻訳作品は今でも人気を博しているが、その原因は恐らくこのような分かりやすい訳文にあるのであろう。

## 6. 結論

以上、豊子愷が『落窪物語』を訳した際に参照した図書が小島政二郎による『落窪物語』の現代語訳であることを明らかにした。そして、その現代語訳のもとで完成された豊訳『落窪』の特徴、及び誤訳、省訳について簡単に紹介した。

検討してきたように、豊訳『落窪』にはいろいろな問題が存在するが、しかしながら、豊子愷が『落窪物語』の中国語訳を行った当時の状況から見れば（注8）、これほど難しい日本の古典文学作品を現代語訳一冊を用いって中国語訳を完成したことには感服せざるを得ないものがある。

ところが、豊子愷による『落窪物語』の中国語訳の後、中国にはまだ新しい『落窪物語』の中国語訳が完成されていない。豊訳『落窪』は、次に出る『落窪物語』の中国語訳にきつといい手本になるだろうと思われる。

中国において、日本の古典文学に関する研究は中日比較という視点からの照射は多いものの、文学の作品本文についての研究はそれほど盛んに行われていない。だから、豊子愷が訳した『源氏物語』についての研究は中国でも日本でも比較的が多いが、それに対して、彼が訳した『竹取物語』『伊勢物語』『落窪物語』についての研究は皆無である。

『落窪物語』など平安時代の古典文学作品は中国の影響を強く受けており、その意味において豊子愷が訳した『落窪物語』の中国語訳は中国にせよ、日本にせよ、その翻訳の意義は大きい。難しい日本の古典文学の作品本文より、その翻訳作品に光をあててみるのも一つの研究の方法であらう。

### 注

注1 豊陳宝・豊一吟編『豊子愷文集』第七卷（浙江文芸出版社・浙江教育出版社、1996年）

注2 『竹取物語』『伊勢物語』『落窪物語』三作品からなる。本稿の豊子愷訳『落窪物語』のテキストはこれに拠る。

注3 『落窪物語』のテキストは、『落窪物語・堤中納言物語』（日本古典文学全集、小学館、1972年8月）に拠る。

注4 河出書房新社、1958年6月。

注5 『王朝物語集I 日本国民文学全集第五巻』には、『落窪物語』のほかに『伊勢物語』『竹取物語』『狭衣物語』が収録されているが、『狭衣物語』を除く三つの物語は豊子愷によって中国語に訳され、1982年に『落窪物語』という書名で出版された。

なお、これらについては拙稿「豊子愷訳『伊勢物語』について」（『文献探求』第48号、九州大学、2010年3月）と「豊子愷訳『竹取物語』について—豊子愷記念館の訳稿と比較して—」（『語文研究』108・109号、九州大学、2011年6月）をも合わせて参照されたい。

注6 小学館、1988年

注7 中村秋香、成蹊学園出版社、1923年5月

注8 豊子愷の娘である豊一吟の話によると、豊が『王朝物語集I』に収録されている『伊勢物語』『竹取物語』『落窪物語』を訳した際に、彼の体調はとても悪かったということである。そして、中国はその時ちょうど文化大革命の時期であって、社会状況から言ってもそれほど安定ではなかったかと推測される。豊一吟は、豊子愷が不安定な社会状況のなか、恐らく気晴らしに一冊に収められている『王朝物語集I』を訳したのではないかと言っている。

（本論文は上海海洋大学の博士助成金による研究成果の一部であります。）



大学の生涯学習センターが地域社会に求められる新たな役割に  
関する一考察

— 自治体と大学との新しい連携のあり方を求めて —

古市 勝也

九州共立大学スポーツ学部教授

ブストス・ナサリオ

桜花学園大学保育学部教授

キーワード：新しい役割、地方自治体と大学等、連携

ON THE NEW ROLE OF THE UNIVERSITY LIFELONG  
LEARNING RESEARCH CENTER  
– LOOKING FOR NEW WAYS OF COLLABORATION BETWEEN  
THE UNIVERSITY AND THE MUNICIPALITIES –

Katsuya FURUICHI

Professor, Department of Sports Science Kyushu Kyoritsu University

Nazario BUSTOS

Professor, Faculty of Early Childhood Care and Education Ohka Gakuen University

ABSTRACT

After entering into the 21<sup>st</sup> century, communities have started to ask and look for new roles for the University Lifelong Research Center. This paper presents an inquiry about what should be these new roles, and use some corroborative examples to propose new ways on how the university should collaborate with the municipal authorities.

**Keyword:** Look for new ways, The university and The municipalities, Collaborate

## Ⅰ. 研究の目的 — 生涯学習センターの新しい役割 —

なぜ今、生涯学習センターか。この研究への関心が3つある。1つは、約60年ぶりに改正された教育基本法以後、生涯学習センターの役割はどうあるべきか。2つには、近年の行財政改革とともに、生涯学習行政の一般部局化が進んでいる現状が見られる。このような状況を踏まえ生涯学習センターの役割はどうあるべきか。3つには、大学が変わってきている。国公立大学の独立行政法人化とともに、大学の産学官連携はスピード感を持って進んでいる。このような中で、大学における生涯学習センターの役割はどうあるべきか、再検証・提言しておく必要があると思われる。

我が国は教育基本法に「生涯学習の理念」を掲げ「生涯学習社会の実現」を目指している。すなわち、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現（第3条）」を目指しているのである。さらに大学の役割として「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。（第7条）」としている。すなわち大学は、「学術の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ことが求められているのである。

では、このような生涯学習社会の実現に向けて、生涯学習センターの役割は何か。何が求められているのか。喫緊の課題である。さらに今、21世紀の新しい時代に向けて生涯学習センターは新しい役割が求められている。その新しい役割とは何か。さらに、その役割を遂行するには、地方自治体と大学等との連携はどのようにあるべきかを実証例を踏まえて考察したい。

## Ⅱ. 生涯学習センターの現状

現在、生涯学習センターは2つの系統に分けられる。それは、都道府県・市町村等の自治体設置の生涯学習推進センター（以下「推進センター」という）と、大学等高等教育機関設置の生涯学習センター（以下「学習センター」という）である。「推進センター」とは、「地域の生涯学習を推進するための中心機関（平成2年中央教育審議会答申『生涯学習の基盤整備について』）」という位置づけがなされており、社会教育総合センター、生涯学習総合センター等も含まれる。また、「学習センター」とは、「体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など、社会人を対象とした取り組みをより積極的に行う体制として（同中央教育審議会答申）」設置された組織で、大学開放や地域社会の学習活動への貢献センターである。

### 1. 地方自治体の「推進センター」

文部科学省の社会教育調査によると、平成20年10月1日現在、公立の生涯学習センターの施設数は384である。うち、指定管理者導入施設数は68であり、公立の施設数に占める割合は17.7%である。また、その指定管理者の施設数の内訳は、民法第34条の法人38、会社15、NPO法人3、その他12となっている。

また、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの調べ（平成23年6月）によると、地方自治体の「推進センター」は、「生涯学習推進センター」を置かない都道府県・指定都市（表-1参照）を除いて既に設置されている。さらに、首長部局が所管している都道府県・指定都市の「推進センター」は、山形、埼玉、岐阜、三重、高知である（表-2参照）。また、指定管理者制度を導入している都道府県・指定都市の「推進センター」は、山形、茨城、埼玉、三重、兵庫、奈良、岡山、山口、愛

媛、佐賀、札幌市、千葉市、大阪市、神戸市等である（表-3参照）。いまや、「推進センター」は生涯学習社会の実現を図るうえで、重要な役割を果たしているといえよう。

表-1 「生涯学習推進センター」を置かない都道府県・指定都市

宮城、福島、東京、滋賀、京都、大阪、和歌山、鳥取、徳島、香川、長崎、宮崎、横浜市、北九州市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、岡山市、相模原市（政令市については、「全国生涯学習・社会教育センター等協議会」に加盟していない政令市）

表-2 「生涯学習推進センター」を首長部局が所管している都道府県・指定都市

山形、埼玉、岐阜、三重、高知

表-3 「生涯学習推進センター」の事業運営に指定管理者制度を導入している都道府県・指定都市

山形、茨城、埼玉、三重、兵庫、奈良、岡山、山口、愛媛、佐賀、札幌市、千葉市、大阪市、神戸市（表-1、表-2、表-3の出典：平成23年6月3日、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下「国社研」という）の主催事業「全国生涯学習センター等研究交流会」総括資料より）<sup>1)</sup>

## 2. 大学等の「学習センター」

生涯学習社会の実現に向けての学校の役割は、教育研究の成果を持つ人（教育研究者）やその専門施設を開放し、地域における住民の学習ニーズに応えることである。今までも学校は、学校施設の開放や公開講座等で、地域社会の学習の場として貢献してきている。さらに重要なのは、近年の就業構造の変化、技術革新等の社会の変化に伴い、高度化・多様化する社会人の学習ニーズに応えるため、大学、短期大学、専修学校等における社会人の再教育機能を高める、再チャレンジ教育の推進を図ることが求められている。その大学等高等教育機関の開放（教育研究成果・施設・教育機器）の中核的機関が「学習センター」である。

歴史的に見ると、この恒常的・継続的な公開講座等を実施する機関として、東北大学教育学部附属大学教育開放センター（昭和48（1973）年）や金沢大学「大学教育開放センター」（昭和51（1976）年5月）が大学教育の開放センターとして早く設置された。<sup>2)</sup>

さらに、高等教育機関として、「体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など、社会人を対象とした取組を積極的に行う体制として、地域の学習需要を考慮しながら、各大学等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待されている。」<sup>3)</sup>

平成3（1991）年度には宇都宮大学、香川大学に、平成6（1994）年度には九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学の3大学共管の生涯学習研究センターが設置されている。大学が設置する学習センターについては、平成20年度で全国の高等教育機関の学習センターは345機関である。また、平成22年度で国立大学には27機関の学習センターがある。今や、多くの国公立・私立大学が学習センターを持つに至っており、地域住民の学習活動推進の重要な役割を担っているのである。

## Ⅲ. 生涯学習センター設立の根拠答申等 — 学習センターの役割・機能 —

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター（以下「3大学センター」という）が開設されたのは、平成6年4月1日である。では、我が国の学習センターの設立が推進された背景には何があるか。国の答申・建議や法律等を時系列で追いながら、学習センターの役割を考察したい。

### 1. 昭和46（1971）年、社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』

既に、この時期に専門分化した総合的な施設の必要が示されている。すなわち、第2部の「4 社会教育に関する施設」の「(2) 社会的条件の変化と施設」の「(イ) 施設の専門分化と総合的な施設の強化」の中で、「ひとびとの学習要求の高度化、多様化に伴い、施設にたいしても専門分化したサービスが要請される」としながら「…専門分化した施設を（町村）共同で設置する等の措置…」 「…専門的施設をいくつか集めて、総合的な機能をもつ施設に統合する…」 「地域のひとびとが身近に相互のつながりを深め、自発的活動を展開できるような各機能をあわせもつ日常的総合施設の必要も大きい」<sup>4)</sup>としている。

### 2. 昭和56（1981）年、中央教育審議会答申『生涯教育について』

昭和56（1981）年の中央教育審議会答申『生涯教育について』の中で、生涯学習（教育）センターの機能や役割について提案されている。すなわち、「第4章 成人期の教育」の「3 社会教育の振興」の「(2) 社会教育施設の整備・充実」の中で「最近、一部の都道府県で設置または構想・計画中の生涯教育センターなど、教育・文化面についての各種の機能をもつ総合的な社会教育施設を一層整備していく必要がある」としている。各種の機能を持つ総合施設が求められているのである。さらに、「(4) 個人学習の奨励・援助等」の中で、都道府県においては、例えば、生涯教育センター等の総合的な社会教育施設で広域的に学習に関する情報を収集・提供したり、学習相談に応じ得るような学習情報センター的機能を充実する必要がある<sup>5)</sup>としている。ここでは、学習情報センター的機能が求められているのである。

### 3. 昭和61（1986）年4月、臨時教育審議会答申『教育改革に関する第2次答申』

「第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革」の「第5章 社会の教育の活性化」の「第1節 自主的な学習活動の促進」の中で「① ……生涯教育センターや公民館において、民間の教育・スポーツ・文化事業やボランティア活動等を含めた広範な学習情報を地域住民にとって利用しやすく提供するとともに、地域住民の学習に関する相談に実質的に応えられる体制を整備し活性化する」としている。ここでは、「民間の教育・スポーツ・文化事業やボランティア活動等の広範な学習情報」を「地域住民にとって利用しやすく提供する」とともに、「地域住民の学習に関する相談に実質的に応えられる体制整備」<sup>6)</sup>が求められているのである。

### 4. 平成2（1990）年1月、中央教育審議会答申『生涯学習の基盤整備について』

以下に見るように、地域における生涯学習推進の中心機関として生涯学習センターを位置づけたのがこの答申であろう。

#### ア 地方自治体の生涯学習推進センター

「第2 生涯学習の基盤整備のための施策」の「2 地域における生涯学習推進の中心機関等について」の「(1) 生涯学習推進センターについて」の中で、「…各種の生涯学習施設相互の連携を促進し、人々の生涯学習を支援する体制を整備していくことが重要である」としながら「このため、それぞれの地域の生涯学習を推進するための中心機関となる『生涯学習推進センター』を設置することが必要と考えられる」としている。さらに「次に掲げる事業を集中して行うことが適当である」<sup>7)</sup>としている。

1. 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関する事
  2. 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画に関する事
  3. 関係機関との連携・協力及び事業の委託に関する事
  4. 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修に関する事
  5. 生涯学習の成果に対する評価に関する事
  6. 地域の実情に応じて、必要な講座等を主催する事
- なお、放送大学との連携・協力をを行う事

イ 大学等の設置する生涯学習センター —自治体と大学との新たな連携—

「第2 生涯学習の基盤整備のための施策」の「2 地域における生涯学習推進の中心機関等について」の「(2) 大学・短大等の生涯学習センターについて」の中で、「これからの大学・短大等は、生涯学習機関としての役割を強く期待されている」としながら「・・・体系的・継続的な講座の実施や大学・短大等における学習機会に関する情報の提供・学習相談など、社会人を対象とした取組みをより積極的に行う体制として、地域の学習需要を考慮しながら、各大学・短大等の自主的な判断により生涯学習センターを開設することが期待される」としているのである。さらに、「大学・短大等が設置する『生涯学習センター』は、『推進センター』等と協力し、地域の実情に応じて、講座開設、学習プログラム開発、学習機会の情報提供・学習相談等地域社会との密接な連携を図ることが望まれる」としている。<sup>8)</sup>ここに、「地方自治体の推進センターや行政と大学等の学習センターとの新たな連携」の根拠答申がある。すなわち、平成2年1月の中央教育審議会答申『生涯学習の基盤整備について』の内容は、「国、都道府県、市町村において生涯学習の推進体制を整備すること、地域における生涯学習推進の中心機関として都道府県に生涯学習推進センターを設けるとともに、大学・短期大学、高等専門学校、高等学校や専修学校に生涯学習センターを設けること、人々の日常生活圏における生涯学習活動の場を整備するため生涯学習活動重点地域を設定する」<sup>9)</sup>というものである。

5. 平成2（1990）年6月『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』

生涯学習に関する我が国初めての法律であり、「生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的」<sup>10)</sup>としている。

6. 平成3（1991）年4月、中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』

「第1章 生涯学習における学校の役割」の「第2節 今後の推進方策について」の「(2) 生涯学習機関としての学校」の「オ・・・大学・短期大学の生涯学習の取組みをより一層推進するためには、特に、平成2年1月の本審議会答申で提言した大学・短大等に設置される生涯学習センターの機能を活用することが期待される」としながら、「今後、各大学・短大等が積極的に生涯学習センターを開設することが期待される」としている。また、「第2章 生涯学習の成果の評価」の「第2節 生涯学習の成果の評価に関する方策」の「3・・・生涯学習の成果を活用するに当たっては、生涯学習の成果や評価及びその活用方法などに関する情報を提供する体制や生涯学習施設間の生涯学習情報ネットワークを整備することが必要になる。このような生涯学習に関する情報提供に関しては、・・・生涯学習推進センターなどが、適切な役割を果たすことが期待される」<sup>11)</sup>としている。

7. 平成4（1992）年7月、生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』

「第3部 4つの課題についての充実・振興方策」の「5 人々に多様な学習機会を提供するために、生涯学習関連施設の整備充実が必要である」としながら、「都道府県において生涯学習の振興に資するための事業を一体的に行う生涯学習推進センターの整備が必要である」<sup>12)</sup>としている。

8. 平成8（1996）年4月、生涯学習審議会答申『地域における生涯学習機会の充実方策について』

「Ⅲ 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設」の「1 多様化・高度化する学習ニーズへの対応」の「コーディネート強化」として、「異なる種類の施設間で形成された広域的なネットワークが有機的・効率的に機能するためには、連携の中心となる中核的な機関が不可欠である。これには一般に地域の生涯学習推進センターが当たっているが、ネットワークを形骸化させないためにも、生涯学習推進センター自体の体制整備が必要となる」<sup>13)</sup>としている。

9. 平成11（1999）年6月、生涯学習審議会答申『学習の成果を幅広く生かす』

「第2章 生涯学習の成果を『個人のキャリア開発』に生かす」の「2 学習成果を生かすにあたっての課題と対応方策」の「(1) 個人のキャリア開発に関する学習機会の拡充」では「・・生涯学習センター等が関係行政部局による様々な学習・教育事業に関する情報を収集し、総合的な情報提供を行うことやキャリアに係る学習の相談事業を行うことができるようにする必要がある」<sup>14)</sup>としている。キャリア教育の総合的な情報センターとしての機能も求められているのである。

10. 平成17（2005）年1月、中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』

大学等の生涯学習センターに、「地域の活性化や地域貢献」という新たな機能が要請され、その「発展」が期待されたのが、平成17（2005）年1月、中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』である。この中で「中長期的に想定される我が国の高等教育の将来像（いわば「グランドデザイン」ともよぶべきもの）と、その内容の実現に向けて取り組むべき施策を提示している。その「将来像の主な内容」として「新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者のさまざまな需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置づけや期待される役割・機能を踏まえた教育・研究の展開と相互の接続を図るとともに、各学校ごとの個性・特色を一層明確化する必要がある」としている。特に大学は、「①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の役割・機能が期待される」<sup>15)</sup>としている。

すなわち、これからの大学は、高度な学術研究の拠点、地域の活性化や地域貢献、地域の人々の学習活動の中核になることが求められている。

11. 平成20（2008）年7月1日（閣議決定）『教育振興基本計画』（文部科学省）

平成18年に改正された教育基本法を踏まえた『教育振興基本計画』（閣議決定）が策定されている。「我が国の教育をめぐる現状と課題」（第1章）では、「(1) 現状と今後の課題」、「(2) 教育の使命」、「(3) 教育立国の実現に向けて」を掲げている。特に、「教育立国の実現に向けて」では「すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ、自由で、知的・道徳的水準の高い、持続可能で豊かな社会を創造し、国際社会に貢献し、その信頼と尊敬を得ることこそが、今後の我が国が目指すべき道と考える」<sup>16)</sup>としている。まさに、生涯学習社会の実現を目指している。

## IV. 自治体と大学との新しい連携 — 本学の「3大学センター」の主な連携実績 —

「生涯学習センターが地域社会に求められる新たな役割」の中で「自治体と大学との新しい連携」のあり方を本学の生涯学習研究センターから見てみたい。

まず、九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センターの主な連携の実績をみると次のようになる。特色は、大学機能の開放だけでなく、地域と組み、地域に出かけ、地域を呼び込む事業展開にある。

## 1. 他の関係機関との連携事業等

- (1) 移動講座：福岡県吉井町（現うきは市）、兵庫県青垣町（現丹波市）、国立阿蘇青年の家移動講義（「社会教育施設の経営」）H7-H9、北海道上士幌町H8-H10、福岡県八女市
- (2) オープンカレッジ講座開催（北九州市教育委員会と共催）H7年
- (3) リカレント講座開催（北九州市教育委員会と共催）H7-H15
- (4) サマーカレッジセミナー開催 H8-H12
- (5) 北九州市教育委員会主催初心者パソコン講習会・IT講習会の企画運営・会場提供 H13
- (6) 若松中央公民館と合同主催「ウイメンズカレッジ北九州 IN 3センター」企画・会場提供 H13
- (7) 八幡西区ささえあいネットワーク推進協議会・子育て支援実務委員会主催「子育てネットワーク講座」講師紹介・会場提供
- (8) 3大学「資格取得支援室」運営：地域の社会人受入 H14
- (9) 北九州市八幡西区公民館事業「ステップUPセミナー八幡西」講師紹介・講義 H14-15
- (10) 八幡西区役所まちづくり推進課主催「ボランティアフェスタ IN 八幡西」運営・会場 H16
- (11) 北九州市年長者大学校「シニアサマーカレッジ」企画・講師交渉・会場提供 H17
- (12) 文部科学省委託事業：ふくおかキャリアアップ推進委員会主催「平成17年度ふくおか地域社会人キャリアアップ推進事業—「地域アニメーター養成講座」
- (13) 文部科学省委託事業「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」「オリンピック選手によるスポーツ講演会・シンポジウム」実施 H17-18

## 2. 職員研修

- (1) 山口・防府地区広域市町村圏職員共同研修協議会の職員研修受け入れ
- (2) (財) 福井厚生会全国支所管理指導所中小企業管理協会会員の受入研修講座

## 3. 視察研修

- (1) 宮崎地区社会教育協会会員視察研修 H11
- (2) 宗像地区社会教育振興会公民館部会職員視察研修 H11
- (3) 山口県楠町（現宇部市）生涯学習推進本部員・協議会委員・施設連絡会視察研修 H12

## 4. 「3大学センター」主催事業等

- (1) 公開講座：「大学教員による講座」、「市民による講座（市民講師制度）」
- (2) 西日本生涯学習フォーラム
- (3) クリスマスコンサート

## 5. 社会人のための学習相談窓口

## 6. 資格取得支援室：平成12（2000）年3月設置

- (1) 出口（就職）に強い学生の育成
- (2) 社会人の資格取得による生涯学習を支援

## V. 「3大学センター」と福岡県立社会教育総合センターや福岡県教育委員会との連携関係の現状と課題

ここでは「3大学センター」と県立のセンターや教育委員会との連携関係の現状と課題について考察する。

## 1. 福岡県立社会教育総合センターとの連携・ネットワーク

一般的に連携と言っても、多様な方法がある。それは、協力（力を貸す）・協賛（主旨に賛同し協力する）・協働（複数の主体が目標を共有して共に力を合わせて活動する）・連携（連絡を取り合っ一緒に物事をする）・融合（2種以上のものが結び合い、重なり合っ一つになること）のように連携の繋がり合いに、いわゆる「濃さ」のレベルがある。

例えば、連携にも「名ばかりの協力・後援」関係か、カネ（予算）を出すのか、スタッフとして人を提供するのか、施設・場所を提供するのか等様々である。関係機関同士の事業連携の仕方にも、協力・協賛・名義後援（名ばかり後援）、実質後援、共催、主催等があり、連携に繋がり「濃さ」と工夫がみられる。本学の「3大学センター」と福岡県立社会教育総合センターとの協働・連携・協力関係を拾い上げると、次のようになる。

- (1) 「ふくおか地域社会人キャリアアップ推進事業」の受託実施（平成17年度）
- (2) 新入生学外研修として利用（経済学部）、「社会教育主事」任用資格取得希望学生の研修
- (3) ボランティア養成講座、ボランティアとして参加
- (4) 大学の教員：福岡県立社会教育総合センター運営委員長
- (5) 福岡県立社会教育総合センターの主催講座等の講師
- (6) 福岡県立社会教育総合センターの教員が九州共立大学非常勤講師

## 2. 福岡県教育委員会との協働・連携・協力

- (1) 福岡県社会教育委員の会議委員・議長
- (2) 「福岡県アンビシャス県民運動」講師
- (3) 福岡県教育委員会主催「中国・四国・九州地区生涯学習実践研究交流会」の実行委員
- (4) 教育力向上福岡県民運動推進会議「教育力向上推進研究チーム」委員
- (5) 「福岡県アンビシャス県民運動」委員
- (6) 福岡県教育委員会主催「市町村教育委員会教育長研修会」等の講師
- (7) 九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センター主催事業「西日本生涯学習フォーラム」への共催依頼

## 3. 「3大学センター」から見た連携の課題

## ア 連携の現状分析と問題点

- (1) 大きな反省点と課題は、「組織・機関」対「組織・機関」の協働・連携が少ないことである。島原市教育委員会や福岡県立社会教育総合センター、北九州市年長者大学校とは組織としての連携

ができ、成功モデルは示せるが、もっと多くの組織との連携成立へ持って行く必要がある。

(2) それに対して、「人」対「人」の連携・活用は出来ている。地元の福岡県や北九州市等の近隣の市町村とは、センターの運営委員等が講師等で相互に連携活用等ができています。

イ 連携のメリット — 教員も大学も連携機関も「互恵メリット」 —

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下「国社研」という）の主催事業「全国生涯学習センター等研究交流会」（平成23年6月3日）の「総括討議」の中で、Y大学の担当者から、『『どうして今、大学との連携は必要なのか』との声もある。『心の通わない連携は相互に迷惑だ』と発言する人もいる』とのことであった。“厳しい”の一言であり、連携がなぜ必要かの原点を踏まえることの重要性を再確認した。すなわち、連携に対する双方の理解作用への対応が必要である。一方側だけの一方的なメリットを求める連携は続かない。相手にも、相手の担当者にもメリットがあるように、成果は相手にも沢山与えるとその事業は続く事例が多いのも事実である。そのためには連携することが相互に効果があがる互恵性の手法の開発が必要である。

そこでまず、連携の効果として「大学の教育機能（教員の専門性、施設・機器の専門性）の活用が上げられる。例えば、北九州市年長者大学校が「3大学センター」に委嘱している「シニアサマーカレッジ」は、企画・プログラム立案、講師交渉、場所（センター内）を決定している。

その北九州市年長者大学校とのメリットは、①教員、施設、機器など、大学の機能の活用、②高度な学習内容の提供、③北九州市の学習者への適切な「学習の場所」の提供等が挙げられる。例えば、「3大学センター」で実施した「シニアサマーカレッジ」での講義の評判が良く、北九州市年長者大学校の主催講座に依頼されて講演・講義している教員も数人出てきている。教員・「3大学センター」・北九州市年長者大学校と、共にメリットのある関係になっている。この関係性づくりが大事である。

ウ 連携が進まない問題点の背景と解決策・連携の実際

『教育力向上福岡県民運動推進会議』の「教育力向上推進研究チーム」で筆者が実施した「学校、家庭、地域をつなぐコーディネート方法の実践事例研究<sup>17)</sup>」の聞き取り調査では、「組織・機関」対「組織・機関」が進まない原因には、両機関の承認手続き等が煩雑・時間がかかり、連携が遅れる。その背景には、担当者・管理者・組織に連携への意識が薄いこと等が挙げられた。また、解決策としては、①連携は「人」である。「連携への意識」があれば人の意識が変わり「連携」できるようになる。②組織内に「連携への許容的雰囲気」が必要。③連携の成果への「承認・評価」が必要。④組織の長の連携への「理解」の必要等が挙げられた。さらに、具体的な活動の実際では、「現場の長の決断・判断事項にしたら効果的であった等の成功事例等が挙げられた。「人」対「人」の連携や組織対組織の連携には細やかな工夫が必要である。

## VI. 今後の方策を求めて — 生涯学習センターの新しい役割 —

### 1. 「教育立国」の実現に向けての生涯学習センターの役割 —センターの理念に帰れ—

教育基本法は、生涯学習の理念の中で「我が国は生涯学習社会の実現を図る」と掲げている。さらに、教育基本法に基づく『教育振興基本計画』（平成20年）では、本論のIII-11に掲載の通り、「すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ、自由で、知的・道徳的水準の高い、持続可能で豊かな社会を創造し、国際社会に貢献し、その信頼と尊敬を得ることこそが、今後の我が国が目指すべき道と考える」としている。まさに、我が国も目指す社会は、ひとびとがいつでも、だれでも、どこでも、どこからでも学習できる「生涯学習社会の実現」である。その中核機関としての生涯学習センターの存在は大きいのである。持続的な国の発展のためには、国民ひとりひとりの学習活動が大事であり、その学習活動の中核としての学習センターの役割の重要性はますます重くなったと言えよう。

## 2. 生涯学習行政の一般部局化への対応

### ア 進む一般部局化

生涯学習行政の設置状況等を見ると、平成14年調査では、「教育委員会のみを設置」が40都道府県で、「教育委員会と知事部局の両方に設置」が7府県である（平成14年6月文部科学省調べ）<sup>18)</sup>。平成23年では、「教育委員会のみを設置」が27道県で、「教育委員会と知事部局の両方に設置」が20都府県になっている（平成23年5月文部科学省調べ）<sup>19)</sup>。生涯学習・社会教育行政の窓口の一般部局化への流れは確実であるといえよう。

しかし、上記の「聞き取り調査」<sup>17)</sup>等での人々の声は冷静である。「窓口は教育委員会でも一般部局でもどちらでも構わない。親切に対応してくれる所がよい」というのである。今後は、教育委員会を超えた総合的（行政・民間・大学等）な連携の推進が求められる。よって、窓口は総合的に連携が促進される部局・課が求められる。教育委員会の責任体制の明確化が早急に求められる。

### イ 社会の形成に参画する住民の育成はどこがするのか — 社会教育である —

教育基本法の「教育の目的」に「3・・・公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」とある。では、学校外の社会に於いて「主体的に社会の形成に参画」する人々を養成するのはどこか。それは、同基本法の「第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」をになう「社会教育」の任務であろう。そのためには、地域の学習の中核である推進センターの役割や高度で専門的な学習の拠点である高等教育機関における学習センターの役割はますます重要である。

## 3. 大学の生涯学習センターの新しい役割

21世紀の大学は何が求められるか。「教育振興基本計画」には「基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」として、「①社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」、「②世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する」、「③大学等の国際化を推進する」、「④国公立大学等の連携等を通じて地域振興のための取組などの社会貢献を支援する」、「⑤大学教育の質の向上・保証を推進する」、「⑥大学等の教育研究を支える基盤を強化する」を挙げている。特に、「④」では、「地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のため、国公立の大学等の協同で行う取組を支援する等、各大学等がそれぞれの特色を活かして行う地域振興に貢献する取組を促す」としている。さらに、施策として「複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組を支援」「生涯を通じて大学等で学べる環境づくり」等を挙げている。まさに、「地域社会においてニーズの高い教育や、地域の活性化等の社会貢献のため」の役割は大学に求められており、大学の地域開放・地域との協働の中核は大学の学習センターの重要な役割である。

## VII. おわりに

平成23年6月3日、「国社研」の主催事業「全国生涯学習センター等研究交流会」の「総括討議」に筆者は登壇する機会を得た。登壇者は、古市勝也（九州共立大学）、黒田修三（福岡県立社会教育総合センター次長）、コーディネーター：葛原生子（広島県立生涯学習推進センター）であった。そのテーマは「生涯学習センターの今後 ～自治体と大学との新たな連携に向けて～」である。また、総括討議のねらいは、「都道府県等に設置する『生涯学習推進センター』と大学等に設置する『生涯学習系センター』との連携関係の構築に向けて、具体的な2者の関係事例をもとに、総合的に考える。参加者それぞれが連携に係る現状と課題を整理し、課題解決の糸口をつかむ」であった。本論では、

なぜこの時期にこの「研究交流会」が開催されたかを考え、我が国の教育基本法改正以後のセンターの役割を整理し、筆者の実証的な実践研究も入れて現状分析してみた。今後も社会の動静を見守りながら、生涯学習社会における関係機関と学習センターの新しい連携のあり方をさらに追究していきたい。

#### 注

- 1) 本論は、平成23年6月3日、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの主催事業「全国生涯学習センター等研究交流会」総括資料の多くを参照させてもらった。
- 2) 『金沢大学50年史部局篇』「第16章附属施設・センター」、金沢大学50年史編纂委員会、1999-06、
- 3) 文部省『我が国の文教施策』（平成3年度）「第2部題2章第3節-5」
- 4) 昭和46（1971）年、社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』、第2部-4-（2）-イ、文部省
- 5) 昭和56（1981）年、中央教育審議会答申『生涯教育について』、第4章-3、文部省
- 6) 昭和61（1986）年4月、臨時教育審議会答申『教育改革に関する第2次答申』、第2部-第5章-第1節、文部省
- 7) 平成2（1990）年1月、中央教育審議会答申『生涯学習の基盤整備について』、第2-2-(1)、文部省
- 8) 平成2（1990）年1月、中央教育審議会答申『生涯学習の基盤整備について』、第2-2-(2)、文部省
- 9) 平成3（1991）年4月、中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』「第Ⅲ部 生涯学習社会への対応」
- 10) 平成2（1990）年6月『生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律』
- 11) 平成3（1991）年4月、中央教育審議会答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』
- 12) 平成4（1992）年7月、生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』
- 13) 平成8（1996）年4月、生涯学習審議会答申『地域における生涯学習機会の充実方策について』Ⅲ-1
- 14) 平成11（1999）年6月、生涯学習審議会答申『学習の成果を幅広く生かす』第2章-2-(1)
- 15) 平成17(2005)年1月、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」
- 16) 平成20（2008）年7月1日（閣議決定）『教育振興基本計画』（文部科学省）
- 17) 教育力向上福岡県民運動推進会議『平成23年度教育力向上福岡県民運動実践の手引』平成24年3月
- 18) 中央教育審議会生涯学習分科会（第27回）—配布資料6「生涯学習・社会教育担当部課の設置状況」
- 19) 文部科学省『平成23年度生涯学習・社会教育振興施策に関する基礎資料』

#### その他の参考文献

1. 古市勝也、平地佐代子、ブストス・ナサリオ『社会教育における社会人キャリア教育に関する研究 —ふくおか地域社会人キャリアアップ推進事業「アニメーター養成講座」の実際と総括—』2007年、九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センター紀要第12号
2. 古市勝也、平地佐代子、ブストス・ナサリオ『行政と大学との連携による生涯学習ボランティア養成講座の開発と実際 —北九州市生涯学習ボランティア活動推進事業から—』2007年、九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センター紀要第12号
3. 古市勝也、ブストス・ナサリオ『公民館事業活性化の阻害要因の抽出と改革・改善モデルに関する実証的研究』2001年、九州女子大学紀要第38巻1号
4. 古市勝也、平地佐代子、ブストス・ナサリオ『地域のボランティア団体・グループの組織化の理念と支援の実際 —北九州市「ボランティアフェスタin 八幡西」の設立経緯と展望—』2008年、

九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センター紀要第13号

5. 古市勝也、平地佐代子、大迫敦子、ブストス・ナサリオ『地域での実践活動に結びつく人材育成講座の手順・手法に関する研究 ―山口県地域づくりプランナー養成講座の検証から ―』2008年、九州共立大学・九州女子大学・同短期大学生涯学習研究センター紀要第13号
6. 古市勝也、力丸宏昭、村山隆一『古賀市における地域活性化を目指した地域リーダー養成プログラム開発の実際に関する研究 ―地域の活性化は生涯学習・スポーツの地域人材の育成から ―』2007年3月、九州共立大学スポーツ学部研究紀要第1号
7. 古市勝也、ブストス・ナサリオ、横尾勝博、力丸宏昭、村山隆一『インターバル方式の日程による地域活動プランの開発と実践 ―地域での実践活動を課した古賀市における区長レベルの人材育成 ―』2008年3月、九州共立大学スポーツ学部研究紀要第2号
8. 古市勝也『文部科学省委託事業「学習素材デジタル化連携促進事業」研究報告―学習素材のデジタル化連携促進による生涯学習の手順・手法の開発モデル ―』2008年3月、九州共立大学スポーツ学部研究紀要第2号

## 栄養士養成課程における卒業学習方法を意識した 在学时eラーニングの教育効果

樋口 行人

九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科准教授

横家 将納

下関短期大学栄養健康学科准教授

キーワード：eラーニング・栄養士養成課程・管理栄養士

### Educational effects of e-learning in anticipation of postgraduate study for students in dietitian training course

Yukito HIGUCHI

Associate Professor, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

Masana YOKOYA

Associate Professor, Department of Nutrition and Health, Shimonoseki Junior  
College

#### ABSTRACT

Today, the role of registered dietitians has been recognized in the field of preventative medicine, and their needs have been kept increasing to care various kinds of lifestyle diseases. The student who completed the accredited undergraduate program in dietitian training course and practical internship becomes an eligible to take the national examination to become a registered dietitian. However, the passing rate of the examination is low, and many students struggle in preparing for the examination. Therefore, the e-learning lecture was created as a study aid to help improving students knowledge for the examination. Students who attended the e-learning lecture increased their trial examination scores, and the evaluation by the questionnaire after e-learning was well received. According to follow-up survey in postgraduate, it was suggested that the e-learning under enrollment in junior college program was also useful in postgraduate study. This result has led us feel confident that the e-learning lecture can be recommended to the students who prepared for the national examination for a registered dietitian to contribute to local health.

**Keyword:** e-learning, dietitian training course, registered dietitian

## I 緒言

現在の我が国では、栄養士養成課程の最低修業年数は2年であり、短期大学や専門学校でも栄養士免許が取得できる。また、管理栄養士養成課程でも卒業時に栄養士免許を取得することができ、単純に養成校の定員数から推測すると、毎年10,000人以上が新たに栄養士免許を取得していることとなる。

平成21年に社団法人全国栄養士養成施設協会により「栄養士養成課程コアカリキュラム」<sup>1)</sup>が制定され、栄養士の質の保証が掲げられてはいるが、近年健康の担い手として社会的地位を確立しつつある管理栄養士に比べれば、栄養士の社会的重要性は高いとは言えない。平成14年の栄養士法改正により、管理栄養士は「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行う」等のはっきりとした定義づけがなされ、これ以降、平成17年には管理栄養士による「栄養ケア・マネジメント」が介護保険点数となる介護保険法の改正が行われ、平成18年には診療報酬でも同項が新設された。平成20年には新たに義務化された特定保健指導の実施者に医師、保健師と並び管理栄養士があげられ、さらに平成22年の診療報酬改定で管理栄養士を含めたチームによる「栄養サポートチーム加算」が新設される等、この数年で管理栄養士の社会的重要性は大きく増している。これに対して、栄養士の栄養士法上の定義は「栄養の指導に従事することを業とする」であるが、実際は調理現場担当である場合も少なくない。

栄養士養成課程卒業の栄養士も所定の実務経験を経れば管理栄養士国家試験を受験できるが、実際に現場で働いている栄養士が国家試験に合格することは極めて困難な状況である。前回平成24年3月の第26回管理栄養士国家試験合格率は、管理栄養士養成課程新卒者は91.6%であるが、栄養士養成課程既卒者は22.9%、前々回平成23年3月の第25回国家試験合格率は、管理栄養士養成課程新卒者は82.1%であるが、栄養士養成課程既卒者は14.2%と低率である（追加試験分除く）。管理栄養士国家試験の受験資格を現行の栄養士免許保持者から、管理栄養士養成課程の卒業生のみにしていくという案も検討されている<sup>2)</sup>が、依然として国家試験受験者の約5割を栄養士養成課程既卒者が占めており、栄養士が実務経験を積んでから管理栄養士へという流れは途絶えていない。コメディカルの職業を続けていく場合、このような栄養士から管理栄養士へというステップアップ志向は社会的地位の面から自然な流れと言え、収入面での意義も大きいと思われる。

## II 目的

栄養士養成課程であるS短期大学でも、多くの既卒者が管理栄養士国家試験を受験しているが、管理栄養士養成課程新卒者に比べて合格率は高くない。短期大学（栄養士養成課程）卒業者が、四年制大学（管理栄養士養成課程）卒業者に比べて国家試験合格率が低い理由として、まずは四年制の管理栄養士課程と比べて学修時間が短く、基礎学力が低いことがあげられる。教育当時の管理栄養士国家試験出題基準（ガイドライン）<sup>3)</sup>は、平成21年の特定非営利活動法人日本栄養改善学会による「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」<sup>4)</sup>と直接的な関連はないが、改定検討会報告書<sup>5)</sup>の中で、管理栄養士養成課程卒前教育の質の向上という記述が頻繁に使われており、管理栄養士養成課程卒業生の学修内容を対象としていることは明白である。さらに、データ問題等は在学時と変わってしまい、変更・改正への対応が不十分となるといった問題もあり、栄養士養成課程卒業生は、卒業後のさらなる学習が必要である。そこで、卒業学習につなげるために、「栄養士としての基礎学力の向上」と「改正点への対応力向上」を目指して、S短期大学学生に栄養士養成課程コアカリキュラムの内容全般について、在学時にeラーニング講座による教育を行い、その教育効果を検討した。

### III 方法

#### 1 全般

eラーニング講座は、S短期大学において平成19年度から21年度まで毎年、2年次の7月末から12月までの5ヵ月間、専用Webサイトから学生各自が専用のIDとパスワードによりシステムへログインし、基本テストと応用テストを自学自習する方式で行った。図1のように教員がテスト問題をアッ

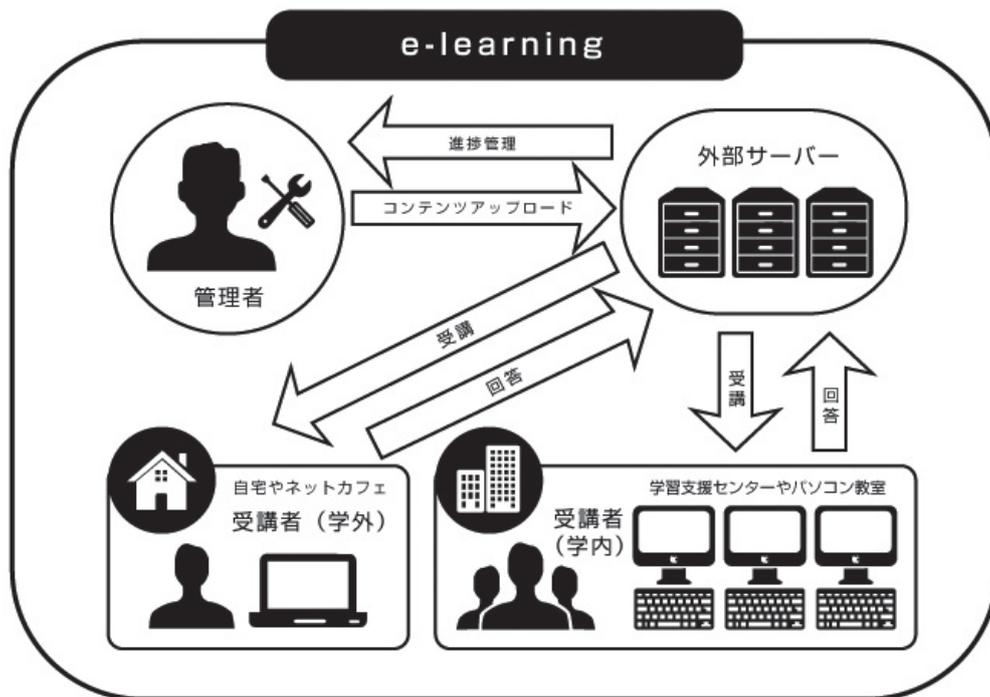


図1 eラーニングサービスシステム

プロードした後、学生はインターネットの使用できる環境であれば、いつでもどこでも自由に学習することができる。栄養士免許取得希望者のみにIDを発効し、平成19年度は37名、20年度は28名、21年度は29名の延べ94名が受講した。この講座は単位化せず、授業時間外の学習の充実を目的に行った。特に長期間授業のない夏期休業中の学習環境の充実と12月中旬の栄養士養成施設協会認定栄養士実力試験対策としての反復問題演習に有効と考えた。eラーニング講座終了後、無記名アンケートを実施するとともに、商用LMS (Learning Management System) を用いた学生の学習進捗状況管理データ (テスト受講データ) を基に、栄養士実力試験前に行う筆記形式の模擬試験結果、さらに卒業後管理栄養士国家試験受験までを追跡調査し、教育効果を検討した。

#### 2 eラーニングシステム

Webサイトの構築、運営は教員負担も大きいため、LMSを含むeラーニングシステムは株式会社ラーニングシステム総合研究所のWizlearnライトASPサービスを使用した (上記の実施期間当時。現在はUNEARTH株式会社のedenシステムを使用し、iPhoneやAndroidなどのモバイル端末からも利用できる)。実施全期間において、受講生にシステム利用費等の金銭的負担は課さずに利用させた。

講座内容は、栄養士養成課程コアカリキュラムの内容を「食品学総論」「食品学各論」「食品衛生学」「解剖学」「生理学」「生化学」「栄養学」「臨床栄養学」「栄養指導論」「公衆栄養学」「公衆衛生学」「調理・給食管理」の12分野に分け、分野ごとに○×問題10問1セットの基本テスト3セット (30問) と

五肢択一の応用テスト1セット（分野ごとの問題数は不統一）を設定した。受講生が回答を送信すると、得点及びすべての設問の正答と解説が表示される（図2）。問題作成に際しては、栄養士養成課程コ

テスト Submission - Microsoft Internet Explorer

6) 核酸についての記述である。正しいのはどれか。  
 a c イノシン酸は分解され、ヒポキサンチンになるが、ヒポキサンチンからイノシン酸は合成されない。  
 b c ピリミジンヌクレオチドの最終代謝産物は尿酸である。  
 c a アデニン、チミンはともにプリン塩基である。  
 d c ATPのアデノシンは、アデニンとリボースが結合したものである。  
 e c グリシン、グルタミンからピリミジン塩基が合成される。

あなたの解答：                    アデニン、チミンはともにプリン塩基である。

解説：  
 正しい解答：                    ATPのアデノシンは、アデニンとリボースが結合したものである。  
 ヒポキサンチンからのイノシン酸合成経路は、再利用経路と呼ばれる。  
 グリシン、グルタミンなどからプリン塩基が合成される。グリシンがプリン塩基の特徴である。  
 プリンヌクレオチドの最終代謝産物は尿酸である。ピリミジンヌクレオチドの最終代謝産物は尿酸である。  
 アデニンはプリン塩基、チミンはピリミジン塩基である。

#####  
 IMPは、正式にはイノシン-1-リン酸であるが、通称はイノシン酸である。プリンヌクレオチドの中間代謝産物として覚えておこう。

解説：

#####

7) 気管支喘息についての記述である。正しいものの組合せはどれか。  
 a 精神的ストレスにより発症することもある。  
 b 気管支の拡張による呼吸困難をきたす。  
 c ハウスダストが原因となることがあるが、食品のそばが原因となることはない。  
 d 好酸球、IgE抗体の増加がみられる。

a c aとb

図2 eラーニングテスト解説画面

アカリキュラム全般を網羅し、偏りがないように配慮した。eラーニングを活用した教育支援システムは、栄養学分野でもいくつか見受けられるが、栄養士養成課程コアカリキュラムに特化したものはなく、また、パッケージ製品では独自の教育手法を実現することが難しいため、各分野の専門教員がチーム体制を組み、オリジナルコンテンツを作り上げた。

### 3 LMSデータ分析による教育効果判定

毎年、栄養士実力試験直前に1回のみ独自の模擬試験を筆記形式で行った。コアカリキュラム全般にわたる24問を出題し、72点満点とした。当時の栄養士実力試験が72問出題で72点満点、試験時間120分で行われていたので、その3分の1の24問出題、試験時間40分で行った。また、毎年更新されたデータ問題を必ず1問出題した。

データ分析においては、上記のeラーニング講座テスト1セットを完了（すべて回答、送信）すれば受講1回とカウントし、模擬試験得点の比較は、受講50回未満群（ $n = 49$ ）と50回以上（ $n = 45$ ）群に分けて行った。50回で区切った理由は、12分野ごとに4セットのテストが設定されているため、全テスト最低1回の受講の目安として設定した。なお、LMSで確認したところ50回以上群は、全員がすべてのテストを1回以上受講していた。

群ごとの得点データは、平均値±標準偏差で表した。統計解析は、ExcelアドインソフトStatcel3を用いて解析した。有意水準は $p < 0.05$ とした。テスト受講回数と模擬試験得点の関連性については、Spearman順位相関係数を求めた。模擬試験得点の差の解析には、Mann-WhitneyのU検定を用いた。

## IV 結果

### 1 アンケート結果

eラーニング講座終了後、無記名アンケートを実施した。アンケート回収率は100%であり、アンケート結果では、「このeラーニング講座の操作性はどうでしたか？」の質問で、「難しい」「易しい」「わからない」の選択肢のうち「易しい」が73.4%を占めた。「このeラーニング講座の内容はどうでしたか？」の質問で、「レベルが高い」「レベルが低い」「ちょうどよい」の選択肢のうち「ちょうどよい」が77.7%を占めた。「このeラーニング講座の分量はどうでしたか？」の質問で、「多い」「少ない」「ちょうどよい」の選択肢のうち「ちょうどよい」が68.1%を占めた。「このeラーニング講座が国家試験に役立つと思いますか？」の質問で、「思う」「思わない」「わからない」の選択肢のうち「思う」が83.0%を占めた（図3）。

#### 問 管理栄養士国家試験に役立つと思いますか？

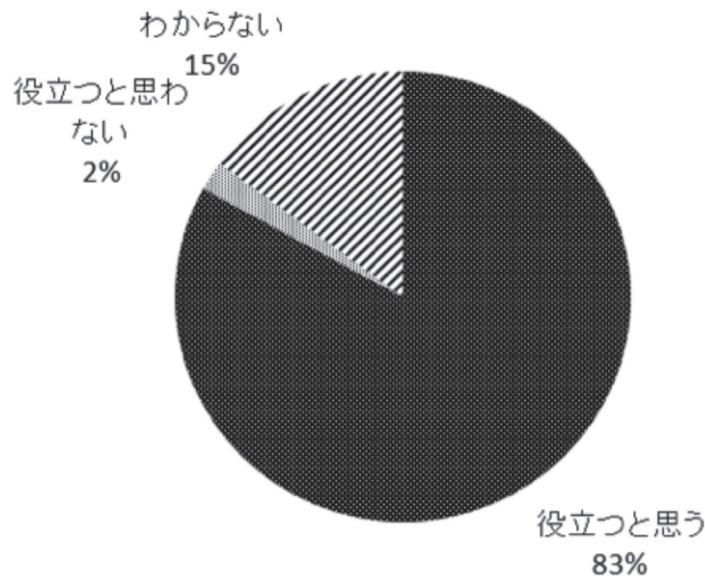


図3 eラーニング講座終了後アンケート回答を得た94人に対する百分率 (%)

## 2 LMSデータ分析による教育効果判定

毎年、栄養士実力試験直前に独自の模擬試験を筆記形式で行い、LMSのデータ分析により、eラーニング講座テスト受講回数と模擬試験得点の関連性を求めた（図4）。Spearman順位相関係数は

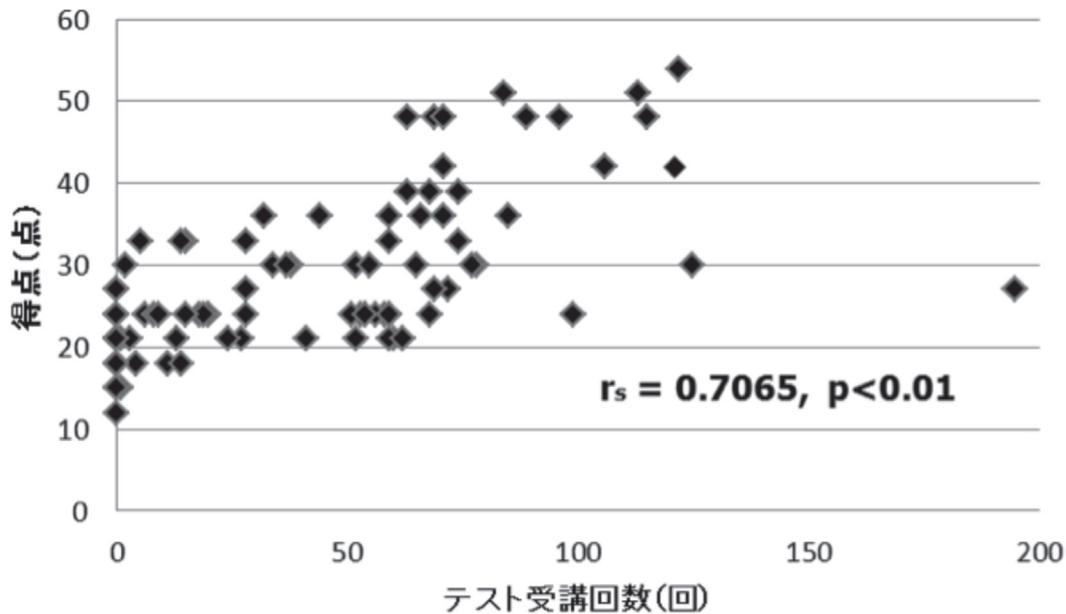


図4 eラーニングテスト受講回数と模擬試験得点の関連性  
n = 94、得点は72点満点。

$r_s = 0.7065, p < 0.01$  (Spearman's correlation coefficient rank test)

0.7065となり、有意な正の相関関係が認められた ( $p < 0.01$ )。

また、eラーニング講座テスト受講50回以上群と50回未満群に分け、模擬試験得点を比較したところ（図5）、50回以上群は33.6±10.0点、50回未満群は23.4±5.7点となり、Mann-WhitneyのU検定

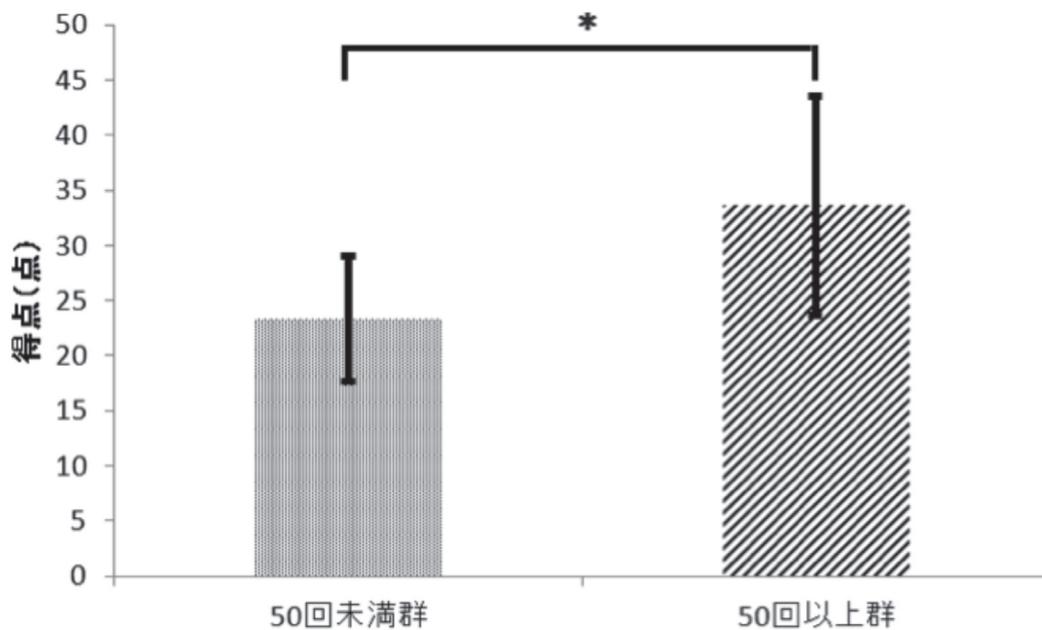


図5 eラーニングテスト受講多寡による模擬試験得点  
データは平均値±標準偏差（50回未満群 n = 49、50回以上群 n = 45）。

\* ;  $p < 0.05$  (Mann-Whitney's U test)

により50回以上群が有意に高値を示した ( $p < 0.01$ )。

さらに19～21年度受講生の卒業後の追跡調査において、管理栄養士国家試験受験者は7名であり、そのうち6名は50回以上群であった。また、国家試験合格者は、そのうちの4名であり、全員が50回以上群であった。

#### IV 考察

テスト受講回数と模擬試験得点に正の相関関係が認められ、テスト受講回数の多い群が模擬試験得点の平均値が高かったことから、反復演習により基礎学力が高められたといえる。しかしながら、eラーニングによる学習には当然、自制が必要であり<sup>6)</sup>、テスト受講回数の多い者は元々真面目な学生であったことは否めず、最初から修学度に差があったとも考えられるので、今後は前年度までの成績上位層、下位層といった層ごとの得点変動を確かめることも必要である。

また、栄養士養成課程では、前述のように在学時の基礎学力の向上だけでなく卒業後の学習方法も視野に入れる必要がある。変更・改正への対応が不十分という問題に対しては、必要に応じて随時更新されるeラーニングコンテンツの提供により、卒業後必要なデータ等変更・改正への対応力を向上させることができると考えた。例をあげると、平成21年9月に消費者庁が発足し、特定保健用食品の表示許可制度も厚生労働省から消費者庁へ移管された。平成21年12月の栄養士実力試験ではこれに関する事項が出題されている。平成21年度前期の授業使用教科書では担当省庁は厚生労働省となっており、eラーニング講座でも前期の時点では厚生労働省を正答としていたが、後期には消費者庁と修正し、注釈を付けた。このようにeラーニングでは法規等の改正の際、授業時に習った事項との相違点がわかりやすい。S短期大学では、卒業生を中心とした地域の栄養士のキャリアアップをサポートするため、管理栄養士国家試験対策講座をeラーニングによる講座、対面授業による講座と二通り、共に有償で開講している<sup>7、8)</sup>が、この中でも国民健康・栄養調査等データ変更についても対応し、毎年コンテンツを改訂している。今回、これらの講座を受講する意義、重要性は理解させることができたので、卒業後のeラーニング講座受講へつなげていきたいと考える。さらに、今回、講座終了後のアンケートにおいて「このeラーニング講座が国家試験に役立つ」が大部を占め高評価であったことは、基礎学力を向上させるコンテンツ内容のみでなく、変更・改正への対応力の必要性を実感できたことによる面が大きいと思われる。学科の教育目標の一つとして「しっかりした知識を持った栄養士に」を掲げ、普段から卒業後の重要性を説くことにより、現場で働く栄養士の方向性を正しく理解してもらえたと考える。また、eラーニングの最大の特徴である好きな時間に最新の情報を学習するというシステムは、卒業後の働きながらの自学自習の習慣化につながっていくと思われる。

問題点としては、延べ19名が在学時にeラーニング講座を全く利用していなかったことがあげられる。学習意欲の低い学生のモチベーションを上げることは容易ではないが、学習意欲下位層には、今後上位層とアプローチの仕方を変えてみることを検討する。また、追跡調査した管理栄養士国家試験の受験・合否の結果からも言えるように、学習意欲の高い層には高い効果が期待できる。しかしながら、国家試験受験者、合格者ともまだまだ少数であるので、今後は在学時のeラーニング講座から卒業後のeラーニング講座へのシフト体制を確立していく必要がある。

本研究では、在学時のeラーニング講座受講終了後、卒業して管理栄養士国家試験受験までを追跡したため、平成21年度卒業生までのデータしか提示していないが、22、23年度と在学時のeラーニング講座は継続している。利用率(テスト受講回数)は年々上昇しており、この面では成果はあげているが、従来かなり低率の管理栄養士国家試験の合格率を在学時の教育のみで上昇させることは容易ではない。実際、卒業生の国家試験合格率年次推移は大きく改善してはならず、今後さらに教育内容

を吟味し、国家試験合格へつなげていくことは必要である。しかしながら、eラーニングによる反復演習により、当初の目的である栄養士としての基礎学力の向上には効果が見られた。今後、卒業後のeラーニング講座へシフトさせていき、変更点等をフォローしていけば管理栄養士国家試験合格率の上昇が期待でき、達成できれば地域保健の中核を担う存在となり得よう。

## V 結語

S短期大学（栄養士養成課程）在学生に対して、卒業学習につなげるために、卒業時での栄養士としての基礎学力の向上と卒業後の改正点への対応力向上を目的として、eラーニング講座による自学自習の学習システムを提供した。模擬試験の結果から、反復演習により基礎学力が高められたため、今後は、データ改編への対応等eラーニングの利点をより理解してもらい、卒業後の栄養士実務期間での利用を促進したい。これにより、本講座の有効性が認められていくことを期待する。

## 参考文献

- 1) 社団法人全国栄養士養成施設協会 栄養士養成課程コアカリキュラム (2009)
- 2) 社団法人日本栄養士会 栄養士制度検討会報告書 (2007)
- 3) 健康・栄養情報研究会編 管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン) 第一出版 (2007)  
注) 現行ガイドラインは、全国栄養士養成施設協会、日本栄養士会編 管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン) 第一出版 (2011)
- 4) 特定非営利活動法人日本栄養改善学会理事会 「管理栄養士養成課程におけるモデルコアカリキュラム」の提案 栄養学雑誌 67 (2009) p202-232
- 5) 管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン) 改定検討会 管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン) 改定検討会報告書 (2010)
- 6) Wong, D. Fulltime student and working adults' perceptions of Malaysia. Asian Journal of Distance Education, 4 (2006) p67-84
- 7) 樋口行人、品川汐夫 インターネットを介した管理栄養士国家試験対策のコンテンツ開発について 第3回日本栄養改善学会中国支部学術総会講演要旨集 (2006) p18
- 8) 樋口行人、塚原大樹 管理栄養士国家試験合格を目指した栄養士養成課程の卒業後教育の方向性について 第5回日本栄養改善学会中国支部学術総会講演要旨集 (2008) p13

## 脈絡なき途絶という方法

——《絵本分析》小林豊著『せかいいち うつくしい ぼくの村』——

白瀬 浩司

九州女子大学人間科学部人間発達学科准教授

キーワード：絵本分析・家族愛・郷土愛・戦争

**The method of stoppage without the context in the picture book “*Sekai-ichi Utsukushi-i Boku no Mura*”**

Koji SHIRASE

Associate Professor, Course of Human development, Department of Human Development, Faculty of Humanities, Kyushu Women's University

## ABSTRACT

“*Sekai-ichi Utsukushi-i Boku no Mura*”, or “*My village which is the most beautiful in the world*” is Yutaka KOBAYASHI’s picture book published in 1995, and this is the first work in his trilogy which was written about the Pagman village. We see a lot of beautiful pictures in this book. The ordinary lives of the ordinary people are vividly drawn at the pictures. However, there is not a picture in the last page of this book. Only the hiragana-letters are telling “The village was destroyed by the war in this winter”.

This essay is described about the structure and the theme of this picture book.

**Keywords:** Picture book analysis, Love to the family and the birthplace, Civil war

## Ⅰ. はじめに

小林豊の絵本『せかいいち うつくしい ぼくの村』（ポプラ社、1995年）をひもといたとき、例えば、関可明<sup>(注1)</sup>が、

緑豊かな村、すももの実がたわわに実っている絵が印象的です。ページをめくると、すももやさくらの花が爛漫と咲く村が、ワイドに描かれています。なるほど、世界一美しい村の一つといえます。小川が流れる村ののどかな風景が、淡く、明るく広がっています。実に美しい絵本です。と記したごとき印象を、私も確かに抱いた。ただ、私の同絵本との出会い方は、まず、小学校の教科書『新しい国語』四年・下（東京書籍、2011年）に掲載された本文と出会い、その後、続けて絵本を手にしたという順序なのである。

いまさら言うまでもあるまいが、絵本の物語情報は、多くの場合、絵と言葉（文字）によって担われている。ところが、小学校の国語教科書に掲載される際、物語情報としての絵は数枚の挿絵として残されるにとどまり、物語情報を言葉（文字）が担う比重が高くなる。また、ひらがな書きの文字が当該学年の履修漢字を宛てられて表記されることになる。

さて、この作品を、物語情報としての言葉（文字）中心の教科書本文で、はじめて読んだときの私は、後味の悪い、なんとも嫌な気分になった。そして、いきなり外部からもたらされる唐突な結末、いわば作品の内的必然性によって展開（終結）しない物語世界は、未熟な失敗作なのではないかと感じたのである。だが、あえて、そう描くことを企図していたのかも知れぬと心に引っかかるころがあり、もともとの出处で確認すべく絵本を目にする運びとなった。

なお、この絵本の結末部のページに絵は描かれておらず、言葉（文字）のみで、

この としの ふゆ、  
村は せんそうで はかいされ、  
いまは もう ありません。

と記されている。ともあれ、冒頭で触れたように、美しい村の日常的な光景が多くのページを割いて描かれているこの絵本をみるにつけ、そうした日常と非日常的な現実の対比というかたちで——やはり物語の展開（終結）の唐突さは否めないものの、さらに結局のところ、嫌な気分もまた払拭しえなかったものの——強い企図の働いていることが看取されるのであった。

本稿では、絵本『せかいいち うつくしい ぼくの村』を作品分析の対象とし、その物語の方法について論じていくことにしたい。

## Ⅱ. 作品梗概と国語科教材としての読まれ方

### 1. 『せかいいち うつくしい ぼくの村』梗概

まず、絵本『せかいいち うつくしい ぼくの村』の梗概をそれぞれ場面（見開きのページ）ごとにまとめておこう。

春を迎えたアフガニスタンのパグマン村では、桃・すもも・梨・ピスタチオの花が満開である（第1場面）。

夏は村じゅうが甘い香りに包まれ、人々はいんず・すもも・さくらんぼを収穫する。こんな収穫の歌「♪すもも なったか、なし なったか。まっかな あたま さくらんぼ。とったか たべたか、たべずに しんだか——」を皆が口ずさむ。例年なら、兄のハルーンと競争ですももの収穫をするヤモであったが、今年の夏、兄は戦争に駆りだされて不在だった（第2場面）。

兄の代わりに父を手伝い、ヤモは町へ果物を売りにいくことになる。すももとさくらんぼをロバの

ポンパーの背中に積んで、父子は町へ向かう（第3場面）。

二人を見かけた村の人たちが声をかけてきた（第4場面）。街道を歩きながら、ヤモは父に教わった売り声「さくらんぼは いかが！ ちいさな あまい たいよう、パグマンの さくらんぼ！」を繰り返し練習する。その横をバスやトラックが追い越していく（第5場面）。

町に着くと、羊の市も立っており、炒豆売りの声が響き、シシカバブやパンの焼けるにおい、さらには絨毯や本のおいも漂ってくる。町のにぎわいにヤモの胸はときめいた（第6場面）。

人の行き交う大きな広場で父は荷を広げ、ヤモはポンパーと共にさくらんぼの振り売りをするよう指示される（第7場面）。

屋根つきバザールには、色とりどりの小さな店が並んでいた（第8場面）。ヤモは勇気を出して「さくらんぼー、パグマンの さくらんぼ！」と声をふりしぼるも、店や往来の喧噪にかき消されてしまう（第9場面）。

さくらんぼがちっとも売れず、ヤモは道端に座り込んでいた。ところが、小さな女の子が声をかけてきたのを契機に、ヤモのさくらんぼは飛ぶように売れ始める。足を失って杖をついた男がかつてパグマン村の近くで果物を栽培していたと懐かしそうに語り、買い求めたさくらんぼを口に入れるや、「やっぱり おいしいなあ！ パグマンの さくらんぼは せかいいちだ」と称賛してくれた（第10場面）。

さくらんぼを売り終えたヤモは、すももを売っている父のところへ戻った。父に声をかけると、そのまま食事に行くことになる（第11場面）。

おいしそうなおいのするチャイハナ（食堂）で遅い昼食を摂りながら、振り売りの際の出来事を話すヤモ。やがて、彼は父と一緒に食べるつもりで残っていた一握りのさくらんぼを差し出した（第12場面）。

隣席に座っていた男と父が話をする。ヤモが頑張ってさくらんぼを完売したこと、上の息子ハルーンが戦争に行っており、来年の春に戻ってくる予定であること。話を終えた父は、ヤモに「あとでびっくりすることが あるよ」と告げ、二人は残ったすももを売りに広場へ戻るのであった（第13場面）。

モスクから祈りの声が聞こえてくる時間帯、ヤモは父の言ったびっくりすることとは何かと考えていた（第14場面）。ほどなくすももが完売し、父に肩車されたヤモは「♪なんだ、なんだ？ びっくりすることって なーんだ？」と口ずさみつつ、びっくりすることの目的地へ向かうことになる（第15場面）。

父に連れていかれたのは、羊の市場だった。父は儲けた金を全て使い、真っ白な子羊を一頭購入した。ヤモの家で飼う、はじめての羊である（第16場面）。

夕暮れ時、父とヤモとポンパーと子羊の一行は、帰途に着いた（第17場面）。

村に戻ると、一日いなかっただけなのに、長い旅から帰ってきたように懐かしいにおいを感じた。ヤモは、みんなの視線が自分たちの買って来た羊に注がれているのを意識する（第18場面）。

ヤモは子羊に〈春〉を意味する〈バハール〉という名前を付けた。兄のハルーンが帰ってくる春はまだ一年近く先ではあったが、その春を待つ想いをこめてのことであろう（第19-1場面）。

この年の冬、パグマン村は戦争で破壊され、なくなった（第19-2場面）。

## 2. 教材としてどのように読まれているのか

本作品が小学校四年生の国語教科書に収載されていることは先述したが、ここで、国語科の授業におけるこの物語の読まれ方をおさえておきたい。

この作品は〈家族やふるさとを思う心をえがいた本を読もう〉という単元に位置づけられ、11時

間配当（2学期・12月頃）の教材となっている。ちなみに、学習目標・学習活動・評価事項は次のとおりである（注2）。

【学習目標】

○ 家族やふるさとを思う心を描いた、いろいろな本を読む。

【学習活動】

1. 学習のねらいと流れを確かめ、物語を読んで初発の感想を発表する。
2. 物語を読んで、ヤモの気持ちを想像したり、物語の結末について考えたりする。読んだ感想を話し合う。
3. 読書発表会で紹介するための項目や観点を確かめる。
4. 家族やふるさとを思う心を描いたほかの本を探して読む。
5. 読書発表会を開き、読んで心に残った本について、紹介し合う。

【評価事項】

- ◎〔関心・意欲〕家族やふるさとを思う心を描いた本を読み、興味を持ってほかの本も読もうとしている。
- ◎〔読むこと〕場面の移り変わりに注意して読み、人物の気持ちの変化をとらえている。
  - ・本を読んで、心に残ったところを伝え合い、それぞれの感じ方の違いに気づいている。
  - ・読んだ物語と関連するテーマのいろいろな本を読んでいる。
- ◎〔書くこと〕友達に本を紹介するために、必要なことを確かめ、メモに書いている。

こうしてみると、〈家族やふるさとを思う心〉を読み取ることが本作品の授業の軸に据えられ、あとは〈ヤモの気持ち〉の把握や〈物語の結末〉の考察が焦点化されていることを確認できる。したがって、授業実践者の言説を引用するならば、例えば、中田清香（注3）が、

アフガニスタンのパグマン村に住む少年ヤモ（中心人物）が、戦争に行った兄さんのかわりに父と初めて町へ果物を売りに行く。美しい自然や、活気あふれる人々の営みの中、少年ヤモの一日を通して、㊦家族愛や郷土愛がやさしく描かれている。そして、㊧唐突に訪れるラストによって、読み手は大きな衝撃を受け、様々な想像をかきたてられる作品である。物語は、三人称客観の視点で淡々と語られている。平和な日常を描きながら、時折「でも、……」と戦争の影をにおわせる展開となっている。㊨繰り返される「でも」と、結末のつながりを考えることは、㊦家族愛、郷土愛をより際立たせることになる。

と述べ、香月正登（注4）もまた、

果物を町に売りに行き、子羊を買って帰るある夏の一日。その中で、㊦家族への思い、郷土への思いが豊かに描写され、最後の一文では、戦争とは何か、平和とは何かを一挙に問いかけてくる。㊧衝撃的な結末はもちろん、そこに至る伏線は（中略）深い愛情と戦争という現実との対比をくりかえし、見事な物語の仕掛けとなっている。／この㊦家族やふるさとへの思いと㊨くりかえされる「でも」という大きな㊦・㊨2つの流れと結末との結びつきを考えると、㊦家族愛や郷土愛は、豊かな感想となってわき起こってくるだろう。

と言うように、下線と符号はいま便宜的に付したものだが、㊦の箇所にしつかりと単元の学習目標が反映されているわけである。そして、㊧の箇所は、物語の結末に対して私の抱いた嫌な感じが同絵本の読者に共通する〈衝撃〉に由来するものであることを示している。

さて、㊨の箇所にいう接続詞〈でも〉の反復が、本作品の構造を読み解くための一つの指標となっている。ところが、教科書に収載される際、物語の本文をずいぶん改変したようで、教科書本文においては〈でも〉を含む場面が五箇所（㊠～㊥）あるのに対し、もとの絵本の本文では二箇所（㊡・㊣）しかない（Table.1）。そのうち、教科書本文㊠は物語の詞章となっているが、これは絵本において

は〈あとがき〉の部分なので、少なくとも絵本では物語の詞章と別個のものと見なさざるを得ない。

国語教科書『世界一美しいぼくの村』	絵本『せかいいち うつくしいぼくの村』
① アジアの真ん中にアフガニスタンという国があります。めったに雨がふらないので、かわいた土とすなばかりの国のように思われています。でも、万年雪をかぶった高い山が連なり、森や見わたすかぎりの大草原もあって、春になれば花がさきみだれ、夏になれば、果物がたわわに実る美しい自然がいっぱいの国です。	① アフガニスタンでは、雨はめったにふりません。そのため、かわいた土や岩や砂ばかりの国のようにおもわれています。でも、万年雪をかぶった山やまや、森や、みわたすかぎりの大草原もあって——春になれば、草花がさきみだれ、夏になれば、くだものがたわわにみります。美しい自然がいっぱいの国なのです。〈あとがき〉
② ヤモも、兄さんのハルーンと競争でかごいっぱいのももやさくらんぼを取ります。村じゅうがあまいかおりに包まれます。でも、今年の夏、兄さんはいません。兵隊になって、戦いに行ったのです。アフガニスタンでは、もう何年も、民族どうしの戦争が続いています。	② ちいさいおとこのこのヤモも、にいさんのハルーンときょうそうでかごいっぱいのももをとります。村じゅうがあまいかおりにつまれています。——でも、ここのなつ、にいさんはいません。ヤモのくにではせんそうがつづいています。にいさんもへいたいになって、たたかいにいったのです。(第2場面)
③ 「さくらんぼ! パグマンのさくらんぼ!」でも、だれもふり向いてくれません。ヤモは、がっかりして、道ばたにすわりこみました。	③ まちはいそがしくてめがまわります。さくらんぼはちっともうれえません。ヤモはがっかりして、みちばたにすわりこみました。(第10場面)
④ ヤモはお茶を飲みながら、父さんたちの話を聞いていました。ハルーン兄さんならだいじょうぶ、きつと春には元気に帰ってくると、ヤモは信じています。でも、何かかむねがいっぱいになってきました。	④ ヤモはあまいおちゃをのみながらとうさんたちのはなしをきいています。ハルーンにいさんならだいじょうぶ、きつとはるにはげんきにかえってくると、ヤモはおもっています。でも……。 (第13場面)
⑤ 「ハルーン兄さん、早く帰っておいでよ。うちの家族がふえたんだよ」ヤモは、父さんにたのんで、白い子羊に「ハール(春)」という名前を付けようと思いました。でも、春はまだ先です。	⑤ ヤモはとうさんにたのんで、しろいこひつじにじぶんで、「ハール」となづけました。「はる」といういみのなまえです。「ハルーンにいさん、はやくかえっておいでよ。うちの かぞくがふえたんだよ」はるはまだまだ1ねんちかくもさきです。(第191場面)

Table.1 接続詞〈でも〉を含む本文の対照

とはいえ、逆接の接続詞が折り込まれ、その後には何かが対置されるという反復的な構造の指摘は、なかなか面白いと思う。上記の国語教科書本文①～⑤に置かれた〈でも〉の前後を参照すると、

- ①. マイナスの印象／プラスの現実 ……〔物語の冒頭部〕
  - ②. プラスの現実／マイナスの現実
  - ③. プラスの行動／マイナスの現実
  - ④. プラスの想い／マイナスの想い
  - ⑤. プラスの現実／マイナスの現実
- ※ マイナスの現実 ……〔物語の結末部〕

という配列になっており、物語の結末部においても暗黙裡に逆接の接続詞が想起され、まさしく、

この としの ふゆ、  
村は せんそうで はかいされ、  
いまは もう ありません。  
でも、……

といったかたちで、逆接的な状況（プラスの現実）が対置される可能性（見えざる将来）を読者に予期させるからである。

picture.1 パグマン村・収穫の夏



しかしながら、絵本の本文全体が同じ構造を持っているとは断じ得ぬため、教科書の本文を読み解くこの指標をそのまま絵本に適用するわけにもいかないだろう。ただし、絵本の本文における二箇所ので「でも」が、戦地に赴いた兄ハルーンの描写を伴っている点は踏まえておかねばなるまい。この件については、第IV章で改めて取り上げることとする。

### III. ヤモの成長の物語を《読む》

パグマン村の、満開の花に覆われる春と、収穫でにぎわう夏 (picture.1) の光景が描かれた絵本の冒頭 (第1・2場面) と、戦禍による村の破壊・

消失を伝える結末 (第19-2場面) を除けば、『せかいいち うつくしい ぼくの村』は、夏の収穫期におけるヤモの或る一日を描いたものだ。それは、未明→早朝→午前→午後→夕方→夜という時間の経過を孕みながら、ヤモの自宅 (第3場面) →パグマン村 (第4場面) →街道 (第5場面) →町 (第6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16場面) →街道 (第17場面) →パグマン村 (第18場面) →ヤモの自宅 (第19-1場面) という空間的な移動とともに進行していく。

ヤモの物語は、第3場面で〈きょう、ヤモは はじめて ロバの ポンパーと、まちへ くだものを うりに いくことに なりました〉と語り出され、灯火をともした時間帯の袋詰め作業のさまと、母と一人の幼児に見送られる早朝の出発の様子 (picture.2) が描出される。物語情報としての言葉 (文字) は、第2場面で兄ハルーン存在を告げ、この場面で「かあさん、いってきます」というヤモの科白が母の存在を示唆するのみだが、ヤモの家族を描いた物語情報としての絵 (picture.1・2) は、母の存在ともども幼児の存在をも明瞭に語っている (ヤモと同じような服装をしていることから男児だと推察される)。ヤモの一家は、すももとさくらんぼの栽培を生業とする夫婦と三兄弟からなる五人家族で、兄ハルーン不在は一人の働き手を失ったことにほかならない。絵でみるかぎりヤモもまだ幼いため、収穫のみで販売の仕事はさせられていなかったようだが、兄のいない今年は、そうもいかぬ状況ということだろう。

村人たちの「たくさん うれると いいね」という声に送り出され、街道では父に教えられた売り声を何度も繰り返す。町に到着し、そのにぎわいに圧倒されていたヤモは、さくらんぼを一人で売るよう父から告げられる。町の道をよく知っているポンパーに引っぱられながら、ヤモは振り売りをすることとなった。不安を抱きつつも、何とかさくらんぼを売ろうとするヤモの姿が、第9場面に四枚の絵で描かれ、それぞれ次のような言葉 (文字) が添えられている。

- ① ゆうきを だして よんでみました。「えー、さくらんぼ」 だれも ふりむいてくれません。
- ② もっと おおきな こえで いわなくちゃ。「さくらんぼー、パグマンの さくらんぼ！」
- ③ くだものやの まえを とおる ときは ちいさな こえで、「……さくらんぼ」
- ④ りんりん、シャンシャン。「じゃまだ じゃまだ! あぶないぞ!」 ばしゃタクシーが、すずを ならして とおりすぎます。

町の慌ただしさの中で、ヤモの前に足をとめてくれる者は誰もなく、さくらんぼは全く売れなかった。ヤモが意気消沈して道端に座り込んだとき、小さな女の子がパグマンのさくらんぼを名指して買ってきて、それを契機にヤモのさくらんぼは、〈とぶように うれはじめ〉る。戦争で足を失った

男も、同じく名指しで称賛してくれる。

移動しつつ売ろうとしている四枚の絵に比べると、第10場面の絵に描かれたように、座り込んでいる方がむしろ通行人の目にとまりやすかった、とも言えようが、ここはパグマンを知る人々に支えられ、ヤモの初めての商売がうまくいったのだと捉えておくべきところだろう。

さくらんぼを完売したという報告を聞き、〈まだ はんぶんいじょう うれのこった すももを まえに、とうさんが にこにこ わらって〉いた。そのまま二人で遅い昼食に出向き、ヤモが父と食べようと残しておいた一握りのさくらんぼを

差し出す場面は、彼の初仕事の成功を祝うささやかな乾杯のようでもある。さらに、隣席の男からの「よく うれたようですね？」という問いかけに応じ、「いやあ、この ヤモのおかげですよ」と我が子をあえて人前で褒めた父は「ヤモ、あとで びっくりすることが あるよ」と告げ、羊の市場へヤモを伴い、その日に儲けた金を全て支払って一頭の子羊を手に入れる。

そう、それは まっしろな こひつじでした。ヤモの うちの はじめての ひつじ。

[A1] こんな きれいな ひつじは、村の だれの ところにだって いません。 (第16場面)

飼育して羊毛を得るための購入かも知れぬが、ヤモの初めての稼ぎを全て使っていることや、彼に子羊の命名を許していることを考え合わせると、初めての仕事を成し遂げた我が子に対する褒美でもあったと見なしてよいだろう<sup>(注5)</sup>。下線と符号をいま便宜的に付したが、[A1]の箇所は父子が帰路に着き、やがて村へ帰着する場面、

「さあ、ポンパー、いえへ かえろう。[A2]ひつじを みたら、きっと みんな おどろくよ」  
(第17場面)

やっと 村に つきました。[B]なつかしい においが します。たった 1にち いなかつただけなのに、とても ながい たびから かえったような きが します。「[A3]みんなが うちの ひつじを みているぞ」[A4]ヤモは むねを はって、村の みちを いえに むかいました。 (第18場面)

に繰り返される[A2]・[A3]の科白と響き合っており、自分の獲得物をひけらかしたいヤモの得意げな様子を感じられる。そして、[A4]の箇所からは綺麗な子羊の自慢のみならず、初仕事をやり遂げたことに対する晴れがましく誇らしい気分も看取することができるはずだ。

もちろん、ヤモが真の意味で一人前になったというわけではなく、道を知るポンパーを添わせて比較的売りやすいさくらんぼを任せた父の配慮をはじめ、早朝に路傍からエールを送ってくれた村人たちとか、村を名指しでさくらんぼを買ってくれた少女や杖をついた男との出会いとか、自身を育んだ風土としての所謂《パグマン村》が彼を後押ししてくれたことも、はっきりと気づかぬにせよ、おそらく心のどこかで感じていたに違いない。だからこそ、[B]のごとき感慨が彼の中をよぎったわけである。ついでながら、教科書の本文では、

ヤモは、大喜びで村へもどってきました。たった一日いなかっただけなのに、とてもなつかしいにおいがします。／「パグマンはいいな。世界一美しいぼくの村」／ヤモは、そとつぶやきました。(／は改行箇所)

と、主題としての〈郷土愛〉に迫れるよう、先の絵本の引用(第17・18場面)にあった子羊にまつわる詞章がすっかり削除され、かなりあからさまなかたちで下線を施した箇所——不自然なヤモの独白

picture.2 町への出発



が加筆されている。

#### IV. 不在の兄ハルーンの物語に底流する戦争の気配

ヤモの物語だけを眺めるならば、一人の男の子が不安・葛藤・達成という過程を経て、少しずつ成長していく姿が描かれており、美しい絵の連続と相俟って、私たち読者は、ヤモの翌日以降の物語がまだまだ続くのを期待するところである。

だが、物語は急展開で終結する。先に引いた第18場面が続く第19-1場面には、

ヤモは　とうさんに　たのんで、しろい　こひつじに　じぶんで、「バハール」と　なづけました。「はる」という　いみの　なまえです。

「ハルーンにいさん、はやく　かえっておいでよ。うちの　かぞくが　ふえたんだよ」

はるは　まだまだ　1ねんちかくも　さきです。

と、戦地へ赴いた兄ハルーンの帰還する春を待ちわびるヤモの科白が織り込まれ、彼の或る夏の一日の物語は終わりを告げる。そして、見開きの次ページ（第19-2場面）に、例の詞章、

この　としの　ふゆ、

村は　せんそうで　はかいされ、

いまは　もう　ありません。

が配され、同年の冬、めぐりくる春を待たずにパグマン村が破壊され、消失してしまったことを語って、絵本は終わる。

明日以降もまた同じ毎日を過ごせるはず、という私たちの思い込みや、まさに私たちの日々の営み、平穏な生活そのものを——そんな日常の脈絡とは、おそらく全く別の文脈（基準）で——いきなり奪い去るのが戦争なのである。だとすれば、そのまま続くと思われた一人の男の子の日常の営みがほぼ全ページにわたって描かれ、最後のページでのみ、彼の営みが途絶し、ずっとその舞台であるはずの場所が消失した、と告げるこの絵本の第19場面（見開きページ）の孕む段差は、常時と非常時のそれであり、まさに《戦争》を比喩的に体現していると言えそうだ。

戦禍によるパグマン村の破壊と消失は、ヤモの日常の論理にとっては脈絡のない途絶としてもたらされたもので、私たち読者にとってもそう見えたわけだが、実際のところ、この絵本は、結末部へつながる戦争の脈略を確かに有している。そしてまさに、その脈絡を形成しているのが、ヤモの兄ハルーンの物語なのである。

主人公が自身を育んだ郷土に対して抱く〈郷土愛〉については、既に前章で確認したが、〈家族愛〉として、とりわけ兄への想いが織り込まれているわけだから、それについてみていくことにしよう。ハルーンの物語は、主人公であるヤモの物語の中に、彼が想起する事柄として織り込まれている。そういう意味では、物語と呼ぶよりも厳密にはヤモの物語の要素に過ぎないと言えるかも知れぬが、ここでは、それをハルーンの物語と称して論を進めていく。

第II章でも既に触れたが、ヤモの兄ハルーンに関わる描写のある箇所をあげておこう。ハルーンの物語は、次のようなかたちでちりばめられている（Table.2）。そして、それは戦争を想起させるような詞章とともにたち現れてくる。ところで、〈戦争関連・想起〉欄の第1場面に☆を、第19-2場面に★を仮に付したが、前者はパグマン村の平時の様子であり、これにヤモの物語○が連なる。一方、後者は戦時のパグマン村破壊であり、こちらはハルーンの物語●に連なるものとなっている。

場面	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
ヤモの物語		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ハルーンの物語		●								●			●						●	
戦争関連・想起	☆	●								●			●						●	★

Table 2 各場面におけるヤモの登場・ハルーンの記述・戦争関連の人や事物の登場

さて、一見して知れるように、ハルーンの物語そのものは、全体に四箇所を数えるのみである。ここで、それぞれの本文を引用しておこう。

④ 「♪すもも なったか、なし なったか。まっかな あたま さくらんぼ。とったか たべたか、たべずに しんだか——」

ちいさい おとこのこの ヤモも、にいさんの ハルーンと きょうそうで かご いっぱいの すももを とります。

村じゅうが あまい かおりに つつまれます。

——でも、ことしの なつ、にいさんは いません。

ヤモの くにはでは せんそうが つづいています。にいさんも へいたいになつて、たたかいに いったのです。

(第2場面)

⑤ 「ぼうや、わたしにも おくれ。むかし、パグマンの ちかくで くだものをつくってたんだ。なつかしいな」

「おじさんは せんそうに いったの？」

「ああ、そうだよ。おかげで あしを なくしてしまつてね」

ヤモは ドキッと しました。ハルーンにいさんの かおが おもいうかびました。

(第10場面)

⑥ 「いやあ、この ヤモの おかげですよ。なにしろ うえの むすこが せんそうに いていましてね」

「それは しんぱいですな。みなみのほうの たたかいは、かなり ひどいと いうし」

「らいねんの はるには かえると いったんですがね」

ヤモは あまい おちやを のみながら、とうさんたちの はなしを きいています。ハルーンにいさんなら だいじょうぶ、きっと はるには げんきに かえつてくると、ヤモは おもっています。でも……。

(第13場面)

⑦ 「ハルーンにいさん、はやく かえつておいでよ。うちの かぞくが ふえたんだよ」

はるは まだまだ 1ねんちかくも さきです。

(第19-1場面)

引用④の時点で、兄の不在が語られる。いつもは兄と競って果実の収穫をした。〈——でも〉、なのである。ヤモの仕事は、去年ならそこまでよかった。引用⑤では、ドキッとてヤモが兄を想起するのが、戦争で負傷したという話題の際であった。引用⑥は、南部の戦闘の激化を聞くものの、春には兄が帰還するはずだと信じているというところで、例の〈でも……〉、である。〈はるにはげんきに かえつてくる〉の後だから、《でも、帰つてこないかも知れない》との不安が含意されていると言えよう。引用⑦は、ヤモが購入した子羊に〈春〉を意味する〈バハール〉という名をつけた直後に織り込まれた詞章である。この絵本は、日本人の手になるものであるから、兄が生還する〈春〉に音のうえで重なる〈ハルーン〉〈バハール〉という名が選ばれたのかも知れない。「うちの かぞくが ふえたんだよ」と、子羊を何気なく家族と称しているが、これらを考えあわせると、新しい家族〈バハール〉は兄の身替わりであり、兄の生還がかなわぬことを暗示しているとも言えそうである。

このように、兄ハルーンの話は、引用④から⑩へと進むにつれ、想起される事態がマイナスの方向へ肥大化していきることが知れよう。さらに、④はヤモが一人で振り売りに行く前、⑥はさくらんぼを完売させる最中、⑦は完売後の食事のとき、⑩は彼の働きで得た金で子羊を購入した後、というかたちで、ヤモの一日に付随している。これは、ヤモ自身が、ハルーンの代わりに一人の働き手となっていく過程と連動しているようにもみえる。徐々にマイナス方向へ膨れ上がっていくハルーンの話に呼応して結末部に配置されたのが、さらに大きなマイナスの事態、すなわち、戦禍による村の破壊・消失という構造になっている。いわば、ハルーンの話は、ヤモの一家の中に影を落とした《戦争》という役割を担いながら（それは当然、彼の家族のみならずパグマン村をも巻き込む国内の大きな動きであるから）結末部に配される戦禍の呼び水でもあったのである。

したがって、絵本の本文に配された二箇所の〈でも〉は、物語終了後の絵本世界全体に対し、  
この としの ふゆ、  
村は せんそうで はかいされ、  
いまは もう ありません。  
でも、……

などと、安易に希望的未来を対置させないような、強いマイナスの構造を作り出すものとして機能しており、やはり国語教科書の本文を捉える指標と同様だと見なすわけにはいかない、ということになる。

それでも……、だ。私たちは、絶望的な結末の先（見えざる将来）に、わずかながらであれ、プラスの現実を対置したいと心の底でふと思ってしまう存在なのだろうか。実際のところ、ヤモたちの〈村は せんそうで はかいされ〉たのだが、この絵本の裏表紙に描かれたヤモの一家の後ろ姿（picture.3）をみて、ある種の安堵感や期待感を禁じ得ないこともまた確かなのである。

## V. おわりに

絵本『せかいいち うつくしい ぼくの村』の〈あとがき〉にあたる部分〈もっとパグマン村のことを知りたいひとへ〉には、こう記されている。やや長きにわたるが、そのまま引用しておきたいと思う。

この絵本の舞台は、アジアのどまんなかにある国、アフガニスタンです。

アフガニスタンでは、雨はめったにふりません。そのため、かわいた土や岩や砂ばかりの国のようにおもわれています。でも、万年雪をかぶった山やまや、森や、みわたすかぎりの大草原もあって——春になれば、草花がさきみだれ、夏になれば、くだものがたわわにみのります。

美しい自然がいっぱいの国なのです。

ひとびとは、ながいあいだ、家畜を追い、畑をたがやして、くらしてきました。

ところが、平和だったこの国で、戦争がはじまりました。1980年ごろにはじまった戦争は、その後、国内の意見のちがう民族どうしがにくしみあう内戦に発展し、15年たったいまも、つづいています。アフガニスタンじゅうの村から、たくさんのわかものが、戦場へでかけていきました。戦いは国じゅうにひろがり、あれはた土地をすてて外国へ避難するひとたちは、500万

picture.3 ヤモの一家（裏表紙）



人をこえました。

戦争がはじまって10年めの夏、わたしはアフガニスタンを旅しました。

旅のとちゅう、わたしは小さな村にたちよりました。戦争のなかでも、ひとびとは明るく、力強く生きていました。そして、旅人のわたしを、あたたかくむかえてくれました。

パグマン村とは、そのときわたしがたずねた村がモデルです。その村で、わたしは、ヤモのような小さい子どもたち、おとうさんのような誠実なひとたちと知りあい、友だちになりました。けれども村は、そののち、パグマン村とおなじように爆撃をうけ、破壊されました。なつかしいひとびとが、いまだここにいるのかはわかりません。

アフガニスタンにはこのような村が、ほかにも数多くあります。

アフガニスタンの内戦が1日もはやくおわって、すべての村に、むかしのような平和がおとずれてほしい。外国へ避難したひとびともかえってくるだろう。そうしたら、もういちどみんなと、せかいいち美しい村であいたい、そうねがっています。

下線はいま便宜的に施したものだが、この箇所を示された作者・小林豊の願いが、唐突な結末部の先にある見えざる将来、期待される結末として配されている。

この絵本世界そのものの物語は、決して安易に明るい未来を読者である私たちに夢見させないが、同じく小林の手になる二つの絵本——『ぼくの村に サーカスがきた』（ポプラ社、1996年）、『せかいいち うつくしい村へ かえる』（ポプラ社、2003年）——が、パグマン村の次なる時間（あるいはヤモの消息）を描き出す。

この二作品についても、別の機会に論じたいと思うが、おそらく誰もが祈りに似た気持ちとともに思い描く未来を、やや先取りするかたちで示しておくことにしよう。パグマン村三部作のラストを飾る『せかいいち うつくしい村へ かえる』の結末部である。

せかいいち うつくしい 村は、  
いまも、  
みんなの かえりを まっています。

同絵本もまた、ただ明るい未来を提示する物語となっていない。村は破壊されて荒廃したまま住む人もなく、いまだ復興の兆しさえないのだが、長い冬の後、春を迎えた村を訪れた主人公（ヤモの友達のミラドーという男の子）が、村のはずれにある〈やけこげた すもものき〉の〈えださきに、ちいさな つぼみ〉を見つけるのだ。

## 注

- 1) 関可明『脳が元気になる読み聞かせ——子どもと本との楽しい出会い——』第Ⅱ部第2章「2世界の子どもに読んでほしいアフガニスタンの絵本」、107頁（一光社、2002年）。
- 2) 『世界一美しいぼくの村』の学習目標・学習活動・評価事項は下記のウェブサイトで開催されている〈平成23年度・年間指導計画作成資料〉を参照した。  
東京書籍 <http://ten.tokyo-shoseki.co.jp/>
- 3) 中田清香「『結末の効果を考える』授業づくり」（白石範孝編著『「思考の場」で育つ言語力——用語・構成・方法から——』東洋館出版社、2010年）、132頁。
- 4) 香月正登「世界一美しいぼくの村 東京書籍4年下／結末の効果を話し合おう！」（全国国語授業研究会・筑波大学附属小学校国語研究部編著『読解力を育てる——言語活動の充実をどう図るか——』東洋館出版社、2011年）、109頁。
- 5) 勝倉壽一「世界一美しいぼくの村（東京書籍・小学4年）の読み」（『東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要』第1号、2011年3月）に、〈父親がヤモを一人で商売させたのは、戦争の惨禍

を受けても生き抜いていく力を身につけさせるためであり、生きていくことの厳しい現実と、その中で生きる生産の喜びを実感として経験させることが目的であったであろう。父親がその日の収入の全てを費やしてヤモに子羊を買い与えたのは、不安や心細さを乗り越えて生き抜く力を実証したヤモへの褒美である。単純に「ヤモを喜ばせたい気持ち」などではない。前途を見通せない現実の中で雄々しく生き抜くことを求める父親の気持ちそのものであり、兄ハルーンのいないヤモの淋しさ・不安を癒すとともに、家族が元気でともに暮らす一日の大切さをそれとなく教えようとしたのである」という指摘がなされている。

## インドネシアの国際競技力とスポーツ組織に関する報告

山口 恭平

九州共立大学スポーツ学部スポーツ学科助教

### **Brief report about international competitiveness and sport organization in Indonesia**

Kyohei YAMAGUCHI

Teaching Assistant, Department of Sports Science, Faculty of Sports Science,  
Kyushu Kyoritsu University

**Keyword:** International Competitiveness in Sports, Indonesia, Olympic, Ministry of youth and sports

## I はじめに

スポーツの国際舞台においてまだ目立つ存在でない東南アジア諸国が、昨今の急激な経済的発展に伴って、そのスポーツにおける国際競技力を高める可能性は高い。特に東南アジアを代表するインドネシア共和国（以下、インドネシア）は、世界第4位となる2億4千万人も人口を有し、平均年齢28.5歳（男28歳、女29.1歳）<sup>1)</sup>と人的資源にも恵まれている。2004年にスシロ・バンバン・ユドヨノ氏が大統領に就任して以降は、安定した政治が続いており、国内外において国家としての信頼も高まっている。また、1万8千以上とも言われる大小の島々にある豊富な天然資源と安い人件費は各国企業の注目を浴びており、近い将来、インドネシアが国際舞台において活躍することが予想される。これらのことから、近年の著しい経済成長とともにスポーツの国際舞台においてさらなる躍進を果たした中国が実証したように、インドネシアもスポーツの国際舞台において大きく成長を遂げる可能性は高いと考えられる。

本報告では、近い将来スポーツの国際舞台において大きく躍進する可能性をもつインドネシアの国際競技力および、それを支えるスポーツ組織の概要を整理することを目的とする。

## II インドネシア・スポーツの国際競技力

夏季オリンピックにおけるインドネシアの参加人数と獲得メダル数を表1<sup>2)</sup>に示した。東京大会（1964年）とモスクワ大会（1980年）は、政治的理由により参加していない。最初のメダル獲得はソウル大会（1988年）におけるアーチェリー競技・団体種目の銀メダルであった（クスダ・ワルダニ選手、リリエス・ハンダヤニ選手、ヌルフィットリヤナ・サイマン選手）。これ以降、メダルを獲得できなかった大会はない。これまでのメダル獲得競技と獲得数をみると、バドミントン（金6、銀6、銅6:計18）、ウエイトリフティング（銀3、銅5:計8）アーチェリー（銀1:計1）の3競技、合計27個であった。最初に金メダルを獲得した競技種目は、バルセロナ大会（1992年）のバドミントン競技シングル種目であった（スシ・スサンティ選手）。

図1<sup>2)</sup>はソウル大会（1998年）からロンドン大会（2012年）までのメダル獲得数順位の変動をグラフにしたものである。インドネシアの他に、ロンドン大会の上位3カ国（アメリカ、ロシア、中国）、日本、中東地域のカザフスタン、アフリカ地域のケニアも示した。日本、カザフスタンのメダル獲得数順位は上昇傾向にあるが、インドネシアは反対に下降傾向にある。インドネシアはバルセロナ大会（1992年）での27位が最高であり、初めてメダルを獲得したソウル大会以降ではロンドン大会（2012年）の58位が最低であった。このことは、アフリカ諸国や中東諸国の活躍や、オリンピック参加国の増加が影響していると考えられる。

表 1. 夏季オリンピックにおけるインドネシアの参加人数及びメダル獲得数(IOCホームページより)

年	大会	参加人数	金	銀	銅	計	順位
1952	ヘルシンキ	3	0	0	0	0	-
1956	メルボルン	22	0	0	0	0	-
1960	ローマ	22	0	0	0	0	-
1964	東京	0					
1968	メキシコシティ	6	0	0	0	0	-
1972	ミュンヘン	6	0	0	0	0	-
1976	モントリオール	7	0	0	0	0	-
1980	モスクワ	0					
1984	ロサンゼルス	16	0	0	0	0	-
1988	ソウル	29	0	1	0	1	38
1992	バルセロナ	42	2	2	1	5	27
1996	アトランタ	40	1	1	2	4	39
2000	シドニー	47	1	3	2	6	32
2004	アテネ	38	1	1	2	4	47
2008	北京	24	1	1	3	5	39
2012	ロンドン	22	0	1	1	2	58
合計		324	6	10	11	27	

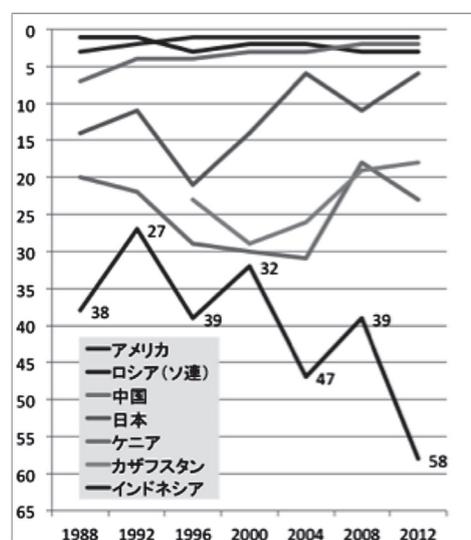


図 1. 各国の合計獲得メダル数順位の変動 (IOCホームページより作図)

### III インドネシアのスポーツ組織

#### 1 青少年スポーツ省

青少年スポーツ省（インドネシア語、以下イ：Kementerian Negara Pemuda dan Olahraga / 英語、以下英：Ministry of youth and sports）は、インドネシアにおける青少年スポーツの競技力向上<sup>3)</sup>をビジョンとしてスポーツ政策を実行している行政機関である。ミッションとして「青少年スポーツの競技力を向上させること」を掲げ、その具体的な説明として、①政府レベルの分野横断的な連携によって青少年の人的資源ポテンシャルを高めること。②个性的で才能があり高い競技力を有する卓越した青少年を育てること。③政府レベルの分野横断的な連携によってスポーツの人的資源ポテンシャルを高めること。④青少年スポーツ選手の潜在的な能力向上を通じて、常に国際大会において高い競技力を発揮することのできるスポーツ選手を育成すること。と述べている。



図2. 青少年スポーツ省のロゴデザイン

①～④を見ると、日本でも取り組まれているタレント発掘事業と同様の内容であり、インドネシアでは国の政策として取り組んでいることが伺える。

日本における青少年スポーツは、学校教育としての体育と同じく文部科学省により統括されているが、インドネシアでは学校教育における体育と競技力向上を目指したスポーツは分離されており、前者を教育省が、後者を青少年スポーツ省が統括している。同様に、各州においても州政府のもとに教育局と青少年スポーツ局が設置され、政策の実施がなされている。図2は青少年スポーツ省のロゴデザインである。

青少年スポーツ省が取り組む事業として、選手選抜と育成、コーチの育成、国際大会への参加が挙げられる。ここでは、選手選抜と育成について詳細に述べることにする。

#### (1)教育トレーニングセンター（以下PPLP）プログラム

青少年スポーツ省が実施する事業の一つとしてPPLP（イ：Pusat Pendidikan dan Latihan Pelajar / 英：Education and Training Center for Student）プログラムが挙げられる。PPLPとは、インドネシア各州に設置されているトレーニングセンターであり、州の青少年スポーツ局（イ：Dinas Pemuda dan Olahraga / 英：Department of Youth and Sports）が、管理運営を行っている。青少年スポーツ局は、施設備品の管理、コーチの選出、地域の子供達を対象にした選抜テストの実施などを実施する。PPLPでは、複数の競技種目でトレーニングが実施されているが、これらの競技種目は州によって異なる。これは、州の規模や本省からの予算配分、地域の特色などが影響していると考えられる。

PPLPプログラムで選抜された選手は、基本的に青少年スポーツ局が用意した選手寮に住まなければならない。そこからトレーニングセンターに通い、毎日トレーニングを行う。PPLPプログラムで対象になる選手は、12歳から18歳（中学～高校）の子供たちである。インドネシアの初等中等教育制度は日本と同じ6・3・3制である。選抜された選手も、選手寮から最寄りの学校に通うことになっている。筆者が調査したPPLPは、オールウェザーの陸上競技場、野外バスケットコート、体操競技場、バドミントン専用体育館など様々なスポーツ施設が隣接する運動公園の敷地内に、選手寮と校舎（中高校一貫）が建てられていた。施設・設備の老朽化はすすんでいたが、トレーニング環境としては充分整っているように見受けられた。

また、2年に1回 PPLP間の交流と競技力向上を目的としたAntar PPLPと呼ばれる全国PPLP対抗

選手権大会が行われている。

## (2)全国選抜プログラム

PPLPプログラムは州選抜選手の発掘と育成であるが、全国選抜選手の発掘と育成も同様なプログラムによって行われている。この全国選抜プログラムは青少年スポーツ省の直轄で実施され、選抜選手はジャカルタ州南部地区のラグナン（Ragunan）にある国立運動公園を活動拠点としていることからDIKLAT Ragunan（イ：pendiDIKkan dan peLATihan / 英：Education & Training）と呼ばれている。DIKLAT Ragunanの選手達は、青少年スポーツ省が実施する選抜テストを合格した14歳から18歳の子供たちである。トレーニング施設のある国立運動公園内に、ジャカルタ州が特別に用意した中学・高校一貫校があり、選手達はこの学校に通って授業受けている。

トレーニング面のサポート（コーチの配置、食事の用意、選手寮の管理等）は青少年スポーツ省が担当し、教育面（学校教育カリキュラム実施や学校施設の管理等）はジャカルタ州教育局が担当している。このような専門機関による分担は、高い成果を上げるために効率的であるようだが、しばしば指導実績を求められるコーチ側（青年スポーツ省）と教育成果を求められる学校側（州教育局）の間で軋轢が生じ、結果として学業不振や競技成績不振に陥る選手/生徒を生み出している。青少年の健全な発育・発達を軸に、青少年スポーツ省とジャカルタ州教育局とが連携をとりながら競技と教育の実施を図ることが今後の課題であろう。

## 2 インドネシア・スポーツ委員会

インドネシア・スポーツ委員会、通称KONI（イ：Komite Olahraga Nasional Indonesia / 英：National Sports Committee of Indonesia）は、インドネシアにおいて唯一の国立スポーツ組織であり、国内におけるスポーツ活動の企画運営、実施、調整の責任を持つ<sup>3)</sup>。また、各州にあるスポーツ委員会や各競技団体を統括している。したがって、KONIは日本における日本体育協会と同等な組織として捉えられる。

KONIは4年毎にPON（イ：Pekan Olahraga Nasional / 英：National Sports Festival）を開催しており、インドネシア国内におけるスポーツ振興促進を図っている。PONは、各州が各競技において獲得したメダルの数を競う（州対抗）ことから、日本における国民体育大会のような位置づけの大会である。しかしながら、規模は日本の国体とは比較にならないほど大きい。PONで優勝した選手はメディアで大きく取り上げられ、その競技力において高い評価を受ける。

## 3 インドネシア・オリンピック委員会

インドネシア・オリンピック委員会、通称KOI（イ：Komite Olimpiade Indonesia / 英：Indonesia Olympic Committee）は、オリンピック憲章に基づきインドネシア国内におけるオリンピック・ムーブメントの促進と、スポーツ競技力の向上を通じ世界の平和と友好を実現する目的で設立された組織である<sup>4)</sup>。1952年3月にIOC（国際オリンピック委員会）によって正式に認可されている。図3はインドネシア・オリンピック委員会が使用しているロゴである。日本のJOCと同等の組織であるが、国内向けのオリンピック・ムーブメントの促進活動より、オリンピックやアジア大会などへ選手団の派遣や、ホスト国としての国際大会の組織運営などが主な活動となっている。



図3. インドネシア・オリンピック委員会のロゴデザイン

#### IV まとめ

本報告では、近い将来スポーツの国際舞台において大きく躍進する可能性をもつインドネシアの国際競技力および、それを支えるスポーツ組織の概要を整理することが目的であった。

インドネシアの国際競技力をメダル獲得順位より概観すると、バルセロナ大会（1992年）での27位が最高であり、今年度開催されたロンドン大会（2012年）の58位が最低であった。また他国のメダル獲得順位の推移と比較してみると、アフリカ諸国や中東諸国の活躍やオリンピック参加国の増加が、インドネシア国際競技力の低下に関係していることが推察された。

インドネシアの国際競技力を支えるスポーツ組織の代表的なものとして、青少年の競技力向上を担う青少年スポーツ省、各競技団体を統括し国内のスポーツ振興に貢献しているインドネシア・スポーツ委員会（KONI）、国際大会の開催や国際大会に選手団を派遣するインドネシア・オリンピック委員会（KOI）を挙げた。

これらの組織が国際競技力向上の視点に立ち、連携して選手・コーチをサポートしていく体制を整えていくことができれば、低下傾向にあるインドネシアの国際競技力向上に繋がるのではないだろうか。

#### V 参考サイトおよび文献

- 1) CIA 「The World Factbook」 <<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/id.html>> (2012/10/27アクセス)
- 2) IOC 「Olympic.org」 <<http://www.olympic.org/olympic-games>> (2012/10/28アクセス)
- 3) Komitei Olahraga Nasional Indonesia. (2007) ANGGARAN DASAR KONI.
- 4) Komitei Olimpiade Indonesia. (2007) ANGGARAN DASAR KOI.



## 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学 生涯学習研究センター紀要 執筆要項

生涯学習研究センターでは、論文募集を年1回行う。  
論文の投稿手続きは、右図をご参照ください。

### 1. 発行

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター（以下「センター」という）の紀要として生涯学習に関連する研究成果を発表するため、論文募集を年に1回おこない、3月末日を発行日とする。

### 2. 投稿資格

本紀要の投稿資格者は、①本学教育職員、②本学の非常勤講師、③前述以外の者で本紀要編集委員会が特に認めた者とする。

### 3. 掲載形態

招待論文、総説、原著（実践研究を含む）、書評に分けて掲載する。よって、著者は前もってその形態を明示する。

### 4. 編集

1) 紀要の編集・発行のために編集委員会（以下「委員会」という）を設ける。

委員会は、センターの運営委員会並びに兼任教育職員から各大学が1名を選出し、委員長はセンターの所長をもってあてる。

2) 投稿論文は査読をおこなうこととし、委員長が指名した査読者に対して委員長名で依頼する。

3) 委員会は査読結果に基づき、投稿論文の掲載の可否を決定する。

### 5. 執筆要項

1) 原稿内容は、未刊行のものに限る。

2) 原稿内容は、センターで学ぶ人など多くの人が理解できるように、極力専門用語を避け、平易な文章で作成する。

3) 言語は、日本語（原則として常用漢字、現代仮名遣い、算用数字を使用）又は英語とする。

4) 原稿用紙は、A4版の縦置き横書きを原則とし、Microsoft Wordで作成した文書とする。

5) 投稿原稿は、図表・注記・参考文献等を含め、1頁あたり40字×40行の一段組で原則とし、フォントサイズ10.5ptで作成し10枚以内とする。

6) 投稿原稿1枚目には、和文タイトル・著者名・所属・欧文タイトル・欧文著者名・欧文所属を掲載する。なお、原著（実践研究を含む）の場合は、その後に欧文アブストラクト（300語以内）を加える。

7) 欧文アブストラクトは、必要に応じて欧文に精通している者が点検済みのものを提出する。

8) 注は、本文の末尾または参考文献の前に一括して入れ、本文中の該当箇所の右肩に1)、2)のように番号を付す。

9) 参考文献は、必要があればまとめて注の後に番号を付けて列挙する。なお、注及び参考文献は、原則として、著者名、論文名、書名、雑誌名、発行所、巻数、出版年、頁の順に記す。

10) 本文見出し番号の打ち方は、次のとおりとする。なお、大きい見出しには1行あける。

I、II、III、……

1、2、3、……

(1)、(2)、(3)……

①、②、③、……

a、b、c、……

11) 投稿原稿は完成原稿とし、校正は3校を原則とする。なお、校正は必要最小限の訂正・修正にとどめ、改行、改ページにわたる修正は認めない。

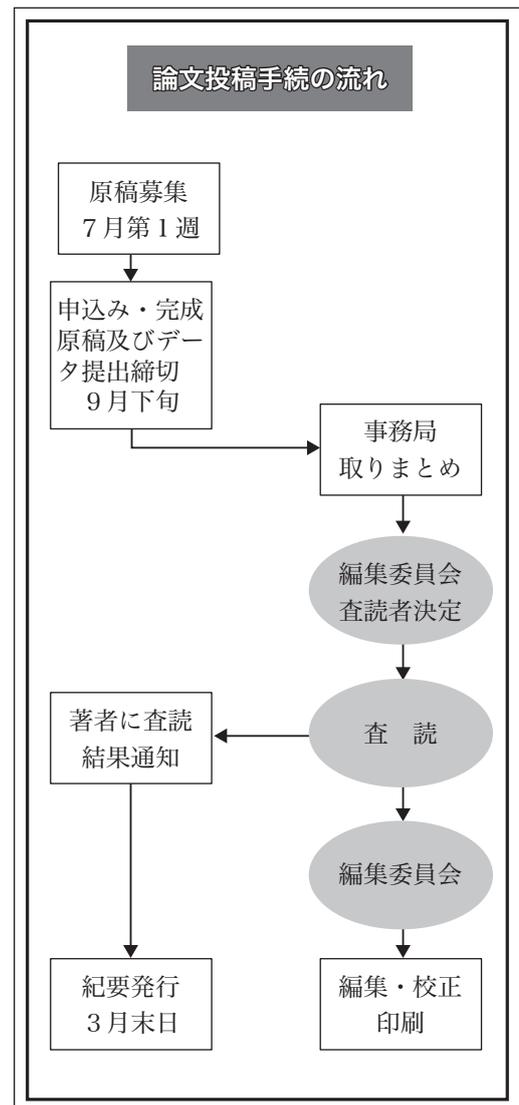
### 6. 原稿の受付と締切り

1) 原稿の募集案内は、毎年度7月第1週とする。

2) 投稿原稿の申込締切りは指定された9月下旬とし、同時に執筆要領に沿って執筆された完成原稿及びデータをセンターに提出する。

### 7. 「複製権」「公衆送信権」の行使委託承認について

執筆者は、投稿にあたり、研究紀要公開のために紀要原稿に関する「複製権」「公衆送信権」の行使を生涯学習研究センターが指定する機関・業者に委託することを承認することを前提とする。



九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター紀要 第18号

編集委員会

委員長：坂井 充 生涯学習研究センター 所長  
委員：有村 安生 九州共立大学経済学部 教授  
ニティン・ダタル 九州女子大学共通教育機構 准教授  
松本 禎明 九州女子短期大学子ども健康学科 教授  
作成協力者：生涯学習研究センター職員

〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8  
九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター  
TEL&FAX (093) 691-6550

投稿に関する規約等は紀要の最終ページに記載されている  
本誌の記事内容に関しての責任と著作権は著者に帰属する



Kyushu Kyoritsu University・Kyushu Women's University・Kyushu Women's Junior College  
Bulletin of The Inter-University Lifelong Learning Research Institute No.18

Editorial Committee

Chairman: Mitsuru SAKAI  
Director, The Inter-University Lifelong Learning Research Institute

Committee Members: Yasuo ARIMURA  
Professor, Department of Economics and Business Administration,  
Faculty of Economics, Kyushu Kyoritsu University

Nitin DATAR  
Associate Professor, Division of General Education, Kyushu Women's University,  
Kyushu Women's Junior College

Sadaaki MATSUMOTO  
Professor, Department of Childhood Care and Education,  
Kyushu Women's Junior College

Assistants to the Editor: The Inter-University Lifelong Learning Research Institute staff

Published by: Kyushu Kyoritsu University・Kyushu Women's University・  
Kyushu Women's Junior College  
The Inter-University Lifelong Learning Research Institute  
1-8 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City, Japan 807-8585 TEL&FAX(093)691-6550

For manuscript preparation, authors should refer to  
“Instruction for Authors” at the end of pages of the Bulletin.  
©2013 Copyright by each contributor.

平成25年3月31日印刷

平成25年3月31日発行

九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター紀要 第18号

発行者 九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学  
生涯学習研究センター

〒807-8585 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8  
TEL&FAX(093)691-6550

印刷所 有限会社 秀文社印刷

〒804-0013 北九州市戸畑区境川二丁目3-3  
TEL(093)883-1234

KYUSHU KYORITSU UNIVERSITY・KYUSHU WOMEN'S UNIVERSITY  
KYUSHU WOMEN'S JUNIOR COLLEGE

# BULLETIN OF THE INTER-UNIVERSITY LIFELONG LEARNING RESEARCH INSTITUTE

## No.18

## INDEX

### ■ ARTICLES ■

- JAPANESE LANGUAGE EDUCATION AS A LIFELONG LEARNING ACTIVITY ..... Keiko OGIHARA ..... 1
- Internship participation, nonparticipation comparative study of the university student  
—Through the investigation in the university in Kitakyushu City— Akihiro FUJIBUCHI ..... 13
- Relation Aesthetics in Tanizaki's Literature ..... Dongmei ZHANG ..... 25  
—centering on Syunnkinn story, a novel of his “classical regression” time—
- A Study of Acquisition about the Request Expression by the Chinese Learners ..... Lingling DING ..... 31
- Developing relationships with handicapped preschool children at ..... Himiko OZAWA ..... 37  
a development support center
- A Conspectus of Sports-Related Legal Issues ..... Nitin DATAR ..... 49
- Study on the management of school health rooms using music ..... Kazuko EZAKI ..... 65  
Sayaka IWAMOTO  
Harumi IZAWA
- On Feng Zikai's Chinese Version for Ochikubo Monogatari ..... Yingchun XU ..... 81
- ON THE NEW ROLE OF THE UNIVERSITY LIFELONG LEARNING RESEARCH CENTER Katsuya FURUICHI ..... 95  
— LOOKING FOR NEW WAYS OF COLLABORATION BETWEEN Nazario BUSTOS  
THE UNIVERSITY AND THE MUNICIPALITIES —
- Educational effects of e-learning in anticipation of postgraduate study for ..... Yukito HIGUCHI ..... 107  
students in dietitian training course Masana YOKOYA
- The method of stoppage without the context in the picture book ..... Koji SHIRASE ..... 115  
“Sekai-ichi Utsukushi-i Boku no Mura”
- ### ■ RESEARCH REPORTS ■
- Brief report about international competitiveness and sport organization in Indonesia Kyohei YAMAGUCHI 127

## 2013年